

# 大田市地域防災計画

## 資料編

# 大田市地域防災計画 資料編

## 目 次

大田市地域防災計画における担当課一覧表.....	1
大田市地域防災計画参照項目一覧表.....	20
1-1 風水害等災害履歴.....	21
1-2 地震災害履歴.....	22
2-1 重要水防区域及び危険箇所一覧表.....	23
2-2 ダム管理に関する通知先・ダム通報系統図.....	24
2-3 防災重点農業用ため池一覧表.....	26
2-4 土砂災害警戒区域一覧表.....	29
2-5 消防車両等現有数.....	31
2-6 大田市消防水利地区別状況一覧表.....	32
2-7 危険物製造事業所等一覧表.....	32
2-8 孤立地区に類する地区（雪害時）.....	38
3-1 大田市災害対策本部事務分掌.....	39
3-2 災害時職員動員体制及び配備人数.....	41
3-3 動員計画における伝達系統及び防災連絡責任者.....	42
3-4 災害時の職員腕章・車両標旗.....	43
3-5 島根県防災行政無線局一覧表.....	44
3-6 大田市災害状況記録・連絡票.....	46
3-7 要配慮者利用施設一覧表.....	48
3-8 関係機関連絡一覧表.....	50
3-9 雨量観測所一覧表、水位観測所一覧表.....	54
3-10 大田市指定緊急避難場所・指定避難所一覧.....	56
3-11 ヘリコプター離着陸場.....	58
3-12 大田市医療救護所設置場所.....	59
3-13 大田市医師会医療救護班編成表.....	59
3-14 消防部の災害対応資機材一覧表.....	61
3-15 防災備蓄物資一覧.....	62
3-16 島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書.....	64
3-17 避難所運営関連様式.....	66
3-18 食糧・物資供給関連様式.....	77
3-19 自衛隊災害派遣要請依頼書様式.....	86
3-20 自衛隊災害派遣撤収要請申請書様式.....	87
3-21 緊急通行車両等事前届出様式.....	88

3-2-2	規制除外車両等事前届出様式.....	89
3-2-3	緊急通行車両等確認申請関係.....	90
3-2-4	運送事業者名簿.....	94
3-2-5	緊急輸送道路及び防災活動施設、集積・備蓄基地等.....	96
3-2-6	廃棄物処理関係.....	97
3-2-7	災害時被災者支援制度一覧.....	98
4-2	大田市防災会議委員名簿.....	102
4-3	大田市災害対策本部条例.....	103
4-4	災害時の応援協定.....	104
4-5	島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）.....	109
4-6	島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）.....	110
4-7	島根県防災ヘリコプター緊急運航基準.....	111
4-8	避難情報等情報伝達に関する申し合わせ.....	112
4-9	学用品の給与.....	113
4-10	災害救助基準.....	114
4-11	年別地区別火災発生状況（過去10年間）.....	118

## 大田市地域防災計画における担当課一覧表

項目	担当課			
<b>第2編 風水害第1章 災害予防計画</b>				
<b>第1節 浸水・波浪災害の予防</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 河川等氾濫の防止対策	危機管理課	土木課	消防部	
3. 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における取組の推進	危機管理課	地域福祉課	子ども保育課	介護保険課
	教育委員会	産業企画課	関係各課	
4. 波浪・高潮災害の防止対策	危機管理課	農林水産課		
<b>第2節 土砂災害の予防</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. がけ崩れ、山崩れ災害の防止対策	危機管理課	事業推進課	土木課	
3. 地すべり災害の防止対策	危機管理課	農林水産課	事業推進課	土木課
4. 土石流災害の防止対策	危機管理課	事業推進課		
5. 土石災害防止法による防止対策	危機管理課	農林水産課	事業推進課	土木課
	消防部			
<b>第3節 都市構造の防災化</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 防災的な土地利用の推進	都市計画課			
3. 都市の不燃化の推進	都市計画課	消防部		
4. 防災空間の確保	都市計画課	土木課		
5. 工作物対策	都市計画課			
<b>第4節 建築物・公共土木施設災害の予防</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 公共建築物の災害予防対策	都市計画課	関係各課		
3. 既存木造建築物等一般建造物に関する対策	危機管理課	都市計画課		
4. ライフライン施設の安全化	上下水道部			
5. 交通施設の安全化	農林水産課	事業推進課	土木課	
6. 危険物に対する災害予防	消防部			
7. 文化財に対する災害予防	社会教育課	石見银山課		
8. その他公共土木施設の安全化	土木課			
<b>第5節 農林漁業施設災害の予防</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 農地・農業用施設の災害防止対策	農林水産課			
3. 林地及び林業用施設の災害防止対策	農林水産課			
4. 漁業施設の災害防止対策	農林水産課			
<b>第6節 防災活動体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害対策本部体制の整備	危機管理課			
3. 防災中枢機能等の確保・充実	危機管理課			
4. 広域応援協力体制の整備	危機管理課	土木課	消防部	
5. 災害救助法等の運用体制の整備	危機管理課	地域福祉課		
6. 複合災害対策	危機管理課	関係各課		
7. リ災証明書の発行体制の整備	危機管理課	関係各課		
<b>第7節 情報管理体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 情報通信設備の整備	危機管理課	情報企画課	消防部	
3. 予報及び警報等伝達体制の整備	危機管理課	情報企画課		
4. 災害広報体制等の整備	政策企画課	危機管理課	情報企画課	
	温泉津支所市民生活課	仁摩支所市民生活課		
<b>第8節 防災施設・装備等の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 防災拠点(防災活動施設)の管理・運営	危機管理課			
3. 災害用臨時ヘリポートの整備	危機管理課	消防部		
4. 防災装備等の整備・充実	危機管理課	消防部		
<b>第9節 避難予防対策</b>				
1. 基本的な考え方	—			

	2. 避難勧告等の基準の策定	危機管理課			
	3. 「避難情報の判断・伝達マニュアル」の作成	危機管理課			
	4. 避難計画の作成	危機管理課	関係各課		
	5. 避難誘導體制の整備	危機管理課	関係各課		
	6. 指定緊急避難場所・市低避難所及び避難路の整備・周知	危機管理課	関係各課		
	8. 応急仮設住宅の確保体制の整備	危機管理課	都市計画課		
第10節 救急・救助体制の整備					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 関係機関等による救急・救助体制の整備	危機管理課	消防部		
	3. 救急・救助用資機材等の整備	消防部			
第11節 医療体制の整備					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 情報収集管理体制の整備	健康増進課	医療政策課	市立病院	
	3. 医療救護体制の整備	健康増進課	医療政策課	市立病院	
	4. 防災訓練	健康増進課	医療政策課	市立病院	
第12節 交通確保及び規制体制の整備					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 交通確保・規制体制の整備	農林水産課	土木課		
	3. 緊急通行車両等の事前届出・確認	—			
第13節 輸送体制の整備					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 輸送体制の整備方針	危機管理課	産業企画課		
	3. 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	危機管理課	産業企画課		
	4. 緊急輸送道路の通行確保	危機管理課	事業推進課	土木課	
	5. 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備	危機管理課	農林水産課		
	6. 航空機による輸送	危機管理課			
	7. 船舶による輸送	危機管理課	農林水産課		
第14節 食糧・飲料水・生活必需品・防災資機材等の確保・供給体制の整備					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課	物資・食料配給班担当課		
	3. 飲料水及び給水用資機材等の備蓄並びに調整体制の整備	危機管理課	管理課(水道)	水道課	
	4. 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課			
	5. 災害救助用物資・防災資機材の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課	消防部		
	6. 医療救護資器材・医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課	健康増進課	医療政策課	市立病院
第15節 廃棄物等の処理体制の整備					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 廃棄物処理体制の整備	環境政策課	衛生処理場		
	3. し尿処理体制の整備	環境政策課	衛生処理場	下水道課	
	4. 応援協力体制の整備	環境政策課	衛生処理場	下水道課	
第16節 防疫・保健衛生体制の整備					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 防疫・保健衛生体制の整備	環境政策課	健康増進課		
	3. 食品衛生、監視体制の整備	関係各課			
	4. 防疫用薬剤及び器具の備蓄	環境政策課			
	5. 動物愛護管理体制の整備	環境政策課			
第17節 消防団及び自主防災組織の育成・整備計画					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 消防団の育成強化	消防部			
	3. 水防協力団体の育成強化	危機管理課	消防部		
	4. 自主防災組織の育成強化	危機管理課	消防部		
	5. 自主防災組織の編成	—			
	6. 自主防災組織の活動内容	—			
	7. 事業所等の防災組織の育成強化	危機管理課	消防部		

8. 地区防災計画		危機管理課			
第18節 防災知識の普及					
1. 基本的な考え方		—			
2. 市職員に対する防災教育		危機管理課	人事課		
3. 住民に対する防災教育		危機管理課	消防部	関係各課	
4. 学校教育における防災教育		教育委員会			
5. 防災上重要な施設の職員等に対する教育		危機管理課	消防部		
6. 事業所における防災の推進等		危機管理課	消防部		
7. 災害教訓の伝承		危機管理課	消防部		
第19節 防災訓練					
1. 基本的な考え方		—			
2. 総合防災訓練		危機管理課			
3. 個別訓練		危機管理課	消防部	市立病院	
第20節 要配慮者等安全確保体制の整備					
1. 基本的な考え方		—			
2. 避難行動要支援者等支援体制の構築		危機管理課	総務課	地域福祉課	子ども保育課
		介護保険課	教育委員会	関係各課	
3. 地域における要配慮者対策の推進		危機管理課	総務課	地域福祉課	子ども保育課
		介護保険課	教育委員会	関係各課	
4. 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策		地域福祉課	子ども保育課	医療政策課	
		介護保険課	市立病院		
5. 外国人対策		危機管理課	総務課		
第21節 相互応援協力計画					
1. 基本的な考え方		—			
2. 他市町村間で必要な応援協定		危機管理課			
3. 民間事業所との協定づくりの推進		危機管理課			
4. 災害時の相互応援に関する協定書		危機管理課			
第22節 災害ボランティア活動の環境整備					
1. 基本的な考え方		—			
2. 災害ボランティアの役割		—			
3. 専門ボランティアとの連携体制の整備		危機管理課			
4. 一般ボランティアとの連携体制の整備		危機管理課			
5. 防災ボランティアの育成		危機管理課			
6. 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録		危機管理課			
7. 災害ボランティアの普及・啓発		危機管理課			
第23節 孤立地区対策					
1. 基本的な考え方		—			
2. 通信手段の確保		危機管理課			
3. 物資供給、救助体制の確立		危機管理課			
4. 孤立に強い地区づくり		危機管理課			
5. 道路寸断への対応		政策企画課	危機管理課	土木課	

項目	担当課			
<b>第2編 風水害第2章 災害応急対策計画</b>				
<b>第1節 応急活動体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 大田市防災会議	危機管理課			
3. 応急活動体制	危機管理課			
4. 動員計画	危機管理課	消防部	関係各課	
<b>第2節 救援物資管理計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 救援物資の管理体制	危機管理課	物資・食料配給班担当課		
3. 救援物資の供給体制	危機管理課	物資・食料配給班担当課		
<b>第3節 県防災ヘリコプター活用体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 県防災ヘリコプターの活用体制の確立	危機管理課	消防部		
3. 県防災ヘリコプターの運用	危機管理課	消防部		
<b>第4節 災害救助法の適用計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害救助法の実施機関	危機管理課	地域福祉課		
3. 災害救助法の適用基準	危機管理課	地域福祉課		
4. 被災世帯の算定基準	—			
5. 災害救助法の適用手続き	危機管理課	地域福祉課		
6. 災害救助法の実施方法等	危機管理課	地域福祉課		
<b>第5節 労務確保体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 労働者の雇上げ	危機管理課	人事課		
3. 応援要請	危機管理課	人事課		
4. 従事命令等による労務者等の動員	危機管理課	人事課		
5. 損害賠償	危機管理課	人事課		
<b>第6節 広域応援体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 市町村相互の応援	危機管理課			
3. 市町村における広域応援体制	危機管理課			
4. 県内消防本部の応援	消防部			
5. 海上保安庁の応援	危機管理課			
6. 緊急消防援助隊による応援	危機管理課	消防部		
<b>第7節 自衛隊災害派遣体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害派遣基準等	—			
3. 災害派遣要請基準	—			
4. 災害派遣の要請手続	危機管理課			
5. 部隊等の受入れ措置	危機管理課			
6. 派遣部隊の撤収	危機管理課			
7. 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備	危機管理課			
<b>第8節 災害ボランティアとの連携体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害ボランティアの受入れ、支援	危機管理課			
3. 災害ボランティアの応援要請	危機管理課			
<b>第9節 消防体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 市・消防機関等による消火活動	消防部			
3. 消防団による消火活動	消防部			
4. 他の消防本部に対する応援要請	消防部			
5. 惨事ストレス対策	消防部			
<b>第10節 災害警備体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害警備体制の確立	—			
3. 災害警備措置	—			
<b>第11節 ライフライン施設応急復旧体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			

2. 電気施設応急復旧対策	—			
3. LPガス応急復旧対策	消防部			
4. 上水道・簡易水道応急復旧対策	上下水道部管理課	水道課		
5. 下水道・農業集落排水施設等対策	下水道課			
6. 電気通信設備応急復旧対策	—			
第12節 気象予報及び警報等伝達計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 気象予報及び警報等の伝達	危機管理課	消防部	関係各課	
3. 雨量・水位等の収集計画	危機管理課	温泉津支所市民生活課	仁摩支所市民生活課	
第13節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 被害状況の調査	危機管理課	税務課	温泉津支所	
	仁摩支所	関係各課		
3. 被害状況等の判定基準	—			
4. 災害情報及び被害報告	危機管理課	消防部	温泉津支所	
	仁摩支所	関係各課		
第14節 災害広報計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 広報活動の対象機関	政策企画課	危機管理課	消防部	
	温泉津支所	仁摩支所		
3. 広報活動の方法	政策企画課	危機管理課	消防部	
	温泉津支所	仁摩支所		
4. 住民等からの問い合わせに対する対応	政策企画課	危機管理課	消防部	
	温泉津支所	仁摩支所		
第15節 水防計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 水防体制の確立	危機管理課	都市計画課	土木課	消防部
3. 河川出水・浸水被害の拡大防止	危機管理課	都市計画課	土木課	消防部
4. 高潮被害の拡大防止	危機管理課	農林水産課	土木課	消防部
第16節 土砂災害警戒計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 土砂災害防止体制の確立	危機管理課	農林水産課	事業推進課	
	土木課	消防部		
3. 危険箇所周辺の警戒監視・通報	危機管理課	農林水産課	事業推進課	
	土木課	消防部		
4. 土砂災害時による被害の拡大防止	危機管理課	農林水産課	事業推進課	
5. 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報	—			
第17節 避難計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 要避難状況の早期把握・判断	危機管理課	消防部		
3. 避難勧告・指示の実施	危機管理課			
4. 避難の勧告・指示等の基準・区分	危機管理課			
5. 市の実施する避難措置	危機管理課			
6. 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置	—			
7. 病院・社会福祉施設等における避難措置	市立病院			
8. 大型商業施設等不特定多数の者が出入する施設の避難措置	危機管理課	産業企画課		
9. 車両等の乗客の避難措置	危機管理課			
10. 学校・教育施設等における避難措置	子育て支援課	教育委員会		
11. 警戒区域の設定	危機管理課	消防部		
12. 避難の勧告、指示の伝達	危機管理課	消防部	温泉津支所	仁摩支所
13. 避難の方法	危機管理課	消防部	関係各課	
14. 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策	地域福祉課	子育て支援課	医療政策課	
	介護保険課	市立病院	教育委員会	



第18節 避難場所及び避難所運営計画					
1. 基本的な考え方	—				
2. 避難場所及び避難所の開設・運営	危機管理課	総務課	施設所管課		
3. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営	危機管理課	総務課	地域福祉課		
	健康増進課	介護保険課			
4. 避難所の早期閉鎖	危機管理課	都市計画課	関係各課		
5. 避難所に滞在することができない被災者への対応	危機管理課	関係各課			
6. 広域一時避難	危機管理課				
第19節 救急・救助計画					
1. 基本的な考え方	—				
2. 救急・救助活動	消防部	市立病院			
3. 救急搬送	消防部	市立病院			
4. 傷病者多数発生時の活動	消防部	市立病院			
5. 関係機関等への要請	危機管理課				
6. 警察・海上保安庁との連絡	危機管理課				
7. 惨事ストレス対策	消防部	市立病院			
8. 救急・救助用資機材等の確保	消防部	市立病院			
第20節 交通確保・規制計画					
1. 基本的な考え方	—				
2. 交通施設の危険箇所の把握	事業推進課	土木課	消防部		
3. 交通規制の実施	政策企画課	事業推進課	土木課	消防部	
4. 緊急通行車輛の確認等	—				
5. 規制対象除外車両の確認	—				
6. 緊急通行車輛等の事前届出・確認	—				
7. 発見者等の通報と運転者のとるべき措置	—				
8. 緊急道路の通行確保	事業推進課	土木課			
9. 港湾及び漁港啓閉	農林水産課				
10. 航空輸送確保	危機管理課	消防部			
第21節 緊急輸送計画					
1. 基本的な考え方	—				
2. 実施責任者	危機管理課	管財課	関係各課		
3. 緊急輸送の対象	—				
4. 緊急輸送手段等の確保	危機管理課	産業企画課			
5. 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保	危機管理課	土木課			
6. 災害救助法による輸送基準	—				
第22節 医療救護計画					
1. 基本的な考え方	—				
2. 緊急医療の実施	市立病院				
3. 医療品・医療用資器材等の調達	危機管理課	医療政策課	市立病院		
4. 傷病者等の搬送	消防部	市立病院			
5. 特別に配慮を必要とする患者への対応	危機管理課	医療政策課	市立病院		
第23節 要配慮者の安全確保と支援体制					
1. 基本的な考え方	—				
2. 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策	危機管理課	関係各課			
3. 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動	政策企画課	地域福祉課	健康増進課	介護保険課	
		物資・食料配給班担当課			
4. 児童・ひとり親家庭等に係る対策	政策企画課	子ども保育課	教育委員会		
5. 社会福祉施設等に係る対策	地域福祉課	子ども保育課	介護保険課		
6. 観光客及び外国人に係る対策	危機管理課	総務課	観光振興課		
第24節 食糧供給計画・集積配分運営計画					
1. 基本的な考え方	—				
2. 食糧の調達	物資・食料配給班担当課				
3. 食糧の応急供給	物資・食料配給班担当課				
4. 食糧の輸送	物資・食料配給班担当課		土木課		
5. 食糧集積地の指定及び管理	危機管理課	物資・食料配給班担当課			
第25節 給水計画					
1. 基本的な考え方	—				
2. 給水の実施	政策企画課	管理課(水道)	水道課		

	3. 災害救助法に基づく措置	地域福祉課	管理課(水道)	水道課	
第26節 衣料、生活必需品、防災資機材供給計画					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 生活必需品等の確保	物資・食料配給班担当課			
	3. 生活必需品等の給与	危機管理課	物資・食料配給班担当課		
	4. 生活必需品等の輸送	物資・食料配給班担当課		土木課	
	5. 物資集積地の指定及び管理	危機管理課	物資・食料配給班担当課		
	6. 物資供給の広報活動	政策企画課	危機管理課	物資・食料配給班担当課	
第27節 廃棄物等処理計画					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 廃棄物処理対策	環境政策課	衛生処理場		
	3. し尿処理対策	環境政策課	衛生処理場	下水道課	
	4. 廃棄物処理機能の復旧	環境政策課	衛生処理場		
第28節 防疫・保健衛生・環境衛生計画					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 防疫活動	環境政策課	健康増進課		
	3. 保健活動	地域福祉課	健康増進課		
	4. 精神保健活動	地域福祉課	健康増進課		
	5. 食品衛生対策	健康増進課	学校給食 C		
	6. 環境衛生指導	健康増進課	学校給食 C		
	7. 家畜防疫	農林水産課			
	10. 飼い犬管理対策	環境政策課			
	11. 動物救護対策	環境政策課			
第29節 行方不明者の捜索、遺体対策・埋葬・火葬計画					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 行方不明者の捜索	危機管理課	消防部		
	3. 遺体の収容対策	市民課			
	4. 遺体の埋・火葬	市民課			
第30節 住宅確保及び応急復旧計画					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 応急住宅の提供	都市計画課			
	3. 被災住宅の応急修理	都市計画課			
	4. 住宅関係障害物除去	都市計画課			
	5. 民間賃貸住宅の紹介・斡旋	地域福祉課	健康増進課	都市計画課	
	6. 民間賃貸住宅の借り上げ	都市計画課			
第31節 文教対策計画					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 児童等の安全確認・施設被害状況確認	教育委員会			
	3. 応急対策の実施	教育委員会			
	4. 応急教育の実施	教育委員会			
	5. 学用品の調達及び支給・授業料等の減免処置	教育委員会			
	6. 児童・生徒・教職員の健康管理	教育委員会			
	7. 文化財の保護	生涯学習課	石見銀山課		
第32節 農業漁業関係被害の拡大防止計画					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 農産物、家畜対策	農林水産課			
	3. 林産物対策	農林水産課			
	4. 水産関係対策	農林水産課			
第33節 孤立地区対策計画					
	1. 基本的な考え方	—			
	2. 孤立実態の把握	危機管理課	消防部		
	3. 物資供給、救助の実施	危機管理課			
	4. 道路の応急対策	土木課			

項目	担当課			
<b>第3編 地震災害第1章 災害予防計画</b>				
<b>第1節 液状化災害等の予防</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 液状化現象の調査研究	関係各課			
3. 液状化対策工法の普及	関係各課			
<b>第2節 土砂災害の予防</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. がけ崩れ、山崩れ災害の防止対策	危機管理課	事業推進課	土木課	
3. 地すべり災害の防止対策	危機管理課	農林水産課	事業推進課	土木課
4. 土石流災害の防止対策	危機管理課	事業推進課		
5. 土砂災害防止法による防止対策	危機管理課	農林水産課	事業推進課	
	土木課	都市計画課		
<b>第3節 津波災害の予防</b>				
1. 基本的な考え方	—			
<b>第4節 都市構造の防災化</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 防災的な土地利用の推進	都市計画課			
3. 都市の不燃化の推進	都市計画課	消防部		
4. 防災空間の確保	都市計画課	土木課		
5. 工作物対策	都市計画課			
<b>第5節 公共建築物及び一般建築物等の安全化</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 公共建築物の耐震性の向上	都市計画課	関係各課		
3. 一般建築物等の耐震性の促進	都市計画課			
4. 落下物・転倒物対策	都市計画課			
5. 地震に対する心構えの周知	危機管理課			
6. 建築物の不燃化の推進	都市計画課	消防部		
7. 都市の不燃化の推進	都市計画課	消防部		
8. 防災空間の確保	都市計画課	土木課		
9. ライフライン施設の安全化	上下水道部			
10. 交通施設の安全化	農林水産課	都市計画課	土木課	
11. 文化財に対する災害予防	社会教育課	石見銀山課		
12. その他公共土木施設の安全化	土木課			
<b>第6節 農林漁業施設災害の予防</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 農地・農業用施設の災害防止対策	農林水産課			
3. 林地及び林業用施設の災害防止対策	農林水産課			
4. 漁業施設の災害防止対策	農林水産課			
<b>第7節 危険物施設等の安全対策</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 消防法に定める危険物施設の予防対策	消防部			
3. 高圧ガス施設の予防対策	消防部			
4. 火薬類施設の予防対策	消防部			
5. 毒劇物取扱施設の予防対策	消防部			
<b>第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進</b>				
1. 基本的な考え方	—			
<b>第9節 防災活動体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害対策本部体制の整備	危機管理課			
3. 防災中枢機能等の確保・充実	危機管理課			
4. 広域応援協力体制の整備	危機管理課	土木課	消防部	
5. 災害救助報等の運用体制の整備	危機管理課	地域福祉課		
6. 公共機関等の業務継続性の確保	危機管理課	関係各課		
7. 複合災害対策	危機管理課	関係各課		
8. リ災証明書の発行体制の整備	危機管理課			
<b>第10節 情報管理体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 情報通信設備の整備	危機管理課	情報企画課	消防部	

3. 予報及び警報等伝達体制の整備	危機管理課	情報企画課		
4. 災害広報体制等の整備	危機管理課	政策企画課	情報企画課	
	温泉津支所市民生活課		仁摩支所市民生活課	
<b>第11節 防災施設・装備等の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 防災拠点(防災活動施設)の管理・運営	危機管理課			
3. 災害用臨時ヘリポートの整備	危機管理課	消防部		
4. 防災装備等の整備・充実	危機管理課	消防部		
<b>第12節 避難予防対策</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 避難計画の作成	危機管理課	関係各課		
3. 避難誘導體制の整備	危機管理課	関係各課		
4. 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知	危機管理課	関係各課		
5. 応急仮設住宅の確保体制の整備	危機管理課	都市計画課		
<b>第13節 消防体制の整備と火災予防</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 出火防止	消防部			
3. 初期消火	危機管理課	消防部		
4. 消防力の強化	消防部			
<b>第14節 救急・救助体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 関係機関等による救急・救助体制の整備	危機管理課	消防部		
3. 救急・救助用資機材等の整備	消防部			
<b>第15節 医療体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 情報収集管理体制の整備	健康増進課	医療政策課	市立病院	
3. 医療救護体制の整備	健康増進課	医療政策課	市立病院	
4. 防災訓練	健康増進課	医療政策課	市立病院	
<b>第16節 交通確保及び規制体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 交通確保・規制体制の整備	農林水産課	土木課		
3. 緊急通行車両等の事前届出・確認	—			
<b>第17節 輸送体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 輸送体制の整備方針	危機管理課	産業企画課		
3. 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	危機管理課	産業企画課		
4. 緊急輸送道路の確保	危機管理課	事業推進課	土木課	
5. 緊急輸送のための港湾・漁港航行確保の整備	危機管理課	農林水産課		
6. 航空機による輸送	危機管理課			
7. 船舶による輸送	危機管理課	農林水産課		
<b>第18節 食糧・飲料水・生活必需品・防災資機材等の確保・供給体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課	物資・食料配給班担当課		
3. 飲料水及び給水用資機材等の備蓄並びに調整体制の整備	危機管理課	管理課(水道)	水道課	
4. 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課			
5. 災害救助用物資・防災資機材の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課	消防部		
6. 医療救護資器材・医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課	健康増進課	医療政策課	市立病院
<b>第19節 廃棄物等の処理体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 廃棄物処理体制の整備	環境政策課	衛生処理場		
3. し尿処理体制の整備	環境政策課	衛生処理場	下水道課	
4. 応援協力体制の整備	環境政策課	衛生処理場	下水道課	

第20節 防疫・保健衛生体制の整備				
1. 基本的な考え方	—			
2. 防疫・保健衛生体制の整備	環境政策課	健康増進課		
3. 食品衛生、監視体制の整備	関係各課			
4. 防疫用薬剤及び器具の備蓄	環境政策課			
5. 動物愛護管理体制の整備	環境政策課			
第21節 消防団及び自主防災組織の育成強化				
1. 基本的な考え方	—			
2. 消防団の育成強化	消防部			
3. 水防協力団体の育成強化	危機管理課	消防部		
4. 自主防災組織の育成強化	危機管理課	消防部		
5. 自主防災組織の編成	—			
6. 自主防災組織の活動内容	—			
7. 事業所等の防災組織の育成強化	危機管理課	消防部		
8. 地区防災計画	危機管理課			
第22節 防災知識の普及				
1. 基本的な考え方	—			
2. 市職員に対する防災教育	危機管理課	人事課		
3. 住民に対する防災教育	危機管理課	消防部	関係各課	
4. 学校教育における防災教育	教育委員会			
5. 防災上重要な施設の職員等に対する教育	危機管理課	消防部		
6. 事業所における防災の推進等	危機管理課	消防部		
7. 災害教訓の伝承	危機管理課	消防部		
第23節 防災訓練				
1. 基本的な考え方	—			
2. 総合防災訓練	危機管理課			
3. 個別訓練	危機管理課	消防部	市立病院	
第24節 要配慮者等安全確保体制の整備				
1. 基本的な考え方	—			
2. 避難行動要支援者支援体制の構築	危機管理課	総務課	地域福祉課	子ども保育課
	介護保険課	教育委員会	関係各課	
3. 地域における要配慮者対策の推進	危機管理課	総務課	地域福祉課	子ども保育課
	介護保険課	教育委員会	関係各課	
4. 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	地域福祉課	子ども保育課	医療政策課	
	介護保険課	市立病院		
5. 外国人対策	危機管理課	総務課		
第25節 相互応援協力計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 他市町村間で必要な応援協定	危機管理課			
3. 民間事業所との協定づくりの推進	危機管理課			
4. 災害時の相互応援に関する協定書	危機管理課			
第26節 災害ボランティア活動の環境整備				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害ボランティアの役割	—			
3. 専門ボランティアとの連携体制の整備	危機管理課			
4. 一般ボランティアとの連携体制の整備	危機管理課			
5. 防災ボランティアの育成	危機管理課			
6. 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録	危機管理課			
7. 災害ボランティアの普及・啓発	危機管理課			
第27節 孤立地区対策				
1. 基本的な考え方	—			
2. 通信手段の確保	危機管理課			
3. 物資供給、救助体制の確立	危機管理課			
4. 孤立に強い地区づくり	危機管理課			
5. 道路寸断への対応	政策企画課	危機管理課	土木課	

項目	担当課			
<b>第3編 地震災害第2章 災害応急対策計画</b>				
<b>第1節 応急活動体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 大田市防災会議	危機管理課			
3. 応急活動体制	危機管理課			
4. 動員計画	危機管理課	消防部	関係各課	
<b>第2節 救援物資管理計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 救援物資の管理体制	危機管理課	物資・食料配給班担当課		
3. 救援物資の供給体制	危機管理課	物資・食料配給班担当課		
<b>第3節 県防災ヘリコプター活用体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 県防災ヘリコプターの活用体制の確立	危機管理課	消防部		
3. 県防災ヘリコプターの運用	危機管理課	消防部		
<b>第4節 災害救助法の適用計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害救助法の実施機関	危機管理課	地域福祉課		
3. 災害救助法の適用基準	危機管理課	地域福祉課		
4. 被災世帯の算定基準	—			
5. 災害救助法の適用手続き	危機管理課	地域福祉課		
6. 災害救助法の実施方法等	危機管理課	地域福祉課		
<b>第5節 労務確保体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 労働者の雇上げ	危機管理課	人事課		
3. 応援要請	危機管理課	人事課		
4. 従事命令等による労働者等の動員	危機管理課	人事課		
5. 損害賠償	危機管理課	人事課		
<b>第6節 広域応援体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 市町村相互の応援	危機管理課			
3. 市町村における広域応援体制	危機管理課			
4. 県内消防本部の応援	消防部			
5. 海上保安庁の応援	危機管理課			
6. 緊急消防援助隊による応援	危機管理課	消防部		
<b>第7節 自衛隊災害派遣体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害派遣基準等	—			
3. 災害派遣要請基準	—			
4. 災害派遣の要請手続	危機管理課			
5. 部隊等の受入れ措置	危機管理課			
6. 派遣部隊の撤収	危機管理課			
7. 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備	危機管理課			
<b>第8節 災害ボランティアとの連携体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害ボランティアの受入れ、支援	危機管理課			
3. 災害ボランティアの応援要請	危機管理課			
<b>第9節 消防体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 市・消防機関等による消火活動	消防部			
3. 消防団による消火活動	消防部			
4. 他の消防本部に対する応援要請	消防部			
5. 惨事ストレス対策	消防部			
<b>第10節 災害警備体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害警備体制の確立	—			
3. 災害警備措置	—			
<b>第11節 ライフライン施設応急復旧体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			

2. 電気施設応急復旧対策	—			
3. LPガス応急復旧対策	消防部			
4. 上水道・簡易水道応急復旧対策	管理課(水道)	水道課		
5. 下水道・農業集落排水施設等対策	下水道課			
6. 電気通信設備応急復旧対策	—			
7. 建築物及び宅地の応急対策	都市計画課			
8. 危険物施設等の応急対策	消防部			
第12節 地震情報収集・伝達計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 情報の種類	—			
3. 地震に関する情報の伝達系統及び方法	危機管理課	消防部	関係各課	
第13節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 被害状況の調査	危機管理課	税務課		
	温泉津支所	仁摩支所	関係各課	
3. 被害状況等の判定基準	—			
4. 災害情報及び被害報告	危機管理課	消防部		
	温泉津支所	仁摩支所	関係各課	
第14節 災害広報計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 広報活動の対象機関	政策企画課	危機管理課	消防部	
	温泉津支所	仁摩支所		
3. 広報活動の方法	政策企画課	危機管理課	消防部	
	温泉津支所	仁摩支所		
第15節 水防計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 水防体制の確立	危機管理課	都市計画課	土木課	消防部
3. 浸水被害の拡大防止	危機管理課	都市計画課	土木課	消防部
第16節 土砂災害警戒計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 土砂災害防止体制の確立	危機管理課	農林水産課	事業推進課	
	土木課	消防部		
3. 危険箇所周辺の警戒監視・通報	危機管理課	農林水産課	事業推進課	
	土木課	消防部		
4. 土砂災害時による被害の拡大防止	危機管理課	農林水産課	事業推進課	
	土木課	消防部		
5. 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報	—			
第17節 避難計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 要避難状況の早期把握・判断	危機管理課	消防部		
3. 避難勧告・指示の実施	危機管理課			
4. 避難の勧告、指示等の基準・区分	危機管理課			
5. 市の実施する避難措置	危機管理課			
6. 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置	—			
7. 病院・社会福祉施設等における避難措置	市立病院			
8. 大型商業施設等不特定多数の者が出入する施設の避難措置	危機管理課	産業企画課		
9. 車両等の乗客の避難措置	危機管理課			
10. 学校・教育施設等における避難措置	子ども保育課	教育委員会		
11. 警戒区域の設定	危機管理課	消防部		
12. 避難の勧告、指示の伝達	危機管理課	消防部	温泉津支所	仁摩支所
13. 避難の方法	危機管理課	消防部	関係各課	
14. 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策	地域福祉課	子ども保育課	医療政策課	
	介護保険課	市立病院	教育委員会	
第18節 避難場所及び避難所運営計画				
1. 基本的な考え方	—			
2. 避難場所及び避難所の開設・運営	危機管理課	総務課	施設所管課	
3. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営	危機管理課	総務課	地域福祉課	

		健康増進課	介護保険課		
4. 避難所の早期閉鎖		危機管理課	都市計画課	関係各課	
5. 避難所に滞在することができない被災者への対応		危機管理課	関係各課		
6. 広域一時避難		危機管理課			
<b>第19節 救急・救助計画</b>					
1. 基本的な考え方		—			
2. 救急・救助活動		消防部	市立病院		
3. 救急搬送		消防部	市立病院		
4. 傷病者多数発生時の活動		消防部	市立病院		
5. 関係機関等への要請		危機管理課			
6. 警察・海上保安庁との連絡		危機管理課			
7. 惨事ストレス対策		消防部	市立病院		
8. 救急・救助用資機材等の確保		消防部	市立病院		
<b>第20節 交通確保・規制計画</b>					
1. 基本的な考え方		—			
2. 交通施設の危険箇所の把握		事業推進課	土木課	消防部	
3. 交通規制の実施		政策企画課	事業推進課	土木課	消防部
4. 緊急通行車輛の確認等		—			
5. 規制対象除外車両の確認		—			
6. 緊急通行車輛等の事前届出・確認		—			
7. 発見者等の通報と運転者のとるべき措置		—			
8. 緊急道路の通行確保		事業推進課	土木課		
9. 港湾及び漁港啓開		農林水産課			
10. 航空輸送確保		危機管理課	消防部		
<b>第21節 緊急輸送計画</b>					
1. 基本的な考え方		—			
2. 実施責任者		危機管理課	総務課	関係各課	
3. 緊急輸送の対象		—			
4. 緊急輸送手段等の確保		危機管理課	産業企画課		
5. 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保		危機管理課	土木課		
6. 災害救助法による輸送基準		—			
<b>第22節 医療救護計画</b>					
1. 基本的な考え方		—			
2. 緊急医療の実施		市立病院			
3. 医療品・医療用資器材等の調達		危機管理課	医療政策課	市立病院	
4. 傷病者等の搬送		消防部	市立病院		
5. 特別に配慮を必要とする患者への対応		危機管理課	医療政策課	市立病院	
<b>第23節 要配慮者の安全確保と支援体制</b>					
1. 基本的な考え方		—			
2. 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策		危機管理課	関係各課		
3. 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動		政策企画課	地域福祉課	健康増進課	介護保険課
		物資・食料配給班担当課			
4. 児童・ひとり親家庭等に係る対策		政策企画課	子ども保育課	教育委員会	
5. 社会福祉施設等に係る対策		地域福祉課	子ども保育課	介護保険課	
6. 観光客及び外国人に係る対策		危機管理課	総務課	観光振興課	
<b>第24節 食糧供給計画・集積配分運営計画</b>					
1. 基本的な考え方		—			
2. 食糧の調達		物資・食料配給班担当課			
3. 食糧の応急供給		物資・食料配給班担当課			
4. 食糧の輸送		物資・食料配給班担当課			土木課
5. 食糧集積地の指定及び管理		危機管理課	物資・食料配給班担当課		
<b>第25節 給水計画</b>					
1. 基本的な考え方		—			
2. 給水の実施		政策企画課	管理課(水道)	水道課	
3. 災害救助法に基づく措置		地域福祉課	管理課(水道)	水道課	
<b>第26節 衣料、生活必需品、防災資機材供給計画</b>					
1. 基本的な考え方		—			
2. 生活必需品等の確保		物資・食料配給班担当課			



3. 生活必需品等の給与	危機管理課	物資・食料配給班担当課		
4. 生活必需品等の輸送	物資・食料配給班担当課	土木課		
5. 物資集積地の指定及び管理	危機管理課	物資・食料配給班担当課		
6. 物資供給の広報活動	政策企画課	危機管理課	物資・食料配給班担当課	
<b>第27節 廃棄物等処理計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 廃棄物処理対策	環境政策課	衛生処理場		
3. し尿処理対策	環境政策課	衛生処理場	下水道課	
4. 廃棄物処理機能の復旧	環境政策課	衛生処理場		
<b>第28節 防疫・保健衛生・環境衛生計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 防疫活動	環境政策課	健康増進課		
3. 保健活動	地域福祉課	健康増進課		
4. 精神保健活動	地域福祉課	健康増進課		
5. 食品衛生対策	健康増進課	学校給食 C		
6. 環境衛生指導	健康増進課	学校給食 C		
7. 家畜防疫	農林水産課			
10. 飼い犬管理対策	環境政策課			
11. 動物救護対策	環境政策課			
<b>第29節 行方不明者の捜索、遺体対策計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 行方不明者の捜索	危機管理課	消防部		
3. 遺体の収容等	市民課			
4. 遺体の埋・火葬	市民課			
<b>第30節 住宅確保及び応急復旧計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 応急住宅の提供	都市計画課			
3. 被災住宅の応急修理	都市計画課			
4. 住宅関係障害物除去	都市計画課			
5. 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ	地域福祉課	健康増進課	都市計画課	
<b>第31節 文教対策計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 児童等の安全確認・施設被害状況確認	教育委員会			
3. 応急対策の実施	教育委員会			
4. 応急教育の実施	教育委員会			
5. 学用品の調達及び支給・授業料等の減免処置	教育委員会			
6. 児童・生徒・教職員の健康管理	教育委員会			
7. 文化財の保護	石見銀山課			
<b>第32節 農業関係被害の拡大防止計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 農産物、家畜対策	農林水産課			
3. 林産物対策	農林水産課			
4. 水産関係対策	農林水産課			
<b>第33節 孤立地区対策計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 孤立実態の把握	危機管理課	消防部		
3. 物資供給、救助の実施	危機管理課			
4. 道路の応急対策	土木課			

項目	担当課				
<b>第4編 津波災害第1章 災害予防計画</b>					
<b>第1節 津波災害の予防</b>					
1. 基本的な考え方	—				
2. 津波災害対策の想定	危機管理課	関係各課			
3. 海岸保全事業の推進	危機管理課	農林水産課			
4. 津波に強いまちづくり	危機管理課	農林水産課	土木課	消防部	
<b>第2節 情報管理体制の整備</b>					
1. 基本的な考え方	—				
2. 津波監視体制の確立	危機管理課	農林水産課			
3. 津波監視、情報伝達体制の整備	危機管理課	情報企画課	消防部		
4. 予報及び警報等伝達体制の整備	危機管理課	情報企画課			
5. 災害広報体制等の整備	危機管理課	政策企画課	情報企画課		
	温泉津支所	仁摩支所			
<b>第3節 防災活動体制の整備</b>					
1. 基本的な考え方	—				
2. 災害対策本部体制の整備	危機管理課				
3. 防災中枢機能等の確保・充実	危機管理課				
4. 広域応援協力体制の整備	危機管理課	土木課	消防部		
5. 公共機関等の業務継続性の確保	危機管理課	関係各課			
6. 複合災害対策	危機管理課	関係各課			
7. 防災施設・装備等の整備	危機管理課	消防部			
8. 孤立地区対策	危機管理課				
<b>第4節 避難予防対策</b>					
1. 基本的な考え方	—				
2. 避難計画の作成	危機管理課	関係各課			
3. 避難誘導体制の整備	危機管理課	関係各課			
4. 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知	危機管理課	関係各課			
5. 応急仮設住宅の確保体制の整備	危機管理課	都市計画課			
<b>第5節 救急・救助・医療体制の整備</b>					
1. 基本的な考え方	—				
2. 関係機関等による救急・救助体制の整備	危機管理課	消防部			
3. 情報収集管理体制の整備	健康増進課	医療政策課	市立病院		
4. 医療救護体制の整備	健康増進課	医療政策課	市立病院		
5. 防災訓練	健康増進課	医療政策課	市立病院		
<b>第6節 交通確保及び輸送体制の整備</b>					
1. 基本的な考え方	—				
2. 緊急通行車両等の事前届出・確認	—				
3. 輸送体制の整備方針	危機管理課	産業企画課			
4. 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	危機管理課	産業企画課			
5. 緊急輸送道路の確保	危機管理課	事業推進課	土木課		
6. 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備	危機管理課	農林水産課			
7. 航空機による輸送	危機管理課				
8. 船舶による輸送	危機管理課	農林水産課			
<b>第7節 食糧・飲料水・生活必需品・防災資機材等の確保・供給体制の整備</b>					
1. 基本的な考え方	—				
2. 食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課	物資・食料配給班担当課			
3. 飲料水及び給水用資機材等の備蓄並びに調整体制の整備	危機管理課	管理課(水道)	水道課		
4. 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課				
5. 災害救助用物資・防災資機材の備蓄並びに調達体制の整備	危機管理課	消防部			
<b>第8節 要配慮者等安全確保体制の整備</b>					
1. 基本的な考え方	—				
2. 避難行動要支援者支援体制の構築	危機管理課	総務課	地域福祉課	子ども保育課	
	介護保険課	教育委員会	関係各課		

3. 地域における要配慮者対策の推進	危機管理課	総務課	地域福祉課	子ども保育課
	介護保険課	教育委員会	関係各課	
4. 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	地域福祉課	子ども保育課	医療政策課	
	介護保険課	市立病院		
5. 外国人対策	危機管理課	総務課		
<b>第9節 防疫・保健衛生、廃棄物等の処理体制の整備</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 防疫・保健衛生体制の整備	環境政策課	健康増進課		
3. 動物愛護管理体制の整備	環境政策課			
4. 廃棄物処理体制の整備	環境政策課	衛生処理場		
5. し尿処理体制の整備	環境政策課	衛生処理場	下水道課	
<b>第10節 防災知識の普及・啓発及び防災訓練</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 消防団及び自主防災組織の育成強化	危機管理課	消防部		
3. 住民に対する防災教育	危機管理課	消防部	関係各課	
4. 学校教育における防災教育	教育委員会			
5. 事業所における防災の推進等	危機管理課	消防部		
6. 災害教訓の伝承	危機管理課	消防部		
7. 防災訓練	危機管理課	消防部		
<b>第4編 津波災害第2章 災害応急対策計画</b>				
<b>第1節 応急活動体制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 大田市防災会議	危機管理課			
3. 応急活動体制	危機管理課			
4. 動員計画	危機管理課	消防部	関係各課	
5. 市町村相互の応援体制	危機管理課			
6. 市町村における広域応援体制	危機管理課			
7. 県内消防本部の応援	消防部			
8. 海上保安庁の応援	危機管理課			
9. 緊急消防援助隊による応援	危機管理課	消防部		
10. 自衛隊災害派遣体制計画	危機管理課			
<b>第2節 災害情報の収集・伝達及び広報計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 津波情報の種類	—			
3. 津波に関する情報の伝達系統及び方法	危機管理課	消防部	関係各課	
4. 災害情報・被害情報の収集・伝達計画	危機管理課	税務課	消防部	
		温泉津支所	仁摩支所	関係各課
5. 災害広報計画	政策企画課	危機管理課	消防部	
		温泉津支所	仁摩支所	
<b>第3節 避難計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 要避難状況の早期把握・判断	危機管理課	消防部		
3. 避難勧告・指示(緊急)の実施	危機管理課			
4. 避難の勧告・指示の伝達	危機管理課	消防部	温泉津支所	仁摩支所
5. 避難の方法	危機管理課	地域福祉課	子ども保育課	医療政策課
	介護保険課	消防部	市立病院	教育委員会
		関係各課		
6. 避難場所及び避難所運営計画	危機管理課	総務課	地域福祉課	健康増進課
	介護保険課	都市計画課	関係各課	
7. 広域一時避難	危機管理課			
<b>第4節 救急・救助、医療及び警備計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 救急・救助活動	危機管理課	消防部	市立病院	
3. 医療救護計画	政策企画課	危機管理課	健康増進課	
	医療政策課	消防部	市立病院	
4. 災害警備体制計画	—			
<b>第5節 交通確保・規制計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 交通規制の実施	政策企画課	事業推進課	土木課	消防部

3. 緊急通行車輛の確認等	—				
4. 緊急道路の確保	事業推進課	土木課			
5. 港湾及び漁港啓閉	農林水産課				
6. 緊急輸送の実施	危機管理課	管財課	関係各課		
7. 緊急輸送手段等の確保	危機管理課	産業企画課			
8. 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保	危機管理課	土木課			
第6節 食糧、飲料水、生活必需品等の供給計画					
1. 基本的な考え方	—				
2. 救援物資の管理計画	危機管理課	物資・食料配給班担当課			
3. 食糧の確保及び供給	危機管理課	物資・食料配給班担当課			土木課
4. 給水計画	政策企画課	地域福祉課	管理課(水道)		水道課
5. 生活必需品等の供給計画	危機管理課	物資・食料配給班担当課			土木課
第7節 要配慮者の安全確保と支援体制					
1. 基本的な考え方	—				
2. 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策	危機管理課	関係各課			
3. 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動	政策企画課	地域福祉課	健康増進課		
	介護保険課	物資・食料配給班担当課			
4. 児童・ひとり親家庭等に係る対策	政策企画課	子ども保育課	教育委員会		
5. 社会福祉施設等に係る対策	地域福祉課	子ども保育課	介護保険課		
6. 観光客及び外国人に係る対策	危機管理課	総務課	観光振興課		
第8節 文教対策計画					
1. 基本的な考え方	—				
2. 児童等の安全確認・施設被害状況確認	教育委員会				
3. 応急対策の実施	教育委員会				
4. 応急教育の実施	教育委員会				
5. 学用品の調達及び支給・授業料等の減免処置	教育委員会				
6. 児童・生徒・教職員の健康管理	教育委員会				
第9節 防疫・保健衛生等に関する活動					
1. 基本的な考え方	—				
2. 防疫活動	環境政策課	健康増進課			
3. 保健及び精神保健活動	地域福祉課	健康増進課			
4. 廃棄物処理対策	環境政策課	衛生処理場			
5. し尿処理対策	環境政策課	衛生処理場	下水道課		
6. 遺体対策	市民課				
第10節 応急復旧及び二次災害の防止活動					
1. 基本的な考え方	—				
2. 農作物、家畜及び関連施設の応急対策	農林水産課				
3. ライフライン施設応急復旧体制計画	管理課(水道)	水道課	下水道課		消防部
4. 河川及び海岸施設の応急対策	農林水産課	土木課			
第11節 住宅確保及び応急復旧計画					
1. 基本的な考え方	—				
2. 応急住宅の提供	都市計画課				
3. 被災住宅の応急修理	都市計画課				
4. 住宅関係障害物除去	都市計画課				
5. 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ	地域福祉課	健康増進課	都市計画課		

項目	担当課			
<b>第5編 事故災害</b>				
第1節 流出油事故対策計画				
1. 災害予防	危機管理課	環境政策課	消防部	関係各課
2. 災害応急対策	危機管理課	環境政策課	関係各課	
3. 災害復旧	税務課	農林水産課		
第2節 海難事故災害対策計画				
1. 災害予防	危機管理課	関係各課		
2. 災害応急対策	危機管理課	農林水産課	関係各課	
第3節 航空災害対策計画				
1. 災害予防	危機管理課	関係各課		
2. 災害応急対策	危機管理課	関係各課		
第4節 道路災害対策計画				
1. 災害予防	危機管理課	関係各課		
2. 災害応急対策	危機管理課	関係各課		
3. 災害復旧	政策企画課	土木課		
第5節 危険物等災害対策計画				
1. 災害予防	危機管理課	消防部	関係各課	
2. 災害応急対策	危機管理課	消防部	関係各課	
3. 災害復旧	関係各課			
第6節 大規模な火事災害対策計画				
1. 災害予防	危機管理課	消防部		
2. 災害応急対策・復旧体制の整備	危機管理課	消防部	関係各課	
3. 災害応急対策	危機管理課	消防部	関係各課	
4. 災害復旧	関係各課			
第7節 林野火災対策計画				
1. 災害予防	危機管理課	農林水産課	消防部	
2. 災害応急対策	危機管理課	農林水産課	消防部	
3. 災害復旧	関係各課			
第8節 雪害対策計画				
1. 災害予防	危機管理課	土木課	関係各課	
2. 災害応急対策	危機管理課	土木課	関係各課	
第9節 農業災害対策計画				
1. 災害予防	危機管理課	農林水産課	関係各課	

項目	担当課			
<b>第6編 災害復旧・復興計画</b>				
<b>第1節 災害復旧事業の実施</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 災害復旧事業計画の作成	危機管理課			
3. 災害復旧事業の実施	関係各課			
4. 復興計画の作成	危機管理課			
<b>第2節 生活再建等支援対策の実施</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. リ災証明書の発行	危機管理課			
3. 生活資金及び事業資金の融資	地域福祉課	介護保険課	産業企画課	
	農林水産課	農林水産課		
4. 郵便・電話等の支援措置	—			
5. 税等の徴収猶予、減免	税務課			
6. 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給	地域福祉課			
7. 被災者生活再建支援法等の適用による支援	地域福祉課			
8. 被災者へのメンタルケア	健康増進課			
9. 災害相談所の設置	危機管理課	人権推進課	地域福祉課	
	都市計画課	関係各課		
<b>第3節 激甚災害の指定</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 激甚災害指定手続	関係各課			
3. 激甚災害指定基準	—			
4. 局地激甚災害指定基準	—			
5. 特別財政援助等の申請手続等	財政課	関係各課		
6. 激甚法に定める事業及び関係部局	—			
<b>第4節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分に関する計画</b>				
1. 基本的な考え方	—			
2. 受入れ体制の確立	財政課	税務課	物資・食料配給班担当課	
3. 義援金の管理・供給体制	財政課	税務課		
4. 生活必需品等の物資の供給・配分の方法	物資・食料配給班担当課			
5. 物資の管理・供給体制	物資・食料配給班担当課			
6. 確保及び配分のための必要事項の記録	物資・食料配給班担当課			

## 大田市地域防災計画参照項目一覧表

大田市地域防災計画資料編	
掲載事項	掲載頁
市の過去における影響を及ぼした災害発生状況	P. 21-22
河川等の重要水防区域及び危険箇所	P. 23
ダム管理に関する通知先等／ダム警報活動	P. 24-25
土砂災害警戒区域等 (急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流及び危険区域)	P. 29
市域の危険物製造事業所、設置許可施設、危険物販売所	P. 32-36
孤立地区に類する地区	P. 37
職員の動員計画の各配備体制における配備人数	P. 40
職員の動員計画における防災連絡責任者	P. 41
職員の動員計画における伝達系統及び方法	P. 41
災害時の職員腕章／災害時の本部車両標旗	P. 42
災害時に利用可能な通信施設等	P. 43-44
報告様式（市報告様式）	P. 45-46
災害時用配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設	P. 47
関係機関連絡先	P. 49
市内で各機関が設置している雨量・水位等の観測施設	P. 53
市域の指定緊急避難場所および指定避難所	P. 55
市内で基準に合致するヘリコプター発着適地	P. 58
医療救護班の編成、医療救護所の設置場所	P. 59
救出に必要な機材等の状況	P. 61
避難所運営に関する様式	P. 66-76
確保及び配分状況把握のための帳簿	P. 77-85
自衛隊災害派遣要請依頼書	P. 86
自衛隊災害派遣撤収要請依頼書	P. 87
緊急通行車両等事前届出済証、規制除外車両事前届出済証	P. 88-89
大田市防災会議を構成する委員及び関係機関の状況	P. 102
災害時の相互応援に関する協定書	P. 104-108
学用品の供与を行った場合の災害救助法に定める様式	P. 113
生活必需品等の物資の供給・配分に関する基準額	P. 114-117

1-1 風水害等災害履歴

年月	種別	人的被害(人)		住家被害(戸)				非住家	土木(箇所)			農地		農業用施設(箇所)			農作物	山林(箇所)		被害額(千円)	区域	
		死者	負傷者	全壊流出	半壊	床上浸水	床下浸水		破損	道路・橋梁	河川	漁港港湾	水田・畑(区)	畦畔(箇所)	農道・橋梁	溜池	水路・頭首工	稲作・畑作物	林道・橋梁			山腹崩壊
S46.1	季節風		3		1		77	7	23		4	27	20							220,423	旧大田市	
S46.2	大雪		7	2	4				84	72							213	70		220,690	旧大田市	
S46.6	大雨			1	4	50	383	3	12	434	159		50	83	5	82	727	5		425,560	旧大田市、旧仁摩町	
S46.7	大雨				2	8	248	2	7	267	92		102	125	81	8	51	516	2		173,249	旧1市2町
S47.7	大雨			18	26	115	861	129	36	697	155		76	300	361	43	341	1057	30		3,062,276	旧1市2町
S48.8	干ばつ																	1871			567,178	旧大田市
S50.7	大雨	2	7	11	20	315	1309	60	10	966	240		109	804	740	51	1733	1149	66		7,632,698	旧1市2町
S54.7	大雨								1	54	23		2	190	75	4	146	13			390,441	旧大田市、旧仁摩町
S55.7	大雨					1	7	1	1	41	3		106								110,566	旧大田市、旧仁摩町
S55.8	大雨								47	11				10	1	13	47				281,191	旧大田市、旧仁摩町
S55.10	強風								13								27				32,167	旧大田市、旧仁摩町
S56.6	大雨									196	40		13	308	202	11	271	151			940,346	旧大田市、旧仁摩町
S58.7	大雨						2		3	148	49		12	244	156	6	224	7			907,328	旧1市2町
S58.12-59.1	大雪					1			45									194			91,062	旧大田市
S60.7	大雨		1		1	1	6			112	28			89	8	104					511,038	旧大田市、旧仁摩町
S60.9	大雨									7	3			14	2	28					156,950	旧大田市
S61.7	大雨				1		78			324	134		45	183	22	391		10	43		3,834,873	旧大田市、旧仁摩町
S63.6	大雨									18				3	5		8				45,000	旧大田市
S63.7	大雨		1	2			11			99	39		1.2	154	113	5	178		10		1,090,300	旧大田市、旧仁摩町
H3.9	台風		3					104	2229	18											1,400,987	旧1市2町
H5.6	大雨		1	1			5	2		123	49			46		135	4.64	1	13		773,203	旧大田市、旧仁摩町
H17.7	大雨					11	20		6	37	16			76		85	0.52	3			377,951	旧1市2町
H18.7	大雨			1		2	38	4	6	252	193			191		317	39.3	35	63		3,549,872	
H19.2	地滑り								1							1			1		78,000	
H19.7	大雨						4		2	17	21					29			3		236,757	
H21.1	大雪		1					1									0.09				16,180	
H21.3	波浪								5												5,534	
H21.6	大雨					2	1	1	1	6	3			5		6					26,424	
H21.7(8-10)	大雨							1		9	4										32,446	
H21.7(17)	大雨	1				3	84	1	11					1			0.03	3			25,709	
H22.3	大雪							1	1												3,600	
H24.7	大雨						4	2	1												10,118	
H25.7	大雨					3	26	1	11												146,046	
H25.8	大雨					1	13		9												200,984	
H25.8	大雨						1														177,853	
H28.7	大雨						32	5			196								166		783,195	
R3.7	大雨						9			179	32								23		381,870	
R3.8	台風						1	5		221	21					41		3				
R5.7	大雨						3			97	21					37						



## 1-2 地震災害履歴

(出典：松江气象台「島根県の地震被害」)

発震年月日	震源			規模 (M)	記事
	震央地名	北緯	東経		
880.11.23 元慶4.10.14	出雲	35.4°	133.2°	7程度	神社、仏閣、家屋転倒す
1026.6.16 万寿3.5.23	石見	不明	不明	不明	益田市高津川河口沖の鴨島が水没、江津市黒松まで被害及ぶ
1676.7.12 延宝4.6.2	石見	34.5°	131.8°	6.5	津和野及び付近で死者7人、家屋倒壊133、田畑50町潰れまたは崩れる、津和野城石垣など崩れる
1748.6.18 寛延1.5.23	松江 【雲州地震】	不明	不明	不明	松江鶴部屋橋石垣崩れ橋落つ
1778.2.14 安永7.1.18	石見	34.6°	132.0°	6.5程度	波佐村(浜田市)で石垣崩る。都茂村(益田市)で落石など
1823.1.14 文政5.12.3	石見	不明	不明	不明	美濃郡、那賀郡で被害、美濃村(益田市)で潰家10戸
1835.3.12 天保6.2.14	石見	35.1°	132.6°	5.5程度	高畑村(美郷町)で石地藏、石塔、墓石など倒れ、蔵の壁破る
1854.12.24 嘉永7.11.5	和歌山県南方沖 【安政南海地震】	33.0°	135.0°	8.4	出雲杵築大社で潰150棟
1859.1.5 安政5.12.2	石見	34.8°	131.9°	6.0-6.4	那賀郡、美濃郡(浜田市～益田市)を中心に被害。総計家潰56、蔵損14、寺社倒2、山崩れ10、田畑損31町余、ほか道、箸、堤損多し
1859.10.4 安政6.9.9	石見	34.5°	132.0°	6.0-6.5	那賀郡で強く、周布村で数戸倒潰し、地割れありなど
1872.3.14 明治5.2.6	県西部沿岸	35.15°	132.1°	6.9-7.3	【浜田地震】本震1時間前に大きな揺れ、8-10分前に微震。島根県で死者551、全潰4,506、半壊6,072、焼失230、山崩れ6,567
1904(M37).6.6	県東部	35.3°	133.2°	5.8	同日にM5.4の地震あり。現安来市での小被害
1914(T3).5.23	県東部	35.35°	133.2°	5.8	能義郡、八束郡、大原郡で小被害、玉造温泉の湧出量が3倍、昇温
1941(S16).4.6	山口県北部	34°31.6'	131°38.0'	6.2	山口・島根県境に小被害
1943(S18).9.10	鳥取県東部 【鳥取地震】	35°28.3'	134°11.0'	7.2	小被害
1946(S21).12.21	和歌山県南方沖 【南海地震】	32°56.1'	135°50.9'	8.0	島根県では死者9、住家全壊71、半壊161、道路等も被害
1950(S25).8.22	三瓶山付近	35°10.1'	132°38.6'	5.2	震央付近で小被害
1964(S39).6.16	新潟県下越沖 【新潟地震】	38°22.2'	139°12.7'	7.5	津波が本震の約15分後から日本海沿岸各地に到達、隠岐でも水田冠水。島根県では床下浸水1、住家一部破損38、水田冠水10ha
1977(S52).5.2	県東部	35°09.0'	132°42.0'	5.6	一部破損108、非住家被害55、公共建物被害129、道路損壊59等
1978(S53).6.4	三瓶山付近	35°05.0'	132°42.0'	6.1	三瓶町志学、頓原町、邑智町に被害。住家半壊5、一部破損55、非住家被害27、公共建物被害7、道路損壊43、水道損壊9等
1983(S58).5.26	秋田県沖 【日本海中部地震】	40°21.6'	139°04.4'	7.7	隠岐、島根半島を中心に被害、住家床下浸水277、非住家浸水86、公共建物浸水17、漁船被害319等
1991(H3).8.28	県東部	35°19.4'	133°11.2'	5.9	列車運休、遅れあり。住家一部破損22、非住家被害1、公共建物被害6等
1993(H5).7.12	北海道南西沖 【北海道南西中地震】	42°46.9'	139°10.8'	7.8	隠岐、島根半島の沿岸、港湾、漁船などを中心に被害。床上浸水5、床下浸水78、漁船被害93、漁具被害19等
1997(H9).6.25	山口県中部	34°26.4'	131°39.9'	6.6	住家一部損壊3、非住家一部損壊4、公共建物被害7等。大田震度3
2000(H12).10.6	鳥取県西部 【鳥取県西部地震】	35°16.4'	133°20.9'	7.3	伯太町、八束町、安来市等で大きな被害。重軽傷11、全壊34、半壊576、一部損壊3,456、道路被害43、橋梁被害2等。大田震度4
2001(H13).3.24	安芸灘 【芸予地震】	34°07.9'	132°41.6'	6.7	住家一部損壊10、公共建物被害1、道路被害2等
2018(H30).4.9	三瓶山付近 【島根県西部地震】	35°11.0'	132°35.2'	6.1	重傷2、軽傷7、住家全壊16、半壊58、一部損壊556等

## 2-1 重要水防区域及び危険箇所一覧表

## (1)重要水防区域一覧

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 (m)	備考
静間川	静間川	自：川合町 (善性寺前) 至：静間町 (河口)	左	9,800	
"	"	自：川合町 (善性寺前) 至：静間町 (河口)	右	9,800	
"	三瓶川	自：大田町 (日ノ出橋) 至：静間町 (静間川合流点)	左	5,000	
"	"	自：大田町 (日ノ出橋) 至：静間町 (静間川合流点)	右	5,000	
宅野川	宅野川	自：仁摩町宅野 (鉄道橋) 至： " " (河口)	左	900	
"	"	自：仁摩町宅野 (鉄道橋) 至： " " (河口)	右	900	
潮川	潮川	自：仁摩町大国 (松浦橋) 至： " 仁万 (河口)	左	2,600	
"	"	自：仁摩町大国 (松浦橋) 至： " 仁万 (河口)	右	2,600	
計 8 箇所				36,600	

## (2)危険な箇所一覧

番号	河川名	位置	左右岸	延長 (m)	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
大 - 1	潮川	仁摩町仁万	右	105	堤体強度 水衝	B	強度不足 水衝	木流工	大田市
大 - 2	"	"	左	300	水深掘れ	B	水衝 深掘れ	木流工 むしろ張工	"
大 - 3	宅野川	仁摩町宅野	左	710	河積	B	河積不足	積土のう工	"
大 - 4	"	"	右	710	"	B	"	"	"
大 - 5	静間川	静間町	左	500	"	B	"	"	"
大 - 6	銀山川	大森町	左	1,000	"	B	"	"	"
大 - 7	"	"	右	1,000	"	B	"	"	"
大 - 8	湯里川	温泉津町湯里	右	100	"	B	"	"	"
大 - 9	小浜川	温泉津町小浜	左	200	"	B	"	"	"
大 - 10	"	"	右	400	"	B	"	"	"
大 - 11	忍原川	水上町三久須	右	70	水衝	B	水衝	木流工	"
計 11 箇所				5,095					

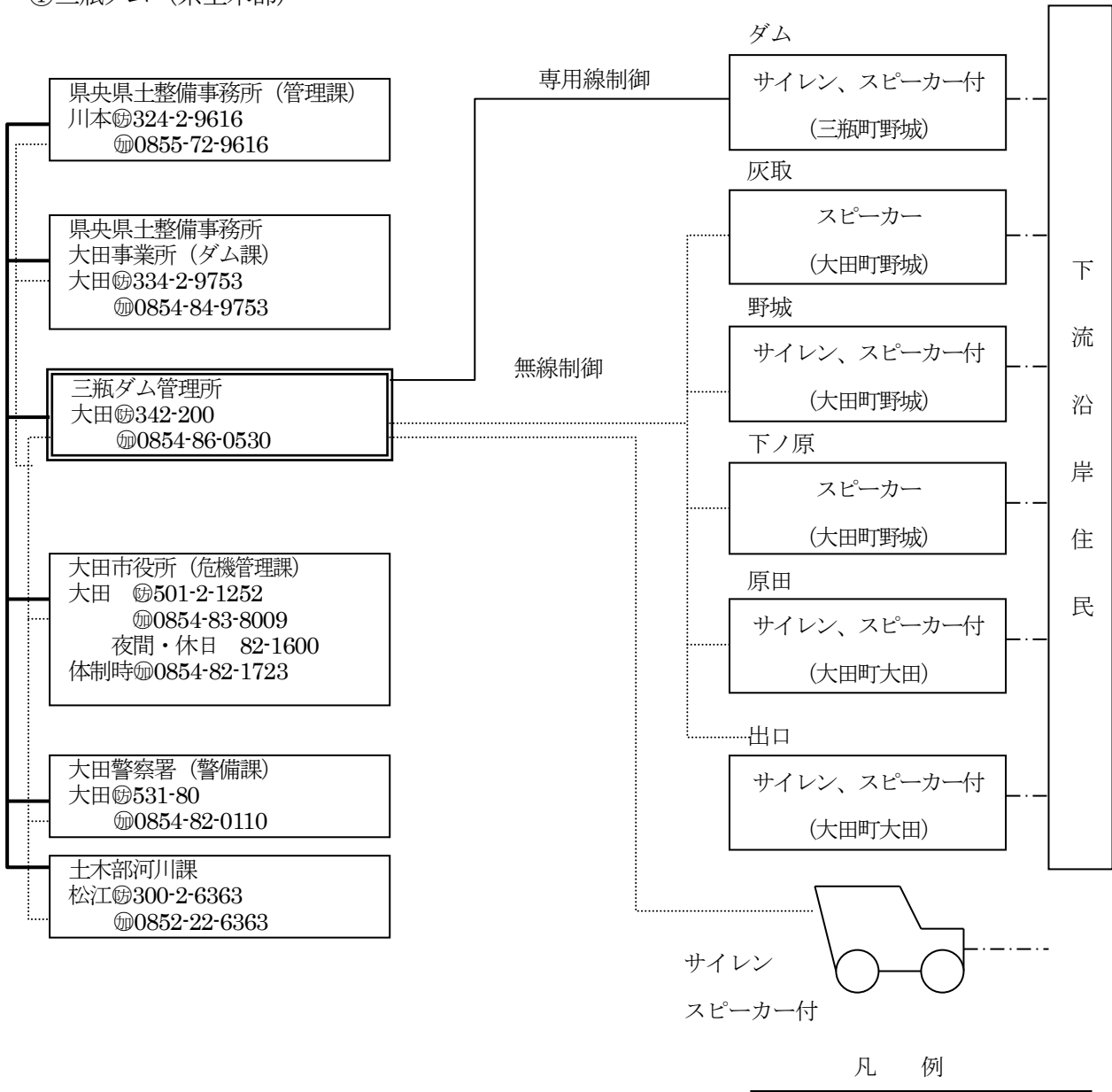
2-2 ダム管理に関する通知先・ダム通報系統図

(1)ダム管理に関する通知先

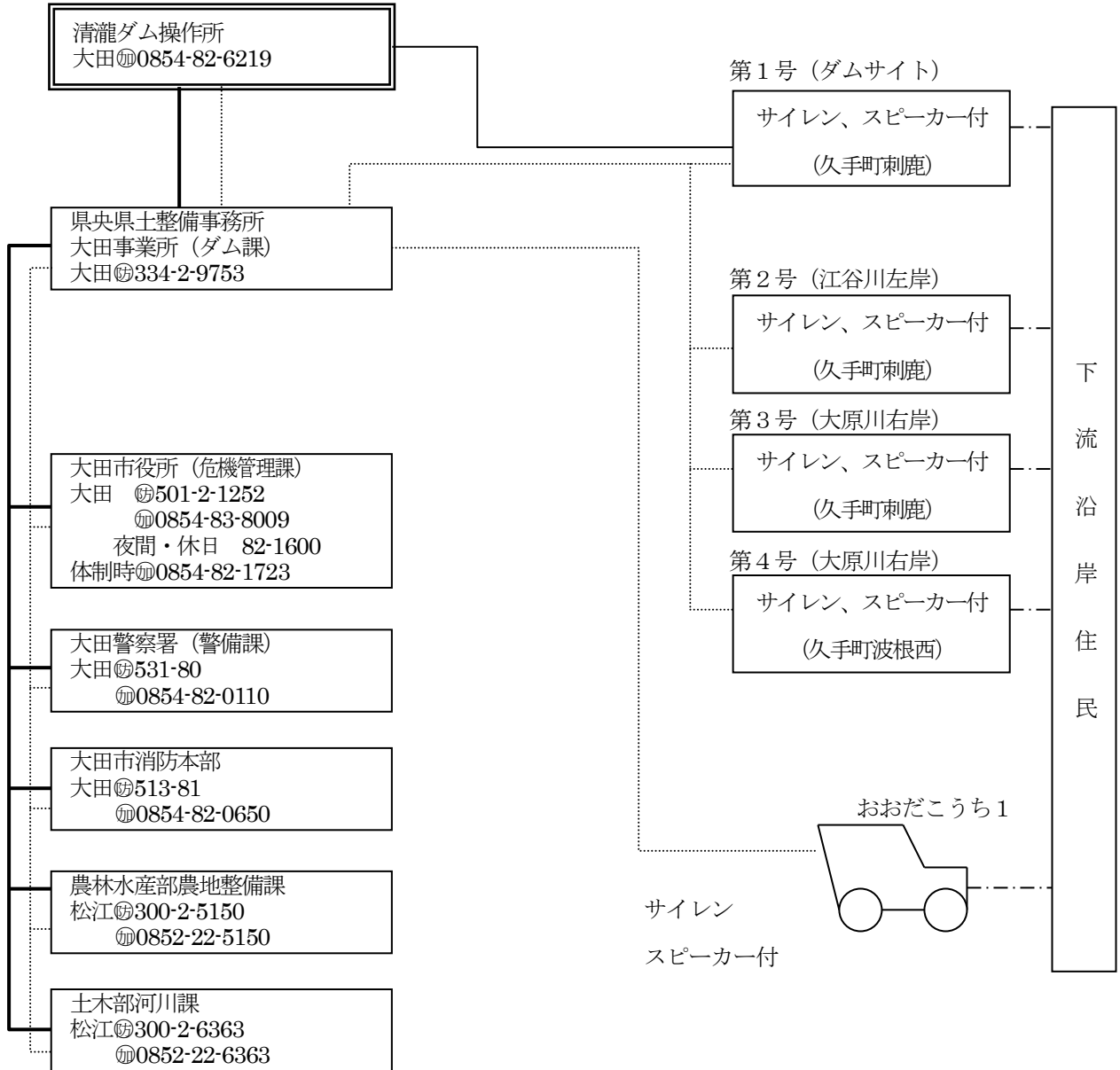
河川名	名称	所在地	所管	連絡先
三瓶川	三瓶ダム	三瓶町野城	県央県土整備事務所 大田事業所 三瓶ダム管理所	86-0530
江谷川	清瀧ダム	久手町刺鹿	県央県土整備事業所 大田事業所 ダム課	84-9753

(2)ダム通報系統図

①三瓶ダム（県土木部）



②清瀧ダム（県農林水産部）



凡 例

——	公衆電話
——	専用電話
.....	無線電話
- - - -	サイレン吹鳴

## 2-3 防災重点農業用ため池一覧表

(出典: 島根県のため池情報 県農地整備課)

(令和3年1月7日指定)

※防災重点農業用ため池: 決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池

※「人的被害を与えるおそれ」に関する具体的な基準

- 1.ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- 2.ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m<sup>3</sup>以上のもの
- 3.ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m<sup>3</sup>以上のもの
- 4.地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

ため池名称	所在地
赤刎	島根県大田市朝山町仙山字島津屋 835
荒神	島根県大田市朝山町朝倉 1443
矢田屋池	島根県大田市富山町山中1555-2
土居	島根県大田市富山町山中土居84
余田(下)	島根県大田市富山町神原715
大畑	島根県大田市富山町山中中川原169
大渋	島根県大田市富山町山中 816
滝ノ口	島根県大田市富山町戈坂九谷 1172
栃木	島根県大田市波根町 235
沼谷	島根県大田市波根町 484-1
谷山池	島根県大田市波根町 402-1
深山	島根県大田市波根町 418
大雁免池	島根県大田市波根町 928
小雁免池	島根県大田市久手町波根西 927-1
竹原池	島根県大田市久手町刺鹿1012-2
林の前	島根県大田市久手町刺鹿951-4
宮迫下	島根県大田市久手町波根西683-3
大津池	島根県大田市久手町波根西628-3
渡辺	島根県大田市久手町刺鹿1125-4
上野	島根県大田市大田町大田イ 2003
大田	島根県大田市大田町城山一上野
上野	島根県大田市大田町大田イ 1918
舟堀	島根県大田市久手町波根西3238-2
中の池	島根県大田市鳥井町鳥井949-2
一貫田	島根県大田市鳥井町大鳥井1165
東池	島根県大田市鳥井町鳥井577
山田	島根県大田市鳥井町鳥井1604
島林	島根県大田市鳥井町鳥越245-4
渋谷池	島根県大田市鳥井町鳥越水門294
鳥越	島根県大田市鳥井町鳥越239
桜田池	島根県大田市鳥井町鳥井1124

坂根	島根県大田市長久町長久ハ114-1
鳴滝2	島根県大田市大田町大田口1008-2
鳴滝3	島根県大田市大田町大田口1008-2
鳴滝池	島根県大田市大田町大田口1349-3
清水第一	島根県大田市大田町大田イ1155-1
神田池	島根県大田市大田町大田イ1133
城平	島根県大田市大田町大田口576-2
水志谷	島根県大田市大田町野城625
中村	島根県大田市長久町稲用590-2
楫	島根県大田市長久町稲用501
中堤	島根県大田市長久町稲用135
平井	島根県大田市大田町大田口764
大太	島根県大田市川合町川合2773
浮布池	島根県大田市三瓶町池田304
石飛	島根県大田市水上町福原624-5
中田下	島根県大田市水上町三久須842
長太郎池	島根県大田市水上町三久須884
山根台下	島根県大田市久利町松代387
山根台上	島根県大田市久利町松代384
間庭	島根県大田市久利町松代412
天明	島根県大田市久利町松代420
繁二郎	島根県大田市久利町久利1145-2
ドエクボ	島根県大田市大屋町大国2956-2
段ノ奥	島根県大田市大屋町大国2941
小田石山	島根県大田市五十猛町2317
迫池	島根県大田市五十猛町624
堤原池	島根県大田市五十猛町2433
堤原池	島根県大田市五十猛町2433
堤原池3	島根県大田市五十猛町2433
山本池	島根県大田市山口町佐津目197
西の前の池	島根県大田市山口町山口西前奥1024
松葉屋池	島根県大田市山口町山口稗畑1153
阿土池	島根県大田市山口町山口阿土373
殿敷池	島根県大田市山口町山口338続1
古堤	島根県大田市山口町山口306-1
東山	島根県大田市祖式町595-3
日円原	島根県大田市三瓶町志学50
半田	島根県大田市三瓶町志学71
木谷	島根県大田市三瓶町志学109
徳原	島根県大田市山口町山口徳原136
角田	島根県大田市三瓶町小屋原角田622
宮迫上	島根県大田市久手町波根西683-1
菰口	島根県大田市五十猛町803
熱田	島根県大田市大田町大田イ1131-1
河野	島根県大田市大代町新屋460-2
熊谷	島根県大田市温泉津町福光ノ495
市	島根県大田市温泉津町福光ノ52-1
井田	島根県大田市温泉津町井田433-3

畑	島根県大田市温泉津町井田畑334-1
土井谷	島根県大田市温泉津町井田上井田260
甚田	島根県大田市温泉津町太田702
殿村	島根県大田市温泉津町福田イ254甲
丸田	島根県大田市温泉津町井田ハ1-3
迫田	島根県大田市温泉津町飯原295-1
穴田	島根県大田市仁摩町馬路793-4
手洗郷	島根県大田市仁摩町馬路608
馬後	島根県大田市仁摩町馬路1429-2
奥垣内	島根県大田市仁摩町天河内306
昭和池	島根県大田市仁摩町天河内606
梅屋	島根県大田市仁摩町天河内35
満行寺	島根県大田市仁摩町天河内110
曾根	島根県大田市仁摩町大國4463-1
市谷	島根県大田市仁摩町仁万町1126
福田	島根県大田市仁摩町宅野602
大門	島根県大田市仁摩町宅野611-3
和上ノ前	島根県大田市仁摩町宅野744-3
中堤池	島根県大田市川合町川合2297-1
坂本池	島根県大田市久利町久利松代

## 2-4 土砂災害警戒区域等一覧表

## (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数

(出典：島根県砂防課)

(令和5年9月8日指定)

	地区名	土砂災害警戒区域指定箇所数				土砂災害特別警戒区域指定箇所数		
		急傾斜地	土石流	地すべり	計	急傾斜地	土石流	計
1	大田	175	71	5	251	175	11	186
2	川合	66	58	6	130	66	2	68
3	久利	72	48	5	125	72	3	75
4	大屋	61	14	6	81	61	0	61
5	朝山	80	13	11	104	79	1	80
6	富山	72	18	8	96	72	2	74
7	波根	48	13	1	62	47	1	48
8	久手	65	22	2	89	64	2	66
9	鳥井	14	1	0	15	14	0	14
10	長久	52	13	1	66	52	0	52
11	静間	44	14	0	58	44	0	44
12	五十猛	78	29	2	109	78	1	79
13	池田	52	41	0	93	52	0	52
14	志学	45	37	0	81	44	4	47
15	北三瓶	62	45	1	108	62	2	64
16	多根	42	31	0	73	41	1	42
17	大森	34	55	0	89	34	0	34
18	水上	70	51	2	123	70	3	73
19	祖式	52	46	2	100	52	1	53
20	大代	92	66	7	165	92	3	95
21	温泉津	79	91	2	172	79	1	80
22	湯里	83	79	4	166	83	6	89
23	福波	56	44	0	100	53	1	54
24	井田	113	94	6	212	112	0	112
25	仁万	53	27	2	82	53	1	54
26	宅野	20	11	3	34	20	0	20
27	大国	69	68	4	141	69	4	73
28	馬路	13	17	1	31	13	1	14
	合計	1,762箇所	1,117箇所	81箇所	2,960箇所	1,753箇所	51箇所	1,804箇所



## (2) 山地災害危険地区指定数

(出典：林野庁、島根県森林保全課)

(令和5年12月1日時点)

	地区名	国			県			計
		山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	
1	大田	0	0	0	31	0	19	50
2	川合	0	0	0	24	1	13	38
3	久利	0	0	0	26	0	2	28
4	大屋	0	0	0	12	0	0	12
5	朝山	0	0	0	1	0	1	2
6	富山	0	0	0	11	0	7	18
7	波根	0	0	0	9	0	3	12
8	久手	0	0	0	11	0	3	14
9	鳥井	0	0	0	3	0	0	3
10	長久	0	0	0	11	0	0	11
11	静間	0	0	0	19	0	1	20
12	五十猛	0	0	0	15	0	0	15
13	池田	0	0	1	16	0	20	37
14	志学	0	0	1	9	0	10	20
15	北三瓶	0	0	2	27	0	15	44
16	多根	0	0	1	3	0	3	7
17	大森	0	0	0	14	0	1	15
18	水上	0	0	0	12	0	0	12
19	祖式	0	0	0	12	0	2	14
20	大代	0	0	0	15	0	2	17
21	温泉津	0	0	0	14	0	6	20
22	湯里	0	0	0	23	0	16	39
23	福波	0	0	0	19	0	2	21
24	井田	0	0	0	13	0	8	21
25	仁万	0	0	0	13	0	0	13
26	宅野	0	0	0	6	1	0	7
27	大国	0	0	0	24	1	17	42
28	馬路	0	0	0	5	0	0	5
	計	0箇所	0箇所	5箇所	398箇所	3箇所	151箇所	557箇所

2-5 消防車両等現有数

(出典：大田市消防本部)

(令和5年12月1日現在)

	車名	車種	車両区分	排気量	緊急車両	初年度登録
大田消防署	大田救急1(トヨタ)	高規格救急車	普通車	2,690cc	○	R3.4
	大田救急2(日産)	高規格救急車	普通車	3,490cc	○	H27.11
	大田救急3(トヨタ)	高規格救急車	普通車	2,690cc	○	H30.9
	大田化学1(イズズ)	化学消防車	中型車	8,220cc	○	H12.11
	大田タンク1(日野)	水槽付ポンプ車	大型車	5,120cc	○	R2.2
	大田ポンプ1(日野)	消防ポンプ車	準中型車	4,000cc	○	H21.10
	大田ポンプ2(日野)	消防ポンプ車	準中型車	4,000cc	○	H19.10
	大田林野1(トヨタ)	林野火災工作車	普通車	2,980cc	○	H30.10
	大田救助1(イズズ)	救助工作車	大型車	7,790cc	○	H15.1
	大田指揮1(ダイハツ)	消防指揮車	軽自動車	650cc	○	R5.1
	大田支援1(トヨタ)	指揮支援車	普通車	2,690cc	○	H24.10
	大田広報1(日産)	広報車	普通車	1,240cc		H25.3
	大田広報2(トヨタ)	広報車	普通車	1,990cc		H12.10
	大田軽1(スズキ)	—	軽自動車	650cc		H20.8
	大田軽2(三菱)	—	軽自動車	650cc		H22.2
大田軽3(マツダ)	—	軽自動車	650cc		H24.2	
西部消防署	西部救急1(トヨタ)	高規格救急車	普通車	2,690cc	○	H23.9
	西部救急2(日産)	高規格救急車	普通車	3,490cc	○	H24.12
	西部ポンプ1(日野)	消防ポンプ車	準中型車	4,000cc	○	H17.1
	西部指揮1(日産)	消防指揮車	軽自動車	650cc	○	H26.8
三瓶出張所	三瓶救急1(トヨタ)	高規格救急車	普通車	2,690cc	○	H25.10
	三瓶ポンプ1(日野)	消防ポンプ車	準中型車	4,000cc	○	H23.11

2-6 大田市消防水利地区別状況一覧表

(出典：大田市消防本部)  
(令和5年12月1日現在)

区分 町別	消火栓（公設）	防火水槽（公設）				指定 水利	その他 （プール）
		100t以上	60t以上 100t未満	40t以上 60t未満	20t以上 40t未満		
大田	79	1	1	24	8	1	2
長久	28		1	9	7		1
静間	12			7	8		1
鳥井	15	1		5	1		1
久手	50		5	17	10		2
波根	12			7	4		1
川合	18			11	3		1
久利	11			8			1
朝山	2			3	5		
富山				2	3		1
山口				4	2		
三 瓶 町	多根			7	2		1
	池田	7	1	6	4		1
	志学	5		7	2		1
五十猛	12			6	5		
大屋				1	1		
大森	39			2	1		
水上	1			2	2		2
祖式				2	2		1
大代	2	3	1	2	2		1
温 泉 津	温泉津	29		12	3		1
	湯里	12		5	1		1
	井田	16		4			1
	福波	28		2	7		3
仁 摩	仁万	85		14			6
	宅野	22		10	3		2
	大国	15		4			
	馬路	34			14		6
合計	534	5	11	202	79	1	38
		297					
・公設消火栓534基のうち、150mm未満283基							
・指定水利は三瓶川							
・その他の水利内訳は河川、港、プール							

## 2-7 危険物製造事業所等一覧表

(出典：消防部)

(令和5年12月1日現在)

## 1. 高圧ガス製造等事業所

## ① 第一種製造者

	事業所名	所在地	ガス名	処理能力 (m <sup>3</sup> )
1	株式会社シバオ	大田市水上町白坏 658-1	液化天然ガス	260.9
2	イワタニ島根株式会社	大田市静間町 1053	液化石油ガス	109,834.70
3	広島アルミニウム工業株式会社	大田市仁摩町大国 206	液化石油ガス	8,247
4	株式会社ウミライ	大田市大田町大田イ 690-1	液化石油ガス (オートガススタンド)	46,625
5	株式会社出雲村田製作所イワミ工場 (波根)	大田市波根町字西ノ迫 800-4	液化窒素 (CE)	794

## ② 一般高圧ガス第二種製造事業所

	事業所名	所在地	ガス名	処理能力 (m <sup>3</sup> )
1	日東工業株式会社	大田市五十猛町 1245	液化酸素 (CE)	32
2	大田市消防本部	大田市大田町大田イ 1-1	圧縮空気	0
3	ダイビングプロショップ シーワーク	大田市五十猛町 288-4	圧縮空気	97
4	大田市立病院	大田市大田町吉永 1428-3	液化酸素 (CE)	27

## ③ 第2種冷凍製造者

	事業所名	所在地	ガス名	貯蔵量
1	漁業協同組合 JF しまね 大田支所	大田市静間町 2075-	アンモニア	40.4t

## ④ 特定高圧ガス消費者

	事業所名	所在地	ガス名	貯蔵量
1	日東工業株式会社	大田市五十猛町 1245	液化酸素(CE)	5.032t
2	広島アルミニウム工業株式会社大国工場	大田市仁摩町大国 206	液化石油ガス	15t
3	大田市立病院	大田市大田町吉永 1428-3	液化酸素(CE)	5.031t

## ⑤ 第1種・2種貯蔵所

	事業所名	所在地	区分	ガス名	貯蔵量
1	石見日東株式会社	大田市五十猛町 1245	第2種貯蔵所	液化酸素 (CE)	5.032t
2	株式会社出雲村田製作所イワミ工場 (大田)	大田市大田町大田イ 795-1	第2種貯蔵所	液化窒素 (CE)	12.960t
3	三瓶自然館	大田市三瓶町多根 1121-8	第2種貯蔵所	窒素ガス	4.997t
4	大田市立病院	大田市大田町吉永 1428-3	第2種貯蔵所	液化酸素、圧縮酸素、 圧縮窒素	6.43t

## ⑥ 一般高圧ガス販売事業所

	事業所名	所在地	ガス名
1	E&E うるでん	大田市大田町大田イ 263 番地 9	フロン 22
2	一宮酒造有限会社	大田市大田町大田ハ 271 番地 2	炭酸ガス
3	株式会社内村電機工務店 大田営業所	大田市大田町大田イ 126 番地 1	フロン 22
4	株式会社エディオン 石見大田店	大田市大田町大田ロ 1179 番地 4	液化炭酸ガス
5	エディオン温泉津店	大田市温泉津町小浜口 112 番地	R410
6	有限会社貴船電機商会	大田市仁摩町仁万 431 番地 40	R12 他
7	サンベ電気株式会社 大田営業所	大田市大田町大田イ 2759 番地 22	R12 他
8	山陽空調工業株式会社 島根支店	大田市大田町大田イ 800 番地 15	R12 他
9	白石電器店	大田市久手町波根西 1956 番地 2	R12 他
10	イワタニ島根株式会社 大田 L P G センター	大田市静間町 1053 番地	可燃性ガス他
11	ダイケン商事株式会社	大田市長久町長久ハ 23 番地 3	R12 他
12	株式会社中電工 大田営業所	大田市長久町長久ロ 181 番地 3 号	R12 他
13	ファミリーフクマ電器	大田市波根町上川内 636 番地 3	R12 他
14	有限会社三代電器	大田市大田町大田イ 304 番地 22	R12 他
15	有限会社松田水道	大田市大田町大田ハ 322 番地 1	R12 他
16	モリイデンキ	大田市久手町波根西 1840 番地 12	R12 他
17	渡利ラジオ店	大田市大代町大家 1655 番地 2	R22
18	河北設備工業株式会社	大田市大田町大田イ 480-7	R22 他
19	ワダ電器	大田市大田町大田ロ 256-2	R22 他
20	水間電器 久手店	大田市久手町波根西 1765 番地	R12 他
21	イオンリテール株式会社 イオン大田店	大田市長久町土江 97 番地	炭酸ガス
22	山陰クボタ水道用材株式会社 大田営業所	大田市長久町長久イ 483 番地 3	R22 他
23	株式会社ヤマダデンキ テックランド大田店	大田市長久町長久ロ 265 番地 8	液化炭酸ガス
24	ウェルネス大田中央店	大田市大田町大田イ 194 番地 1	炭酸ガス
25	株式会社 零エンジニア	大田市久手町刺鹿 606 番地 62	フロンガス

## ⑦ 液化石油ガス販売事業所

	事業所名	所在地	ガス名
1	安達燃料店	大田市仁摩町仁万 453 番 1	LP ガス
2	安藤ガス設備	大田市久手町波根西 2047 番地	LP ガス
3	伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社 大田営業所	大田市大田町大田イ 2756 番地 6	LP ガス
4	有限会社 小林商店	大田市温泉津町小浜イ 10 番地 1	LP ガス
5	イワタニ島根株式会社 仁摩営業所	大田市仁摩町仁万 532 番地 1	LP ガス
6	有限会社内藤米穀	大田市大田町大田ロ 661 番地	LP ガス
7	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690 番地 1	LP ガス
8	イワタニ島根株式会社 大田事業部	大田市長久町長久ロ 253 番地 1	LP ガス

## 2 危険物許可施設

No.	区分	名称	住所
1	製造所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
2	製造所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
3	屋内貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
4	屋内貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
5	屋内貯蔵所	株式会社出雲村田製作所 イワミ工場 (大田)	大田市大田町大田イ 795-1
6	屋内貯蔵所	株式会社出雲村田製作所 イワミ工場 (波根)	大田市波根町 800-4
7	屋内貯蔵所	有限会社サカイ塗料商会	大田市久手町刺鹿 2161
8	屋内貯蔵所	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター大田研究拠点	大田市川合町吉永 60
9	屋内貯蔵所	独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家	大田市山口町山口 1638
10	屋内貯蔵所	株式会社 佐藤企業	大田市長久町長久口 176-2
11	屋内貯蔵所	島根県立農林大学校	大田市波根町 970-1
12	屋内貯蔵所	日東工業株式会社	大田市五十猛町 1245
13	屋内貯蔵所	日東工業株式会社	大田市五十猛町 1245
14	屋内貯蔵所	株式会社ジュンテンドー 大田店	大田市長久町土江 97
15	屋外タンク貯蔵所	株式会社サンパ工業	大田市久利町松代 238-1
16	屋外タンク貯蔵所	山陰クボタ水道用材株式会社 ミネラルウォーター製造工場	大田市三瓶町志学ロ 212
17	屋外タンク貯蔵所	山陰クボタ水道用材株式会社 ミネラルウォーター製造工場	大田市三瓶町志学ロ 202-8
18	屋外タンク貯蔵所	日本道路株式会社 大田合材センター	大田市久手町刺鹿 320-1
19	屋外タンク貯蔵所	山陰アスコン株式会社 大田工場	大田市静間町 696-1
20	屋外タンク貯蔵所	日本ベントナイト工業株式会社 島根工場	大田市朝山町朝倉 7-3
21	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
22	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
23	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
24	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
25	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
26	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
27	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
28	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
29	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
30	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
31	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
32	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
33	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
34	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 310-1
35	屋外タンク貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 310-1
36	屋外タンク貯蔵所	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690-1
37	屋外タンク貯蔵所	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690-1
38	屋外タンク貯蔵所	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690-1
39	屋外タンク貯蔵所	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690-1
40	屋外タンク貯蔵所	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690-1
41	屋外タンク貯蔵所	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690-1
42	屋外タンク貯蔵所	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690-1
43	屋外タンク貯蔵所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所	大田市静間町 1642 番地と地先
44	屋外タンク貯蔵所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所	大田市静間町 1642 番地と地先
45	屋外タンク貯蔵所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所久手出張所	大田市久手町波根西 2238
46	屋外タンク貯蔵所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所五十猛出張所	大田市五十猛町 2716-4 地先
47	屋外タンク貯蔵所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所仁摩出張所	大田市仁摩町仁万 1947-2
48	屋外タンク貯蔵所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所温泉津出張所	大田市温泉津町温泉津イ 794-1
49	屋外タンク貯蔵所	株式会社丸惣 水上工場	大田市大森町イ 1650-16
50	屋外タンク貯蔵所	株式会社丸惣 大田工場	大田市温泉津町井田イ 945-2
51	屋外タンク貯蔵所	株式会社丸惣 大田工場	大田市温泉津町井田イ 945-2
52	屋外タンク貯蔵所	株式会社丸惣 大田工場	大田市温泉津町井田イ 945-2
53	屋外タンク貯蔵所	株式会社丸惣 大田工場	大田市温泉津町井田イ 945-2
54	屋外タンク貯蔵所	株式会社丸惣 大田工場	大田市温泉津町井田イ 945-2
55	屋外タンク貯蔵所	広島アルミニウム工業株式会社 大田工場	大田市仁摩町大田 206
56	屋外タンク貯蔵所	石央セラミックス協同組合	大田市温泉津町福光ハ 1485-3
57	屋外タンク貯蔵所	石央セラミックス協同組合	大田市温泉津町福光ハ 1485-3
58	屋外タンク貯蔵所	株式会社シバオ	大田市水上町白坪 658-1

大田市地域防災計画 資料編

No.	区分	名称	住所
59	地下タンク貯蔵所	大田市山村留学センター	大田市山口町山口 1694
60	地下タンク貯蔵所	大田市立 川合小学校	大田市川合町川合 3025
61	地下タンク貯蔵所	大田市立 第三中学校	大田市水上町福原 601
62	地下タンク貯蔵所	大田市立 北三瓶小・中学校	大田市三瓶町多根イ 938-13
63	地下タンク貯蔵所	大田市立 久屋小学校	大田市久利町久利 794-2
64	地下タンク貯蔵所	大田市立 五十猛小学校	大田市五十猛町 1518
65	地下タンク貯蔵所	大田市立 高山小学校	大田市水上町白坏 140
66	地下タンク貯蔵所	大田市立 志学小・中学校	大田市三瓶町志学ロ 367
67	地下タンク貯蔵所	大田市立 静間小学校	大田市静間町 548
68	地下タンク貯蔵所	大田市立 朝波小学校	大田市波根町 15
69	地下タンク貯蔵所	大田市立 長久小学校	大田市長久町長久イ 782
70	地下タンク貯蔵所	大田市立 鳥井小学校	大田市鳥井町鳥井 417
71	地下タンク貯蔵所	西日本電信電話株式会社 島根支店	大田市大田町大田イ 445-1
72	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人ウエルNC 介護老人保健施設 たてがみの郷	大田市波根町字中浜 1268
73	地下タンク貯蔵所	サンレディー大田	大田市大田町大田ロ 1329-9
74	地下タンク貯蔵所	公益財団法人しまね自然と環境財団 島根県立三瓶自然館(本館)	大田市三瓶町多根 1121-8
75	地下タンク貯蔵所	公益財団法人しまね自然と環境財団 島根県立三瓶自然館(新館)	大田市三瓶町多根 1121-6
76	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人 放泉会 ユーイングさわらび	大田市長久町土江 55-2
77	地下タンク貯蔵所	島根県県央県土整備事務所 大田事業所	大田市大田町大田イ 1-3
78	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人 大田市社会福祉事業団 ビラたかやま	大田市祖式町 546-1
79	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人 大田市社会福祉事業団 ビラあさやま	大田市朝山町朝倉 706-1
80	地下タンク貯蔵所	大田警察署	大田市長久町長久ハ 7-1
81	地下タンク貯蔵所	大田市消防本部	大田市大田町大田イ 1-1
82	地下タンク貯蔵所	大田市民会館	大田市大田町大田イ 128
83	地下タンク貯蔵所	島根県立農林大学校	大田市波根町 970-1
84	地下タンク貯蔵所	公益財団法人しまね女性センター	大田市大田町大田イ 657-6
85	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人 大田市社会福祉事業団 福寿園	大田市川合町川合浅原 2477
86	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人慈光会 湯の郷苑	大田市温泉津町上村 461
87	地下タンク貯蔵所	株式会社さんべ開発公社 国民宿舎 さんべ荘	大田市三瓶町志学横尾 2072-1
88	地下タンク貯蔵所	医療法人恵和会 石東病院	大田市大田町大田イ 860-3
89	地下タンク貯蔵所	株式会社さ姫野 四季の宿さひめ野	大田市三瓶町志学緑ヶ丘 2078-2
90	地下タンク貯蔵所	独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家	大田市山口町山口 1638
91	地下タンク貯蔵所	有限会社水上石油	大田市大森町イ 1652-2
92	地下タンク貯蔵所	株式会社丸惣 大田工場	大田市温泉津町井田イ 945-2
93	地下タンク貯蔵所	有限会社小川商店 福光油槽所	大田市温泉津町福光イ 215
94	地下タンク貯蔵所	大田石油株式会社 本社	大田市長久町長久ロ 239
95	地下タンク貯蔵所	大田市立病院	大田市大田町吉永 1428-3
96	移動タンク貯蔵所	有限会社アイティシィ	大田市三瓶町池田 394-1
97	移動タンク貯蔵所	有限会社小川商店 大田給油所	大田市久手町刺鹿 1280-2
98	移動タンク貯蔵所	有限会社小川商店 福光給油所	大田市温泉津町福光ハ 60-4
99	移動タンク貯蔵所	有限会社小川商店 大田給油所	大田市久手町刺鹿 1285-1
100	移動タンク貯蔵所	有限会社小川商店 福光給油所	大田市温泉津町福光ハ 60-4
101	移動タンク貯蔵所	有限会社小川商店 大田給油所	大田市久手町刺鹿 1280-2
102	移動タンク貯蔵所	有限会社水上石油	大田市大森町イ 1652-2
103	移動タンク貯蔵所	有限会社曾田石油	大田市三瓶町志学ロ 405
104	移動タンク貯蔵所	有限会社長久石油	大田市長久町長久イ 787-3
105	移動タンク貯蔵所	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690-1
106	移動タンク貯蔵所	有限会社小川商店 大田給油所	大田市久手町刺鹿 1280-2
107	移動タンク貯蔵所	大田石油株式会社 本社	大田市長久町長久ロ 225-2
108	移動タンク貯蔵所	田中石油有限会社 久手東給油所	大田市久手町波根西 1321-1
109	移動タンク貯蔵所	株式会社江津丸善 温泉津給油所	大田市温泉津町福光イ 134-2
110	移動タンク貯蔵所	株式会社江津丸善 温泉津給油所	大田市温泉津町福光イ 134-2
111	移動タンク貯蔵所	株式会社江津丸善 温泉津給油所	大田市温泉津町福光イ 134-2
112	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
113	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
114	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
115	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
116	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
117	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
118	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 310-1
119	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 310-1
120	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 310-1
121	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 310-1
122	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 310-1

大田市地域防災計画 資料編

123	屋外貯蔵所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 310-1
124	給油取扱所	株式会社江津丸善 温泉津給油所	大田市温泉津町福光イ 134-2

No.	区分	名称	住所
125	給油取扱所	有限会社アイティシィ	大田市三瓶町池田字小坪田 395-3
126	給油取扱所	有限会社根亘石油店	大田市大田町大田イ 330-1
127	給油取扱所	有限会社小川商店 大田給油所	大田市久手町刺鹿 1285-1
128	給油取扱所	有限会社小川商店 福光給油所	大田市温泉津町福光イ 167-1
129	給油取扱所	有限会社水上石油	大田市水上町福原 615-2
130	給油取扱所	有限会社曾田石油	大田市三瓶町志学ロ 350-1
131	給油取扱所	有限会社祖式運送	大田市鳥井町鳥越 413-38
132	給油取扱所	有限会社長久石油	大田市長久町長久イ 586-1
133	給油取扱所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所久手出張所	大田市久手町波根西 2238
134	給油取扱所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所	大田市静間町 1642 番地と地先
135	給油取扱所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所五十猛出張所	大田市五十猛町 2716-4 地先
136	給油取扱所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所仁摩出張所	大田市仁摩町仁万 1947-2
137	給油取扱所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所温泉津出張所	大田市温泉津町温泉津イ 794-1
138	給油取扱所	山内モーター有限会社 仁万東給油所	大田市仁摩町仁万 886-2
139	給油取扱所	メガペトロ株式会社 ペトラスイオンタウン大田店	大田市長久町土江字以後田 75-3 他
140	給油取扱所	一光通商株式会社	大田市久手町刺鹿 1206-4
141	給油取扱所	株式会社ウミライ 長久給油所	大田市長久町長久ハ 11-1
142	給油取扱所	石東トラック事業協同組合	大田市温泉津町福光イ 215
143	給油取扱所	石見交通株式会社 大田営業所	大田市大田町大田イ 701-3
144	給油取扱所	大田石油株式会社 栄町給油所	大田市大田町大田ロ 818
145	給油取扱所	大田石油株式会社 国道給油所	大田市長久町長久ロ 228
146	給油取扱所	竹下運送有限会社	大田市大田町大田イ 515
147	給油取扱所	朝山運送有限会社	大田市朝山町 2142
148	給油取扱所	漁業協同組合 J F しまね 大田支所波根連絡所	大田市波根町 3232
149	給油取扱所	田中石油有限会社 久手東給油所	大田市久手町波根西 1329-1
150	一般取扱所	山陰アスコン株式会社 大田工場	大田市静間町角山 696-1
151	一般取扱所	株式会社いない	大田市長久町長久ハ 40-1
152	一般取扱所	株式会社シバオ	大田市水上町白坏 658-1
153	一般取扱所	株式会社シバオ	大田市水上町白坏 658-1
154	一般取扱所	株式会社ジュンテンドー 大田店	大田市長久町土江 97
155	一般取扱所	株式会社ナフコ	大田市長久町長久イ 212-2
156	一般取扱所	株式会社丸惣 水上工場	大田市大森町イ 1650-16
157	一般取扱所	株式会社丸惣 大田工場	大田市温泉津町井田イ 945-2
158	一般取扱所	株式会社丸惣 大田工場	大田市温泉津町井田イ 945-2
159	一般取扱所	株式会社丸惣 大田工場	大田市温泉津町井田イ 945-2
160	一般取扱所	株式会社丸惣 大田工場	大田市温泉津町井田イ 945-2
161	一般取扱所	有限会社水上石油	大田市大森町イ 1652-2
162	一般取扱所	有限会社小川商店 福光油槽所	大田市温泉津町福光イ 215
163	一般取扱所	広島アルミニウム工業株式会社 大田工場	大田市仁摩町大田 206
164	一般取扱所	広島アルミニウム工業株式会社 大田工場	大田市仁摩町大田 206
165	一般取扱所	広島アルミニウム工業株式会社 大田工場	大田市仁摩町大田 206
166	一般取扱所	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690-1
167	一般取扱所	株式会社ウミライ 大田営業所	大田市大田町大田イ 690-1
168	一般取扱所	石央セラミックス協同組合	大田市温泉津町福光ハ 1485-3
169	一般取扱所	大田石油株式会社 本社	大田市長久町長久ロ 239
170	一般取扱所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
171	一般取扱所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
172	一般取扱所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
173	一般取扱所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
174	一般取扱所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
175	一般取扱所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
176	一般取扱所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
177	一般取扱所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 310-1
178	一般取扱所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
179	一般取扱所	帝人コードレ株式会社 島根工場	大田市長久町長久イ 446
180	一般取扱所	田中石油有限会社	大田市久手町波根西 1833-5
181	一般取扱所	日本道路株式会社 大田合材センター	大田市久手町刺鹿 320 - 1
182	一般取扱所	大田市立病院	大田市大田町吉永 1428-3



## 2-8 孤立地区に類する地区（雪害時）

（令和4年6月1日現在の地区全体世帯数・人口）

No.	地区名	世帯数	人口
1	川合町 鶴府地区	12	18
2	三瓶町池田 西田地区	4	8
3	三瓶町池田 槇原地区	7	12
4	三瓶町池田 野畑地区	13	23
5	三瓶町志学 上山地区	26	36
6	三瓶町志学 長原地区	28	58
7	三瓶町多根 長田地区	8	25
8	山口町 上立石地区	43	70
9	山口町 藤木地区	6	11
10	山口町 獺越地区	8	14
11	山口町 佐津目地区	17	49
12	富山町 芦谷地区	7	7
13	祖式町 矢滝地区	10	12
14	祖式町 伊勢階地区	8	9
15	祖式町 横谷地区	7	11
16	大代町 弓久地区	5	8
17	大代町 右原地区	5	8
18	温泉津町井田 福田地区	21	38
19	温泉津町井田 横道地区	24	39
20	温泉津町井田 菰口地区	10	17
21	仁摩町天河内 原井戸地区	3	6
22	仁摩町大国 狭平地区	10	17
23	仁摩町大国 冠羽地区	23	37
24	仁摩町大国 上野地区	13	26

3-1 大田市災害対策本部事務分掌

大田市災害対策本部事務分掌		(1) 通常災害時における本部体制	
部名	班名	班長(担当部署)	班員数
本部付	統括班	班長 危機管理課	4
	総務班	班長 総務課	12
		副班長 人事課	8
		副班長 人材推進課	3
	災害対策支部	各災害対策支部	54
	財政班	班長 財政課	7
		副班長 議会事務局	4
		副班長 総務課	16
		副班長 危機管理課	6
		副班長 選挙管理委員会事務局	2
地域対策部	物資・食料配給班	副班長 選挙管理委員会事務局	1
		副班長 選挙管理委員会事務局	4
	義援金対応班	班長 出納室	
	固定資産調査班	班長 総務課	
	避難所班	班長 まちづくり定住課	9
	広報班	班長 政策企画課	10
	情報管理班	班長 情報企画課	6
	温泉支所班	班長 市民生活課	5
	仁摩支所班	班長 市民生活課	5
	土木部	土木班	班長 土木課
土木部		副班長 都市計画課	5
		副班長 土地地区調整課	7
		班長 事業推進課	11
		班長 建築管理課	12
		班長 建築管理課	

班名	発生前(予防)		発生後(応急対策)		復旧・復旧
	班員数	業務概要	班員数	業務概要	
本部付	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時相互応援協定整備</li> <li>○避難所の指定・運営体制、防災備蓄の整備</li> <li>○災害体制の整備</li> <li>○避難情報発令の判断基準整備及び住民通報</li> <li>○災害対応迅速施設・体制、災害記録・報告形式等の整備</li> <li>○気象情報、予警報に関する情報収集及び住民通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置・運営</li> <li>○職員配属</li> <li>○災害対策(警戒)本部、事務局の設置・運営</li> <li>○避難情報発令基準に基づく住民通報</li> <li>○防災関係機関との連絡調整・応援要請・被害報告</li> <li>○災害情報の総合集約・情報発信整理</li> <li>○自衛隊への災害派遣要請</li> <li>○災害救助法等の対応措置</li> <li>○各部隊及び各支部からの被災情報集約・整理</li> <li>○被災情報の受付(住民通報の対応)</li> <li>○庁舎の安全確認及び応急対応(住宅班と連携)</li> <li>○車両確保・配車計画</li> <li>○輸送車両の運行</li> <li>○職員の被災状況把握</li> <li>○職員宅無・応援職員の確保</li> <li>○労務確保対策</li> <li>○被災者生活相談</li> <li>○各地区内での被害状況の調査・報告</li> <li>○自主避難者の受入</li> <li>○避難所設営・開設・運営(物資・食料配給を含む)</li> <li>○各地区区住民に対する避難広報</li> <li>○被災者への応急対応</li> <li>○災害関係予算その他財政措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害情報の総合集約・情報発信整理</li> <li>○災害対策本部の解散</li> <li>○り災・被災証明書の発行</li> <li>○災害救助法等の対応措置</li> <li>○各部隊及び各支部からの被災情報集約・整理</li> <li>○災害見舞・視察者・随員に関する対応</li> <li>○ボランティアの受入支援・調整</li> <li>○庁舎の復旧対策</li> <li>○所有財産の被害調査</li> <li>○輸送車両の運行</li> <li>○応援職員の確保</li> <li>○労務確保対策</li> <li>○被災者生活相談</li> <li>○各地区内での被害状況の調査・報告</li> <li>○避難所の運営(物資・食料配給を含む)</li> <li>○避難者への応急対応</li> <li>○避難所の閉鎖</li> <li>○災害関係予算その他財政措置</li> </ul>	
総務部	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物資配給体制の整備</li> <li>○食料配給体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金・災害見舞金等に対する受入準備及び受入</li> <li>○人的被害・家屋等被害の現地調査(住宅班と連携)</li> <li>○避難所の設営・開設・取替状況把握に関する管理統括</li> <li>○ライフライン(道路・水道・電気・通信)被災や避難者等、災害関連情報の集約・広報(土木情報班、水道班と連携)</li> <li>○報道機関等への情報提供</li> <li>○災害写真等の記録</li> <li>○災害時の情報機器及び通信環境の運用確保</li> <li>○自営光(ケーブルテレビ)網の復旧</li> <li>○公共施設等の情報システムの運用確保</li> <li>○温泉・津町内の被害状況の把握・報告</li> <li>○庁舎の応急対策</li> <li>○仁摩町内の被害状況の把握・報告</li> <li>○庁舎の応急対策</li> <li>○河川等の復旧対策</li> <li>○河川等の復旧対策</li> <li>○市営住宅の復旧対策</li> <li>○都市公園施設等の復旧対策</li> <li>○都市公園施設等の復旧対策</li> <li>○地すべり・急傾斜・土石流災害の被害状況把握及び復旧との調整</li> <li>○公共施設及び避難施設等の危険度判定</li> <li>○家屋被害状況の把握及び対応(固定資産調査班と連携)</li> </ul>		
地域対策部	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の開設準備</li> <li>○情報伝達網の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金・災害見舞金等に対する受入準備及び受入</li> <li>○人的被害・家屋等被害の現地調査(住宅班と連携)</li> <li>○避難所の設営・開設・取替状況把握に関する管理統括</li> <li>○ライフライン(道路・水道・電気・通信)被災や避難者等、災害関連情報の集約・広報(土木情報班、水道班と連携)</li> <li>○報道機関等への情報提供</li> <li>○災害写真等の記録</li> <li>○災害時の情報機器及び通信環境の運用確保</li> <li>○自営光(ケーブルテレビ)網の復旧</li> <li>○公共施設等の情報システムの運用確保</li> <li>○温泉・津町内の被害状況の把握・報告</li> <li>○庁舎の応急対策</li> <li>○仁摩町内の被害状況の把握・報告</li> <li>○庁舎の復旧対策</li> <li>○河川等の復旧対策</li> <li>○河川等の復旧対策</li> <li>○市営住宅の復旧対策</li> <li>○都市公園施設等の復旧対策</li> <li>○都市公園施設等の復旧対策</li> <li>○地すべり・急傾斜・土石流災害の被害状況把握及び復旧との調整</li> <li>○公共施設及び避難施設等の危険度判定</li> <li>○家屋被害状況の把握及び対応(固定資産調査班と連携)</li> </ul>		
土木部	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路等、管理施設等の管理点検</li> <li>○都市公園施設、管理施設の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金・災害見舞金等に対する受入準備及び受入</li> <li>○人的被害・家屋等被害の現地調査(住宅班と連携)</li> <li>○避難所の設営・開設・取替状況把握に関する管理統括</li> <li>○ライフライン(道路・水道・電気・通信)被災や避難者等、災害関連情報の集約・広報(土木情報班、水道班と連携)</li> <li>○報道機関等への情報提供</li> <li>○災害写真等の記録</li> <li>○災害時の情報機器及び通信環境の運用確保</li> <li>○自営光(ケーブルテレビ)網の復旧</li> <li>○公共施設等の情報システムの運用確保</li> <li>○温泉・津町内の被害状況の把握・報告</li> <li>○庁舎の応急対策</li> <li>○仁摩町内の被害状況の把握・報告</li> <li>○庁舎の復旧対策</li> <li>○河川等の復旧対策</li> <li>○河川等の復旧対策</li> <li>○市営住宅の復旧対策</li> <li>○都市公園施設等の復旧対策</li> <li>○都市公園施設等の復旧対策</li> <li>○地すべり・急傾斜・土石流災害の被害状況把握及び復旧との調整</li> <li>○公共施設及び避難施設等の危険度判定</li> <li>○家屋被害状況の把握及び対応(固定資産調査班と連携)</li> </ul>		
土木部	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅等の耐震化の促進</li> <li>○被災建築物応急危険度判定体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金・災害見舞金等に対する受入準備及び受入</li> <li>○人的被害・家屋等被害の現地調査(住宅班と連携)</li> <li>○避難所の設営・開設・取替状況把握に関する管理統括</li> <li>○ライフライン(道路・水道・電気・通信)被災や避難者等、災害関連情報の集約・広報(土木情報班、水道班と連携)</li> <li>○報道機関等への情報提供</li> <li>○災害写真等の記録</li> <li>○災害時の情報機器及び通信環境の運用確保</li> <li>○自営光(ケーブルテレビ)網の復旧</li> <li>○公共施設等の情報システムの運用確保</li> <li>○温泉・津町内の被害状況の把握・報告</li> <li>○庁舎の応急対策</li> <li>○仁摩町内の被害状況の把握・報告</li> <li>○庁舎の復旧対策</li> <li>○河川等の復旧対策</li> <li>○河川等の復旧対策</li> <li>○市営住宅の復旧対策</li> <li>○都市公園施設等の復旧対策</li> <li>○都市公園施設等の復旧対策</li> <li>○地すべり・急傾斜・土石流災害の被害状況把握及び復旧との調整</li> <li>○公共施設及び避難施設等の危険度判定</li> <li>○家屋被害状況の把握及び対応(固定資産調査班と連携)</li> </ul>		

福祉部 【部長】 健康福祉部長 【副部長】 地域福祉課長	要支援者・生活支援班	班長 地域福祉課	13	○避難行動要支援者（障がい者等）の把握及び対策の準備 ○避難行動要支援者（高齢者等）の把握及び対策の準備 ○被災者生活再建法等の研修及び緊急体制の整備	○避難行動要支援者（障がい者等）の避難・救援対応 ○避難行動要支援者（高齢者等）の避難・救援対応 ○被災者生活再建法等の対応措置 ○所管社会福祉施設の被害状況の把握 ○物資の必要量の把握・確保・配給（要支援者） ○社会福祉協議会との連携によるボランティアの受入支援・調整 ○避難所における感染症拡大防止対策	○被災者生活再建法等の対応措置 ○介護保険料の減免措置 ○社会福祉協議会との連携によるボランティアの受入支援・調整
		副班長 介護保険課 副班長 地域包括支援センター 副班長 医療政策課 副班長 健康増進課	5 4 10	89	○被災者の健康管理 ○避難所における感染症拡大防止対策	○被災者の健康管理 ○避難所における感染症拡大防止対策
医療部 【部長】 病院事務部長 【副部長】 事務総務課長	保育班	班長 子ども保育課	8	○保育施設等の防災対策 ○災害時対応マニュアルの整備	○保育園児の避難及び被災状況の把握 ○施設被害の状況の把握 ○被災保育園児の保健衛生 ○応急保育	○保育施設の復旧 ○保育料の減免措置 ○被災保育園児の健康管理 ○応急保育
		副班長 子ども家庭支援課 副班長 保育園	7 30	○災害時対応マニュアルの整備 ○緊急医療体制の整備	○保育園等に避難所を開設する場合の協力 ○市内災害対策本部の設置 ○緊急医療対応 ○医療救護班の派遣	○被災保育園児の健康管理
衛生部 【部長】 環境生活部長 【副部長】 環境政策課長	医療救護班	班長 総務課	10			
		副班長 経営企画課 副班長 医専室	4 1			
衛生部 【部長】 環境生活部長 【副部長】 環境政策課長	衛生班	班長 環境政策課	7	○防疫資機材の整備	○廃棄物撤去・処理（応急対応） ○衛生関係施設の被害状況把握 ○被災地区の防疫・し尿処理・ごみ処理	○被災地区の防疫・し尿処理・ごみ処理
		副班長 市民課 副班長 衛生処理場	14 11		○遺体の処理 ○衛生処理場の被害状況把握	
上下水道部 【部長】 上下水道部長 【副部長】 水道課長	水道班	班長 水道課	10	○災害時の給水体制の整備	○水道施設の被害状況の把握と情報処理（広範囲と連携） ○水道施設の応急措置及び復旧対策と情報処理（広範囲と連携） ○飲料水の供給	○水道施設の応急措置及び復旧対策と情報処理（広範囲と連携） ○飲料水の供給
		副班長 管理課	8		○下水道の被害状況把握	○下水道の復旧対策
教育部 【部長】 教育部長 【副部長】 教育総務課長	教育班	班長 総務課	8	○災害時対応マニュアル等の整備 ○教育施設の防災対策	○仮設トイレの必要量の把握・確保・設置 ○児童・生徒及び施設利用者の避難 ○被災状況の把握と応急対応 ○被災児童・生徒の保健衛生 ○応急教育 ○学校等に避難所を開設する場合の協力 ○幼稚園児の誘導、被災幼稚園児の応急処置、保健衛生	○学校・幼稚園施設の復旧 ○被災児童・生徒・園児の学習用品等の整備 ○必要保護の適用措置 ○被災児童・生徒・園児の健康管理 ○応急教育 ○被災幼稚園児の健康管理
		副班長 学校教育課 副班長 学事・魅力化推進室 副班長 社会教育課 副班長 山村留学センター 副班長 小学校・中学校 副班長 幼稚園 副班長 学校給食センター	1 5 7 2 4 8 1		○吹き出し調理体制の整備（物資・食料配給班と連携） ○石見朝山等文化財の被害状況の把握 ○文化・教育施設の被害状況の把握 ○防火・水防対策	○吹き出し調理体制の確保（物資・食料配給班と連携） ○石見朝山等文化財の被害状況の把握 ○文化・教育施設の被害状況の把握 ○防火・水防対策
消防部 【部長】 消防部長 【副部長】 消防課長	消防班	班長 消防部	83	○防火・水防対策	○救助、救出等人命救助	
		副班長 消防部				
計			27班			
			528	※職員配置数は、動員可能者を考慮し派遣職員を除いた数で算定		
<b>(2) 災害対策本部ブロック応援隊の設置</b>						
災害による被害が広域もしくは一定地域に集中した場合、各支部対応では限界があるため、全地域を7ブロックに分け組織し、ブロック出身者を中心としたブロック応援隊を設置する。						
各ブロック	情報収集・伝達業務 避難所開設・運営業務 救援・資機材供給業務	配置職員数		分 支 署 務		
		配置	職員数	発生前（予防）	発生後（応急対策）	復旧・復旧
			48	○各支部・ブロック応援隊の災害時業務の習熟 ○各支部・ブロック応援隊の災害時業務の習熟 ○各区域内被災への応急対応 ○各支部・被災資機材（土のう、シート等）の調達・輸送 ○住居に対する避難誘導 ○避難所開設・運営（食料・物資配給を含む）	○各支部内での被害状況の調査・報告 ○避難所運営及び引継 ○被災資機材の調査・報告 ○被災児童・生徒・園児の学習用品等の整備 ○被災児童・生徒・園児の健康管理 ○応急教育 ○被災幼稚園児の健康管理	○被災地区の被害状況の調査・報告 ○被災児童・生徒・園児の学習用品等の整備 ○被災児童・生徒・園児の健康管理 ○応急教育 ○被災幼稚園児の健康管理

3-2 災害時職員動員体制及び配備人数

区分	職員動員	動員の内訳		動員人数	
災害準備体制	災害準備 (令和4年度より2班編成に分離) ※必要に応じて両班同時参集あり	第1班(奇数日)	危機管理課(2人)	正担当 12名 副担当 8名	
			総務部(1人)		
			産業振興部(1人)		
			環境生活部(1人)		
各支所市民生活課(1人)					
第2班(偶数日)	危機管理課(2人)				
	政策企画部(1人)				
	健康福祉部(1人)				
	教育部(1人)				
各支所市民生活課(各1人)					
令和4年度から自動参集廃止 (各部署の判断により設置)	建設部、上下水道部、病院事務部				
災害警戒本部	第1次動員	災害警戒本部長:総務部長			約40名
		災害警戒副本部長:危機管理課長			
		第1次動員体制	準備体制職員		
			病院・議会・産振技監を除く部長級職員		
			準備体制職員(正担当)所属の所属長		
	判断責任者が必要と認める所属長				
	所属長が必要と認める職員				
	第1次動員支部体制	判断責任者が必要と認める各支部長・副支部長			
	第2次動員	災害警戒本部長:総務部長		約200名	
		災害警戒副本部長:危機管理課長			
第2次動員体制		第1次動員体制職員			
		災対本部事務分掌で定める総務班・避難所班・広報班・各支所班・福祉部職員			
		判断責任者が必要と認める班			
第2次動員支部体制	判断責任者が必要と認める各支部長・副支部長・支部員				
	判断責任者が必要と認める各ブロック応援隊職員				
災害対策本部	第3次動員	本部長:市長			約450名
		副本部長:副市長			
		本部付:教育長			
		第3次動員体制	係長以上の職員		
	所属長が必要と認める職員				
	災対本部各支部全員				
	災対本部各ブロック応援隊職員全員				
	第4次動員	本部長:市長		職員全員 (約520名)	
副本部長:副市長					
本部付:教育長					
第4次動員体制		全職員			

3-3 動員計画における伝達系統及び防災連絡責任者

(1) 所属長、支部長、ブロック応援隊長への伝達系統

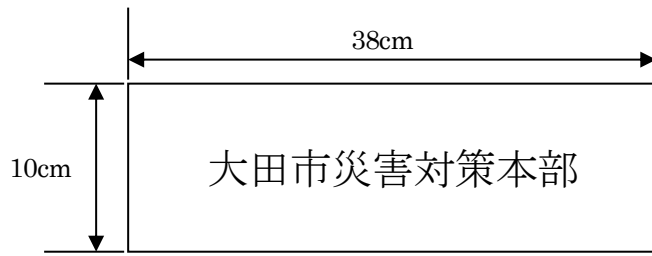
体制	職員動員体制	送信者	送信先
災害準備体制	災害準備体制	危機管理課	○準備体制職員
災害警戒本部	第1次動員体制	危機管理課	○病院事務部・議会事務局・産振技監を除く部長級職員 ○準備体制職員(両班)所属の所属長、人事課長 ○総務部長が必要と認める所属長 ○総務部長が必要と認める支部長
	第2次動員体制	危機管理課	○総務班・避難所班・広報班・各支所班・福祉部の所属局長 ○総務部長が必要と認める班の所属長 ○総務部長が必要と認める支部長 ○総務部長が必要と認めるブロック応援隊長
災害対策本部	第3次動員体制	危機管理課	○全管理職 ○各支部長 ○各ブロック応援隊長
	第4次動員体制	危機管理課	○全管理職 ○各支部長 ○各ブロック応援隊長

(2) 所属長以下の職員、支部員、ブロック応援隊職員への伝達系統

体制	職員動員体制	伝達者	伝達先
災害警戒本部	第1次動員体制	所属長	○所属長が必要と認める職員
	第2次動員体制	所属長	○総務班・避難所班・広報班・各支所班・福祉部の職員 ○総務部長が必要と認める班の職員
		支部長	○総務部長が必要と認める副支部長
		ブロック応援隊長	○総務部長が必要と認めるブロック応援隊職員
災害対策本部	第3次動員体制	全所属長	○係長以上の職員 ○所属長が必要と認める職員
		支部長	○副支部長、支部員
		ブロック応援隊長	ブロック応援隊職員
	第4次動員体制	全所属長	○全職員

3-4 災害時の職員腕章・車両標旗

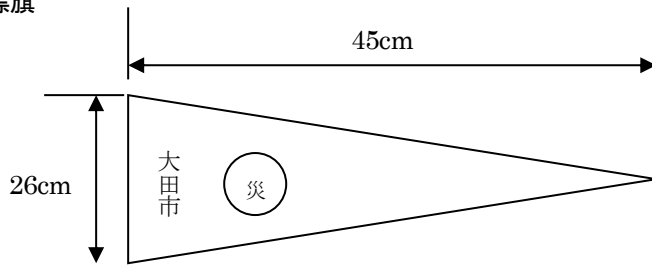
腕章



(備考)

地色は白、文字は黒とする。

標旗



(備考)

地色は黄、文字は黒とする。

○(災)は直径5cmとする。

3-5 島根県防災行政無線局一覧表

【島根県防災行政無線局 電話・FAX番号（令和4年4月1日現在）】

(大田市内)

区分	機関名	無線区分	無線電話番号
大田市	大田市 危機管理課安全防災係	地上系・衛星系	501-2-1252
大田市	大田市 防災専用FAX/電話	地上系・衛星系	501-81
消防機関	大田市消防本部 受付	地上系・衛星系	513-83
消防機関	大田市消防本部 防災専用電話	地上系・衛星系	513-81
消防機関	大田市消防本部 防災専用FAX	地上系・衛星系	513-81
医療機関	大田市立病院 防災専用電話	地上系	611-5
医療機関	大田市立病院 防災専用FAX	地上系	611-1
警察	大田警察署 防災専用電話	衛星系	531-80
警察	大田警察署 防災専用FAX/電話	衛星系	531-81
島根県	西部県民センター県央事務所 総務 G	地上系・衛星系	519-2-9571
島根県	西部県民センター県央事務所 FAX	地上系・衛星系	519-2-9578
島根県	西部県民センター県央事務所 防災専用FAX/電話	地上系・衛星系	519-81
島根県	県央県土整備事務所大田事業所 管理 G	地上系・衛星系	334-2-9738
島根県	県央県土整備事務所大田事業所 FAX	地上系・衛星系	334-2-9755
島根県	県央県土整備事務所大田事業所 防災専用FAX	地上系・衛星系	334-81
島根県	大田事業所三瓶ダム管理所 事務室	地上系・衛星系	342-211
島根県	大田事業所三瓶ダム管理所 事務室 FAX	地上系・衛星系	342-230
島根県	県央保健所 総務企画スタッフ	地上系・衛星系	334-2-9801
島根県	県央保健所 総務企画 G FAX	地上系・衛星系	334-2-9819
島根県	西部農林水産振興センター県央事務所 大田農業部	地上系・衛星系	334-2-9707
島根県	西部農林水産振興センター県央事務所 大田農業部 FAX	地上系・衛星系	334-2-9712
島根県	大田市集合庁舎 受付・警備員控室	地上系・衛星系	334-2-9790

(市外の関係機関)

区分	機関名	無線区分	無線電話番号
島根県	島根県防災部 消防総務課 防災通信G	地上系・衛星系	300-2-5889
島根県	島根県防災部 消防総務課 防災通信 G	地上系・衛星系	300-2-5890
島根県	島根県防災部 消防総務課 FAX	地上系・衛星系	300-2-5930
島根県	防災航空管理所 事務所(斐川町)	地上系・衛星系	335-213
島根県	防災航空管理所 FAX(斐川町)	地上系・衛星系	335-230
島根県	松江防災備蓄倉庫 通信連絡室	地上系・衛星系	338-500
島根県	松江防災備蓄倉庫 FAX	地上系・衛星系	338-550
島根県	浜田防災備蓄倉庫 通信連絡室	地上系	576-5
島根県	浜田防災備蓄倉庫 FAX	地上系	576-1
島根県	島根県土木部 砂防課 企画防災 G	地上系・衛星系	300-2-6261
島根県	島根県土木部 砂防課 FAX	地上系・衛星系	300-2-5788
島根県	島根県土木部 河川課 管理 G	地上系・衛星系	300-2-6783
島根県	島根県土木部 河川課 FAX	地上系・衛星系	300-2-5681
警察	島根県警察本部	地上系・衛星系	300-2-6400
島根県	県央県土整備事務所 防災専用電話(川本町)	地上系・衛星系	324-830
島根県	県央県土整備事務所 防災専用FAX(川本町)	地上系・衛星系	324-860
島根県	川本合同庁舎 受付・警備員控室	地上系・衛星系	324-2-9530
島根県	西部農林水産振興センター 防災専用電話(浜田市)	地上系・衛星系	325-824
島根県	西部農林水産振興センター FAX(浜田市)	地上系・衛星系	325-2-5591
関係機関	松江地方気象台	地上系・衛星系	435-81
関係機関	航空自衛隊美保基地 当直室	地上系・衛星系	445-81

関係機関	航空自衛隊美保基地 防災専用 FAX	地上系・衛星系	445-82
区分	機関名	無線区分	無線電話番号
関係機関	陸上自衛隊出雲駐屯地 当直指令室	地上系・衛星系	526-81
関係機関	陸上自衛隊出雲駐屯地 防災専用 FAX	地上系・衛星系	526-81
関係機関	浜田海上保安部 防災専用電話	地上系・衛星系	580-81
関係機関	日本赤十字社島根県支部 防災専用電話	衛星系	436-83
関係機関	江津済生会総合病院防災専用電話	地上系	612-81
関係機関	NHK 松江放送局 防災専用電話	地上系	437-81
関係機関	NHK 松江放送局 防災専用 FAX	地上系	437-81
関係機関	山陰放送 防災専用電話	地上系	448-81
関係機関	山陰放送 防災専用 FAX	地上系	448-81
関係機関	山陰中央テレビ 防災専用電話	地上系	439-81
関係機関	山陰中央テレビ 防災専用 FAX	地上系	439-81
関係機関	日本海テレビ 防災専用電話	地上系	438-81
関係機関	日本海テレビ 防災専用 FAX	地上系	438-81
関係機関	FM 山陰 防災専用電話	地上系	440-5
関係機関	FM 山陰 防災専用 FAX	地上系	440-1

【防災行政無線・電話（FAX）の使用方法】

<無線回線の種類>

県、市町村、消防機関、防災関係機関等が相互に通話可能である無線回線は地上系無線回線（＝山頂にある中継局を経由）と衛星系無線回線（＝通信衛星を経由）の2つがある。基本的に相互に通話が可能なのは、地上系無線回線同士、衛星系無線回線同士となる。したがって、自局及び相手局が利用可能な無線回線を確認すること。

<利用できる電話機>

- 内線接続電話機（FAX）・・・庁舎電話交換機と無線回線を接続する必要がある。
- 防災専用電話機（FAX）・・・各無線局に最低1台は設置してある。  
（主に総務・防災担当部署に設置してある。）

<防災行政無線電話のかけ方>

○防災専用電話機からのかけ方

・地上系無線回線を利用・・・・・・・・相手側無線電話番号

・衛星系無線回線を利用・・・・・・・・0 - 相手側無線電話番号

○内線電話からのかけ方（0発信は行わない）

・地上系無線回線を利用

大田市役所本庁内線・・・・・・・・7 - 相手側の無線電話番号

・衛星系無線回線を利用

大田市役所本庁内線・・・・・・・・7 - 0 - 相手側の無線電話番号

<留意点>

- 大田市役所において、内線電話等で送信・受信を行う場合、地上系・衛星系それぞれ1回線しかないので、それが通話中の場合、回線はつながらない。
- 上記以外の防災行政無線電話番号は、番号簿を参照。
- 地上系はノイズが多い。
- 防災行政無線の電話料金は基本的に無料。



3-6 大田市災害状況記録・連絡票

大田市災害状況記録・連絡票①(災害箇所の位置図を添付)

受付日時	月 日 ( ) 時 分	受付者 所属・名前		
被災場所	町 自治会 宅・付近			
被災日時	月 日 ( ) 時 分	被災者名 (団体名)	TEL	
被災種別	人的被害	死者 人	氏 名 性別 年齢	
		行方不明 人		
		重症 人		
		軽傷 人		
	建物被害	住宅被害	建物の名称	被害棟数
		非住宅被害	全壊 半壊 部分損壊	
公共建物被害		床上浸水 床下浸水		
その他の被害	被害内容			
上記の詳細状況				
本部記入欄		※農林・土木関係は連絡票②となります		
対応状況	国・県等他の機関へ	日 時 分 連絡済 対応中 完了	対応機関	
	所管課へ	日 時 分 連絡済 対応中 完了	対応所管課	
受付	日 時 分	課 氏名	No.	

### 大田市災害状況記録・連絡票② (災害箇所の位置図を添付)

受付日時	月 日 ( ) 時 分	受付者 所属・名前		
被災場所	町 自治会	宅・付近		
被災日時	月 日 ( ) 時 分	被災者名 (団体名)	TEL	
被災種別	農林被害 (農林水産課)	農作物	作物名	
		農業用施設	農業倉庫 パイプハウス 畜産施設 その他( )	
		農業基盤	田 畑 水路 農道 頭首工 ため池 その他( )	
		森林	林道 人家裏山腹崩壊 造林地被害 その他( )	
	土木被害 (土木課)	路線名 河川名	線・川	
		被災内容	路肩崩壊 法面崩壊 路面陥没 その他 落石 倒木 護岸決壊 ( )	
		通行状況	通行不可 片側交互通行 軽自動車通行可	
上記の詳細状況(右の図参照)※公共土木災害のみ記入				
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上から見た図</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">横から見た図</div> </div> <p style="text-align: center;">農地・農業用施設被害は別紙耕地関係被害届を提出下さい。</p>				

本部記入欄

現地確認状況

担当課確認者氏名( )

L=

W=

H=

対応状況	国・県等他の機関へ	日 時 分 連絡済 対応中 完了	対応機関	
	所管課へ	日 時 分 連絡済 対応中 完了	対応所管課	
受付	日 時 分	課 氏名	No.	

## 3-7 要配慮者利用施設一覧表

(令和4年9月現在)

## ○土砂災害警戒区域内施設

	施設名	住所	TEL	FAX
1	第一中学校	大田市大田町大田口 656	82-0034	84-7251
2	大田高等学校	大田市大田町大田イ 568	82-0750	82-1333
3	しろがねの里	大田市大田町大田口 985-4	83-1887	83-1855
4	石東病院	大田市大田町大田イ 860-3	82-1035	82-0357
5	恵寿苑	大田市大田町大田イ 860-3	82-3301	82-1591
6	すてっぷ2	大田市大田町大田イ 979-4	84-5531	-
7	ひまわり	大田市大田町吉永 1453-15	82-5315	82-5158
8	川合小学校	大田市川合町川合 3025	82-0295	82-0383
9	ピラおおだ	大田市川合町川合 1081-2	82-7476	82-9379
10	福寿園	大田市川合町川合 2477-1	82-0291	82-0388
11	なずな寮	大田市川合町吉永 413-5	82-5519	-
12	清風園	大田市川合町吉永 1025	82-5300	82-5301
13	眺峰園	大田市川合町吉永 1025-1	82-2830	82-2986
14	北三瓶小学校	大田市三瓶町多根イ 934	86-0002	86-0168
15	北三瓶中学校	大田市三瓶町多根イ 938-13	86-0013	86-0180
16	ピラあさやま	大田市朝山町朝倉 706-1	85-8553	85-7096
17	朝波小学校	大田市波根町 15	85-8704	85-8714
18	福田医院	大田市波根町古川 2028	85-8526	85-7948
19	第二中学校	大田市久手町刺鹿 522-1	82-8424	82-8571
20	出雲養護大田分教室	大田市久手町刺鹿 522-1	84-0213	84-5032
21	こぼと保育園	大田市長久町稲用 8-1	82-6884	82-6884
22	五十猛小学校	大田市五十猛町 1518	87-0626	87-0660
23	五十猛児童クラブスマイル	大田市五十猛町 1441-5	080-2891-6234	-
24	いそたけ保育園	大田市五十猛町 1473	87-0689	87-0689
25	大森小学校	大田市大森町二 32	89-0613	89-0748
26	大森さくら保育園	大田市大森町二 32	89-0669	89-0669
27	高山小学校	大田市水上町白坏 140	89-0627	89-0928
28	ピラたかやま	大田市祖式町 546-1	85-2015	85-2016
29	どんぐり	大田市温泉津町小浜イ 276-1	0855-65-2342	0855-65-2342
30	温泉津保育所	大田市温泉津町小浜イ 306-1	0855-65-2075	0855-65-2075
31	温泉津児童クラブたんぼぼ	大田市温泉津町小浜イ 486	0855-65-2027	0855-65-2027
32	温泉津小学校	大田市温泉津町福光ハ 476	0855-65-2573	0855-65-2010
33	湯の郷苑	大田市温泉津町上村 461	0855-65-3800	0855-65-3812
34	仁摩小学校	大田市仁摩町仁万 176-2	88-2629	88-3193
35	仁摩児童クラブひまわり	大田市仁摩町仁万 176-2	88-2719	88-2719
36	大田西中学校	大田市仁摩町仁万 387-2	88-2006	88-3196
37	邇摩高等学校	大田市仁摩町仁万 907	88-2220	88-4417
38	出雲養護邇摩分教室	大田市仁摩町仁万 907	88-9060	88-9061
39	グループホームやすらぎ	大田市仁摩町仁万 1028-1	88-2335	88-2335
40	ほほえみ	大田市仁摩町天河内 821-6	88-9141	88-9140
41	デイサービスセンターむつみ苑	大田市仁摩町天河内 831	88-3910	88-4194
42	みどり保育園	大田市仁摩町宅野 1315	88-3324	88-3324
43	デイサービス李づみ野	大田市大田町大田口 204-18	83-7376	83-7375

## ○浸水想定区域内施設

	施設名	住所	TEL	FAX	河川名
1	大田いきいき児童クラブ	大田市大田町大田イ 140-8	86-8471	86-8472	三瓶川
2	すずらん川合	大田市川合町川合 350-1	83-7303	83-7306	静間川
3	かわい児童クラブ	大田市川合町川合 1618	83-7211	-	
4	川合保育園	大田市川合町川合 2997	82-7433	82-7433	
5	たから保育園	大田市長久町長久口 268-2	83-7880	83-7881	三瓶川
6	サンチャイルド長久さわらび園	大田市長久町土江 71-3	83-7171	82-2311	静間川
7	長久ゆうゆう学童クラブ	大田市長久町土江 108-1	82-7430	-	三瓶川
8	Nagomi 大田店	大田市長久町長久イ 506-1	83-7099	83-1954	三瓶川
9	社会福祉法人亀の子 (10 施設)	大田市長久町長久口 267-6	84-0271	84-0272	
10	和かち逢う家	大田市長久町長久ハ 24-2	83-7100	83-7088	
11	サンシルバーさわらび	大田市長久町土江 65-2	86-8001	86-8011	静間川
12	ゆうイングさわらび	大田市長久町土江 55-2	84-0101	84-0102	三瓶川
13	デイサービスセンターこころ路	大田市静間町 1241-6	83-7555	83-7556	静間川
14	ケアステーションささゆり	大田市久利町行恒 18-5	82-5353	82-5354	
15	すぎな寮	大田市久利町行恒 526-3	82-5950	-	
16	さざんか	大田市仁摩町天河内 822	88-3342	88-3342	潮川

## ※要配慮者利用施設

水防法及び土砂災害防止法に定める、社会福祉施設(老人福祉施設、障がい者福祉施設、保育園、学童クラブ等)、学校、医療施設その他防災上の配慮を要する者が利用する施設(認可外保育施設等)をいう。

## 3-8 関係機関連絡一覧表

## (1) 防災関係機関

## ① 市内の防災関係機関

名称	所在地	電話番号
大田市役所	大田市大田町大田口 1111	82-1600
大田市役所温泉津支所	大田市温泉津町小浜イ 486	0855-65-3111
大田市役所仁摩支所	大田市仁摩町仁万 562-3	88-2111
大田市役所上下水道部	大田市大田町大田口 1111	84-0313
大田市上下水道部三瓶浄水場	大田市大田町野城口 84-1	84-9336
大田市消防本部	大田市大田町大田イ 1-1	82-0650
大田消防署	大田市大田町大田イ 1-1	82-0650
大田消防署三瓶出張所	大田市三瓶町志学 2075-1	83-2253
西部消防署	大田市温泉津町湯里 1590-1	0855-65-2211
大田市立病院	大田市大田町吉永 1428-3	82-0330
大田市国民健康保険仁摩診療所	大田市仁摩町仁万 643-1	88-9030
大田市医師会	大田市大田町大田ハ 165	82-1080
大田市社会福祉協議会	大田市大田町大田イ 128	82-0091
大田市社会福祉協議会温泉津支所	大田市温泉津町小浜イ 486	0855-65-3950
大田市社会福祉協議会仁摩支所	大田市仁摩町仁万 537-1	88-4421
一般社団法人大田建設業協会	大田市大田町大田イ 179-3	82-0084
JR大田市駅	大田市大田町大田イ 222-2	82-0891
JR仁万駅	大田市仁摩町仁万 516	88-2024
石見大田郵便局	大田市大田町大田口 926-1	82-2481
温泉津郵便局	大田市温泉津町小浜イ 21-2	0855-65-2004
仁万郵便局	大田市仁摩町仁万 850-11	88-2020
大田トラック事業協同組合	大田市久手町刺鹿 1206-1	82-8295
島根県LPガス協会大田支部事務局	大田市長久町長久口 253-1	82-0117
JFLまね大田支所	大田市静間町 2075	84-8011
JFLまね久手出張所	大田市久手町波根西 2689	82-8955
JFLまね五十猛出張所	大田市五十猛町 2716-4	87-0033
JFLまね仁摩支所	大田市仁摩町仁万 1947-1	88-2311
JFLまね温泉津出張所	大田市温泉津町温泉津イ 794-1	0855-65-2463

## ② 県の防災関係機関

名称	所在地	電話番号
島根県西部県民センター県央事務所	大田市大田町大田イ 236-4	84-9572
島根県県央保健所	大田市長久町長久ハ 7-1	84-9800
島根県県央県土整備事務所大田事業所	大田市大田町大田イ 1-3	業務課 84-9725 ダム係 84-9753
三瓶ダム管理所	大田市三瓶町野城イ 849-24	86-0530
島根県県央県土整備事務所	邑智郡川本町大字川本 265-3	0855-72-9603
島根県総務部消防総務課	松江市殿町 1	0852-22-5884
島根県土木部砂防課	松江市殿町 8	0852-22-6785
島根県土木部河川課	松江市殿町 8	0852-22-6571
島根県防災航空管理所	出雲市斐川町沖州 2677	0853-72-7661

## ③ 警察署

名称	所在地	電話番号
島根県警察本部 警備部警備課	松江市殿町 8-1	0852-26-0110
大田警察署	大田市長久町長久ハ 7-1	82-0110
大田警察署 温泉津広域交番	大田市温泉津町小浜イ 540-1	0855-65-0110

## ④国・地方公共機関等の防災関係機関

名称	所在地	電話番号
日本赤十字社島根県支部 事業推進課	松江市内中原町 40	0852-21-4237
浜田海上保安部 警備救難課	浜田市長浜町 1785-16	0855-27-0771
松江地方気象台 防災管理官室	松江市西津田 7-1-11	0852-22-3784
航空自衛隊第3輸送航空隊	境港市小篠津町 2258	0859-45-0211
海上自衛隊舞鶴地方隊	舞鶴市余字部下 1190	0773-62-2250
陸上自衛隊第13偵察隊	出雲市松奇下町 1142-1	0853-21-1045
中国電力(株)島根支社	松江市母衣町 115	0852-27-1113
中国電力ネットワーク(株)出雲ネットワークセンター (温泉津町を除く)	出雲市小山町 225	0120-311-957
中国電力ネットワーク(株)浜田ネットワークセンター (温泉津町)	浜田市黒川町 129-5	0120-312-815
西日本電信電話(株)島根支店 災害対策室	松江市東朝日町 102	0852-20-7695
日本郵便(株)中国支社松江中央郵便局	松江市東朝日町 138	0852-21-3600
中国地方整備局松江国道事務所	松江市西津田 2丁目 6-28	0852-26-2131
中国地方整備局松江国道事務所出雲維持出張所	出雲市大津新崎 3丁目 43	0853-21-0536
中国四国農政局松江地域センター	松江市東朝日町 192	0852-24-7311
西日本旅客鉄道株式会社米子支社 施設課	米子市弥生町 2	0859-32-8105

## ⑤報道機関

名 称	電 話	F A X
N H K 松江放送局	0852-26-4511	0852-27-5856
山陰放送 松江支社	0852-21-4306	0852-21-4307
日本海テレビジョン放送 松江本社報道部	0852-26-3151	0852-27-8880
山陰中央テレビジョン放送 本社報道部	0852-23-3434	0852-22-4490
テレビ朝日 松江支局	0852-59-5421	0852-59-5425
石見銀山テレビ放送	0854-82-7755	0854-82-7771
エフエム山陰 放送部	0852-27-9887	0852-27-5130
朝日新聞社 松江支局	0852-23-3330	0852-27-2308
毎日新聞社 松江支局	0852-23-3121	0852-27-1548
読売新聞社 松江支局	0852-23-1411	0852-23-1413
産経新聞社 松江支局	0852-21-3169	0852-32-5318
日本経済新聞社 松江支局	0852-21-2198	0852-26-5720
中国新聞社 松江支局	0852-23-3322	0852-23-3324
山陰中央新報社 松江本社報道部	0852-32-3320	0852-32-3520
新日本海新聞社 松江支社	0852-25-3385	0852-25-3392
島根日日新聞社 松江支社	0852-31-1041	0852-31-9205
共同通信社 松江支局	0852-22-0101	0852-27-8149
時事通信社 松江支局	0852-21-3594	0852-21-3597

## ⑥環境衛生施設

名称	所在地	電話番号
大田葬斎場	大田市烏井町烏井 1135-2	82-5157
温泉津葬斎場	大田市温泉津町福光イ 160-2	0855-65-2903
仁摩葬斎場	大田市仁摩町仁万 322	88-2111
大田リサイクルセンター	大田市大田町野城口 38-1	84-0300
大田容器包装リサイクルセンター	大田市静間町 713-2	84-0211
大田市不燃物処理場	大田市仁摩町宅野 1111-1	82-6749
大田可燃物中間処理施設/大田し尿処理場	大田市静間町 1797-20	82-6749
大田浄化センター	大田市長久町長久イ 402-1	82-6880
温泉津クリーンセンター	大田市温泉津町温泉津イ 805-6	0855-65-3306
仁摩浄化センター	大田市仁摩町仁万 214-1	88-2745

## ⑦救援物資等集積拠点施設

名称	所在地	電話番号
道の駅ロード銀山	大田市久手町刺鹿 1945-1	82-1991
道の駅ごいせ仁摩	大田市仁摩町大國 42-1	88-9001

## ⑧し尿収集業者

名称	所在地	電話番号
ヒカリ衛環企業	大田市大田町大田口 963	82-0747
クリーン	大田市長久町長久イ 249-2	82-0869
文化環境技術センター	大田市長久町長久口 178-7	82-0319

## (2)避難所その他関係機関

## ①図書館・調理場

名称	所在地	電話番号
大田市中心図書館	大田市大田町大田イ 113-2	84-9200
温泉津図書館	大田市温泉津町小浜イ 486	0855-65-2177
仁摩図書館	大田市仁摩町仁万 565-1	88-4646
大田市学校給食センター	大田市川合町川合 1081-1	82-2009

## ②保育園・幼稚園・学校

名称	所在地	電話番号
大田保育園	大田町大田イ 575-7	82-0887
川合保育園	川合町川合 2997	82-7433
池田保育園	三瓶町池田 1877-5	83-2284
鳥井保育園	鳥井町鳥井 732	84-8233
水上保育園	水上町福原 52	89-0339
温泉津保育所	温泉津町小浜イ 306-1	0855-65-2075
相愛保育園	大田町大田イ 269-13	82-0187
あゆみ保育園	大田町吉永 1355-1	82-1791
サンチャイルド長久さわらび園	長久町土江 71-3	83-7171
こぼと保育園	長久町稲用 7-1	82-6884
たから保育園	長久町長久口 268-2	83-7880
いそたけ保育園	五十猛町 1473	87-0689
あけぼのこども園	久手町刺鹿 2608-1	82-8823
志学保育園	三瓶町志学 2065-2	83-3681
久利保育園	久利町久利 852-1	82-3988
大森さくら保育園	大森町二 32	89-0299
仁摩保育園	仁摩町仁万 559-1	88-9100
みどり保育園	仁摩町宅野 1315	88-3324
大田幼稚園	大田市大田町大田イ 597	82-1426
大田小学校	大田町大田イ 590	82-0031
長久小学校	長久町長久イ 782	82-1323
五十猛小学校	五十猛町 1518	87-0626
静間小学校	静間町 548	84-8532
鳥井小学校	鳥井町鳥井 417	84-8352
久手小学校	久手町刺鹿 2585	82-8324
朝波小学校	波根町 15	85-8704
北三瓶小学校	三瓶町多根イ 934	86-0002
志学小学校	三瓶町志学 2065	83-2025
池田小学校	三瓶町池田 2242	83-2642
川合小学校	川合町川合 3025	82-0295
久屋小学校	久利町久利 794-2	82-1043
大森小学校	大森町二 32	89-0613
高山小学校	水上町白坏 140	89-0627
温泉津小学校	温泉津町福光ハ 467-1	0855-65-2573

仁摩小学校	仁摩町仁万 176-2	88-2629
第一中学校	大田市大田町大田口 656	82-0034
第二中学校	大田市久手町刺鹿 522-1	82-8424
第三中学校	大田市水上町福原 601	89-0027
志学中学校	大田市三瓶町志学口 367	83-2208
北三瓶中学校	大田市三瓶町多根イ 938-13	86-0013
大田西中学校	大田市仁摩町仁万 387-2	88-2006
島根県立邇摩高等学校	大田市仁摩町仁万 907	88-2220
島根県立大田高等学校	大田市大田町大田イ 568	82-0750
島根県立農林大学校	大田市波根町 970-1	85-7011
山村留学センター三瓶こだま学園	大田市山口町山口 1694	86-0700

## ③まちづくりセンター

名 称	所在地	電話番号
大田まちづくりセンター	大田市大田町大田イ 140-2	82-6240
川合まちづくりセンター	大田市川合町川合 1247-1	82-5124
久利まちづくりセンター	大田市久利町久利 790-1	82-5572
大屋まちづくりセンター	大田市大屋町大国 2903-1	82-5580
朝山まちづくりセンター	大田市朝山町朝倉 420-1	85-8463
富山まちづくりセンター	大田市富山町山中 1740	88-0001
波根まちづくりセンター	大田市波根町 1751-2	85-8625
久手まちづくりセンター	大田市久手町波根西 1748	82-8307
鳥井まちづくりセンター	大田市鳥井町鳥井 412-4	84-8337
長久まちづくりセンター	大田市長久町長久イ 612-1	82-5571
静間まちづくりセンター	大田市静間町 430-1	84-8122
五十猛まちづくりセンター	大田市五十猛町 1481-2	87-0026
池田まちづくりセンター	大田市三瓶町池田 1887-1	83-2168
志学まちづくりセンター	大田市三瓶町志学口 2065-2	83-2167
北三瓶まちづくりセンター	大田市山口町山口 1181-1	86-0478
大森まちづくりセンター	大田市大森町イ 490	89-0010
水上まちづくりセンター	大田市水上町三久須 21	89-0023
祖式まちづくりセンター	大田市祖式町 546-1	85-2362
大代まちづくりセンター	大田市大代町大家 1579	85-2204
温泉津まちづくりセンター	大田市温泉津町小浜イ 486	0855-65-1522
湯里まちづくりセンター	大田市温泉津町湯里 1655	0855-65-3038
福波まちづくりセンター	大田市温泉津町福光ハ 467-1	0855-65-2941
井田まちづくりセンター	大田市温泉津町井田口 255	0855-66-0711
仁万まちづくりセンター	大田市仁摩町仁万 562-3	88-9520
宅野まちづくりセンター	大田市仁摩町宅野 79	88-9511
大国まちづくりセンター	大田市仁摩町大国 1269	88-9455
馬路まちづくりセンター	大田市仁摩町馬路 1737-6	88-9070

## ④国・県の施設

名称	所在地	電話番号
石見大田税務署	大田市大田町大田イ 289-2	82-0980
石見大田公共職業安定所（ハローワーク石見大田）	大田市大田町大田口 1182-1	82-8609
近畿中国四国農業研究センター大田研究拠点	大田市川合町吉永 60	82-0144
島根森林管理所大田森林事務所	大田市大田町大田イ 332-5	82-0408
島根県西部農林水産振興センター県央事務所大田農業部	大田市大田町大田イ 1-3	84-9707
島根県食肉衛生検査所	大田市朝山町仙山 1677-2	85-8011
島根県女性相談センター西部分室	大田市大田町大田イ 236-4	84-5591
島根県立男女共同参画センターあすてらす	大田市大田町大田イ 236-4	84-5500



## 3-9 雨量観測所一覧表、水位観測所一覧表

## (1) 雨量観測所一覧表

## ① 島根県水防情報システム関係

水系名	観測所名	所在地	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
静間川	大森	大森町	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所(大田)	0854-84-9748	テレメーター
〃	三瓶ダム	三瓶町		県央県土整備事務所(大田)	0854-84-9748	
〃	中津森	三瓶町		三瓶ダム	0854-84-9753	
〃	中津森	三瓶町		三瓶ダム	0854-84-9753	
大原川	清瀧ダム	久手町		県央県土整備事務所(大田)	0854-84-9753	

## ② 島根県土砂災害予警報システム(砂防課所管)

水系名	観測所名	所在地	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
静間川	大田土木	大田町	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所(大田)	0854-84-9748	テレメーター
〃	多根	三瓶町				
小浜川	温泉津	温泉津町小浜				
潮川	仁摩	仁摩町仁万				
田儀川	朝山	朝山町				
静間川	水上	水上町				
江の川	大代	大代町				
〃	志学	三瓶町				
静間川	川合	川合町				

## ③ 国交省関係

水系名	観測所名	所在地	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
江の川	井田	温泉津町井田	浜田河川国道事務所	浜田河川国道事務所	0855-22-2480	テレメーター

## ④ 気象庁関係

水系名	観測所名	気象等情報で用いる名称	所在地	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
静間川	大田	大田市大田	大田町大田	松江地方気象台	松江地方気象台	0852-21-4958	地域気象観測システム(アメダス)
福光川	福光	大田市福光	温泉津町福光	松江地方気象台	松江地方気象台		

## ⑤ 西日本旅客鉄道関係

水系名	観測所名	所在地	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
静間川	大田	大田町	米子支社	米子施設指令	0859-32-6383	テレメーター
仁万川	仁万	仁摩町仁万				

## ⑥ その他

水系名	観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
静間川	三瓶	三瓶町	大田消防署	大田消防署三瓶出張所	0854-83-2253	自記

(2) 水位観測所一覧表

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	はん濫 危険 水 位	避 難 判 断 水 位	はん濫 注 意 水 位	水防団 待 機 水 位	管理 者名	観測者名	電話番号	観測 方法	発表 銃砲等
静間川	川合橋	川合町	4.80 4.80	3.20	2.90	2.20	1.30	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所 (大田)	0854-84-9748	テレメーター	周、景
〃	八日市橋	長久町	5.70 5.40	3.80	2.60	2.50	1.50		県央県土整備事務所 (大田)	0854-84-9748		周、景
〃	正原橋	静間町	8.90 8.90	—	—	—	—		県央県土整備事務所 (大田)	0854-84-9748		
三瓶川	出口	大田町	—	—	—	—	—		県央県土整備事務所 (大田)	0854-84-9748		
				—	—	—	—		三瓶ダム 管 理 所	0854-86-0530		
〃	日の出	大田町	4.72 4.70	—	—	—	—		県央県土整備事務所 (大田)	0854-84-9748		
〃	神田橋	大田町	4.60 4.60	2.90	2.50	2.10	1.30		県央県土整備事務所 (大田)	0854-84-9748		周、景
〃	長久	長久町	8.73 8.83	—	—	6.42	5.32		県央県土整備事務所 (大田)	0854-84-9748		
				—	—	—	—		三瓶ダム 管 理 所	0854-86-0530		
宅野川	宅野	仁摩町 宅野	2.80 2.80	—	—	1.80	1.00		県央県土整備事務所 (大田)	0854-84-9748		
潮 川	善興寺橋	仁摩町 仁万	4.10 4.10	—	—	2.10	1.20					
福光川	古市橋	温泉津町 福光	3.80 3.80	—	—	1.90	1.10					
江谷川	刺鹿	久手町	—	—	—	—	—		県央県土整備事務所 (大田)	0854-84-9753		
大原川	久手	久手町	—	—	—	—	—					

3-10 大田市指定緊急避難場所・指定避難所一覧

大田市「指定緊急避難場所」・「指定避難所」一覧											R5.11時点					
災害別避難先選定基準	土砂災害		「土砂災害警戒区域」以外の場所、または区域内にあっても施設が十分堅牢なため、土砂災害の危険性がない、または極めて少ない避難所													
	洪水災害(浸水害)		「浸水想定区域」以外の場所、または区域内にあっても安全な避難経路があるため、洪水災害の危険性がない、または極めて少ない避難所													
津波災害		原則、島根県が実施した地震被害想定調査による「津波浸水想定区域」以外の場所で、津波被害の危険性がない避難所														
地震災害		昭和56年の新耐震基準により設計された、地震発生時に避難場所として安全性が高い避難場所														
施設の種類の	指定緊急避難場所		災害発生時に、緊急的に避難し、一時的な身の安全を確保する場所。災害の種類ごとに指定													
	指定避難所		災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設(災害状況に応じて開設)													
	福祉避難所		一般の避難所では避難生活が困難な、特別の配慮を必要とする方が避難する施設(健常者のみの避難受入はありません)													
町名	NO	避難所名称	屋内・外区分	住所	電話番号	指定緊急避難場所					指定避難所	福祉避難所	緊急避難場所受入数	避難所収容数	福祉避難所収容数	備考
						土砂	洪水	津波	地震	大規模な火災						
大田町	1	大田市民会館	屋内	大田市大田町大田イ128	0854-82-0938	○	×	○	○	○	○		834	417		
	2	おおだふれあい会館	屋内	大田市大田町大田イ121-1	0854-82-0016	○	×	○	×	○	○		92			
	3	大田小学校(校舎)	屋内	大田市大田町大田イ590	0854-82-0031	○	○	○	○	○	○		305	152		
	4	大田小学校(屋体)	屋内	大田市大田町大田イ590	0854-82-0031	○	○	○	○	○	○		333	166		
	5	大田小学校(運動場)	屋外	大田市大田町大田イ590	0854-82-0031	○	○	○	○	○	○		2992			
	6	大田わんぱく児童クラブ	屋内	大田市大田町大田イ590	0854-82-1627	○	○	○	○	○	○		117			
	7	第一中学校(校舎)	屋内	大田市大田町大田口656	0854-82-0034	×	○	○	○	○	○		274	137		
	8	第一中学校(屋体)	屋内	大田市大田町大田口656	0854-82-0034	×	○	○	○	○	○		284	142		
	9	第一中学校(運動場)	屋外	大田市大田町大田口656	0854-82-0034	×	○	○	○	○	○		3206			
	10	大田総合体育館	屋内	大田市大田町大田口1451	0854-82-6408	×	○	○	○	○	○		549	274		
	11	サンレディー大田	屋内	大田市大田町大田口1329-9	0854-82-6700	○	○	○	○	○	○		574	287		
	12	あすてらす	屋内	大田市大田町大田イ236-4	0854-84-5500	○	○	○	○	○	○	○	290	145	187	福祉避難所併設
	13	大田市民センター	屋内	大田市大田町大田イ140-2	0854-82-6240	○	×	○	○	○	○		360			
	14	相愛保育園	屋内	大田市大田町大田イ269-13	0854-82-0187	○	○	○	○	○	○		350			
	15	大田保育園	屋内	大田市大田町大田イ575-7	0854-82-0887	○	×	○	×	○	○		112			
	16	大田幼稚園	屋内	大田市大田町大田イ597	0854-82-1426	○	○	○	○	○	○		216			
	17	大田市民公園	屋外	大田市大田町大田口1451	0854-82-6408	○	○	○	○	○	○		21250			
	18	宮崎公園	屋外	大田市大田町大田口1109-16	0854-83-8108	○	○	○	○	○	○		1100			
	19	駅前公園	屋外	大田市大田町大田イ416-5	0854-83-8108	○	○	○	○	○	○		300			
	20	鳴滝公園	屋外	大田市大田町大田口1326-1	0854-83-8108	○	○	○	○	○	○		1325			
	21	大田高等学校(運動場)	屋外	大田市大田町大田イ568	0854-82-0750	×	○	○	○	○	○		2187			
川合町	22	川合まちづくりセンター	屋内	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	○	×	○	○	○	○		88			
	23	川合小学校(校舎)	屋内	大田市川合町川合3025	0854-82-0295	×	○	○	○	○	○		104	52		
	24	川合小学校(屋体)	屋内	大田市川合町川合3025	0854-82-0295	×	○	○	○	○	○		136	68		
	25	川合小学校(運動場)	屋外	大田市川合町川合3025	0854-82-0295	×	○	○	○	○	○		1669			
久利町	26	川合保育園	屋内	大田市川合町川合2997	0854-82-7433	○	×	○	○	○	○		140			
	27	久利まちづくりセンター	屋内	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	○	○	○	×	○	○		150			
	28	久利小学校(校舎)	屋内	大田市久利町久利794-2	0854-82-1043	○	○	○	○	○	○		122	61		
	29	久利小学校(屋体)	屋内	大田市久利町久利794-2	0854-82-1043	○	○	○	○	○	○		233	116		
大屋町	30	久利小学校(運動場)	屋外	大田市久利町久利794-2	0854-82-1043	○	○	○	○	○	○		2294			
	31	久利保育園	屋内	大田市久利町久利852-1	0854-82-3988	○	×	○	○	○	○		125			
	32	大屋まちづくりセンター	屋内	大田市大屋町大屋2903-1	0854-82-5580	×	○	○	○	○	○		280	140		
	33	富山まちづくりセンター	屋内	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	○	○	○	×	○	○		87			
富山町	34	旧富山小学校(校舎)	屋内	大田市富山町山中1684	0854-88-0001	○	○	○	○	○	○		300	150		
	35	富山地区体育館	屋内	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	○	○	○	○	○	○		298	149		
	36	富山地区運動場	屋外	大田市富山町山中1661-4	0854-88-0001	○	○	○	○	○	○		1350			
	37	旧富山幼稚園	屋内	大田市富山町山中1684	0854-88-0001	○	○	○	○	○	○		62			
朝山町	38	朝山まちづくりセンター	屋内	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	×	○	○	○	○	○		53			
	39	波根まちづくりセンター	屋内	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	○	○	○	×	○	○		173			
	40	朝波小学校(校舎)	屋内	大田市波根町15	0854-85-8704	×	○	×	○	○	○		110	55		
	41	朝波小学校(屋体)	屋内	大田市波根町15	0854-85-8704	○	○	×	○	○	○		217	108		
波根町	42	朝波小学校(運動場)	屋外	大田市波根町15	0854-85-8704	×	○	×	○	○	○		3686			
	43	農林大学校(運動場)	屋外	大田市波根町970-1	0854-85-7011	○	○	○	○	○	○		2000			
	44	農林大学校(研修館・寄宿舎)	屋内	大田市波根町970-1	0854-85-7011	○	○	○	○	○	○		899		90	寄宿舎は、福祉避難所のみの
	45	旧波根保育園	屋内	大田市波根町1755	0854-85-7135	○	○	○	×	○	○		137			
久手町	46	久手まちづくりセンター	屋内	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	○	○	×	○	○	○		128			
	47	久手小学校(校舎)	屋内	大田市久手町刺鹿2585	0854-82-8324	○	○	×	○	○	○		166	83		
	48	久手小学校(屋体)	屋内	大田市久手町刺鹿2585	0854-82-8324	○	○	×	○	○	○		223	111		
	49	久手小学校(運動場)	屋外	大田市久手町刺鹿2585	0854-82-8324	○	○	×	○	○	○		2929			
	50	第二中学校(校舎)	屋内	大田市久手町刺鹿522-1	0854-82-8424	○	○	○	○	○	○		160	80		
	51	第二中学校(屋体)	屋内	大田市久手町刺鹿522-1	0854-82-8424	○	○	○	○	○	○		293	146		
	52	第二中学校(運動場)	屋外	大田市久手町刺鹿522-1	0854-82-8424	○	○	○	○	○	○		6095			
	53	旧久手保育園	屋内	大田市久手町刺鹿2672	0854-82-8823	○	○	×	○	○	○		118			
鳥井町	54	鳥井まちづくりセンター	屋内	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	○	○	×	○	○	○		86			
	55	鳥井小学校(校舎)	屋内	大田市鳥井町鳥井417	0854-84-8352	○	○	×	○	○	○		91	45		
	56	鳥井小学校(屋体)	屋内	大田市鳥井町鳥井417	0854-84-8352	○	○	×	○	○	○		134	67		
	57	鳥井小学校(運動場)	屋外	大田市鳥井町鳥井417	0854-84-8352	○	○	×	○	○	○		1662			
	58	鳥井保育園	屋内	大田市鳥井町鳥井732-2	0854-84-8233	○	○	×	○	○	○		170			
静間町	59	大田運動公園	屋外	大田市鳥井町鳥井1284	0854-83-8125	○	○	○	○	○	○		8000			
	60	静間まちづくりセンター	屋内	大田市静間町430-1	0854-84-8122	○	○	○	○	○	○		142			
	61	静間小学校(校舎)	屋内	大田市静間町548	0854-84-8532	○	○	○	○	○	○		110	55		
	62	静間小学校(屋体)	屋内	大田市静間町548	0854-84-8532	○	○	○	○	○	○		229	114		
	63	静間小学校(運動場)	屋外	大田市静間町548	0854-84-8532	○	○	○	○	○	○		3465			
	64	旧静間保育園	屋内	大田市静間町430-1	0854-84-8542	○	○	○	×	○	○		102			



## 3-1-1 ヘリコプター離着陸場

(出典：大田市消防本部)

名 称	所 在 地	座 標	連 絡 先
大田自転車競技場	久手町波根西	北緯 35° 13′ 44 東経 132° 30′ 37	0854-82-6408
西の原ヘリポート	三瓶町池田	北緯 35° 14′ 09 東経 132° 32′ 12	0854-82-0650
仁摩健康公園多目的広場	仁摩町天河内 975	北緯 35° 08′ 45 東経 132° 24′ 19	0854-88-2111
温泉津総合グラウンド	温泉津町温泉津イ 207	北緯 35° 05′ 57 東経 132° 20′ 55	0855-65-3111
富山小学校跡地	富山町山中 1684	北緯 35° 12′ 56 東経 132° 34′ 37	0854-88-0001
農林大学校	波根町 970-1	北緯 35° 14′ 21 東経 132° 32′ 05	0854-85-7011
大田第二球場	久手町刺鹿 747-4	北緯 35° 13′ 01 東経 132° 30′ 22	0854-82-6408
大田市民球場	大田町大田口 719	北緯 35° 10′ 57 東経 132° 30′ 26	0854-82-6408
川合小学校	川合町川合 3025	北緯 35° 09′ 05 東経 132° 30′ 50	0854-82-0295
鳥井運動公園駐車場	鳥井町鳥井 1284	北緯 35° 05′ 37 東経 132° 27′ 34	0854-82-6408
鳥井運動公園グラウンド	鳥井町鳥井 1284	北緯 35° 05′ 37 東経 132° 27′ 34	0854-82-6408
五十猛小学校	五十猛町 1518	北緯 35° 11′ 17 東経 132° 25′ 48	0854-87-0626
第三中学校	水上町福原 601	北緯 35° 05′ 37 東経 132° 27′ 35	0854-89-0027
高山小学校	水上町白坏 140	北緯 35° 04′ 25 東経 132° 27′ 18	0854-89-0627
東の原	三瓶町志学	北緯 35° 07′ 40 東経 132° 38′ 35	0854-88-9237
北の原	三瓶町多根	北緯 35° 07′ 40 東経 132° 38′ 35	0854-86-0500
温泉津中学校跡地	温泉津町福光イ 310-1	北緯 35° 04′ 15 東経 132° 20′ 11	0854-82-1600
井田グラウンド	温泉津町井田口 255	北緯 35° 01′ 56 東経 132° 23′ 11	0855-66-0711
大田市立病院	大田町吉永 1477-7	北緯 35° 10′ 51 東経 132° 30′ 09	0854-82-0330

## 3-12 大田市医療救護所設置場所

ブロック名	医療救護所	住所	電話番号
中央ブロック	大田小学校（保健室）	大田市大田町大田イ 590 番地	82-0031
西部ブロック	静間小学校（保健室）	大田市静間町 548 番地	84-8352
東部ブロック	久手小学校（保健室）	大田市久手町刺鹿 2585 番地	82-8324
三瓶ブロック	旧池田小学校（保健室）	大田市三瓶町池田 2242 番地	83-2642
高山ブロック	第3中学校（保健室）	大田市水上町福原 601 番地	89-0027
温泉津ブロック	温泉津保健センター	大田市温泉津町小浜イ 486 番地	0855-65-3934
仁摩ブロック	仁摩小学校（保健室）	大田市仁摩町仁万 176 番地 2	88-2629

## 3-13 大田市医師会医療救護班編成表

(出典：医療政策課)

本 部 長	福田 一雄（大田市医師会長） 標識No.000335	TEL:85-8526 FAX:85-7948
副 本 部 長	小野 眞一（大田市医師会副会長） 標識No.000333	TEL:82-8328 FAX:82-7211
本 部	大田市医師会館（大田市大田町大田ハ 165）	TEL:82-1080 FAX:82-7610
関 連 機 関	島根県県央保健所（所長 杉谷 亮）	TEL:84-9827
	大田市立病院（院長 西尾 祐二）	TEL:82-0330
	石東病院（院長 安田 英彰）	TEL:82-1035
	大田市	TEL:82-1600
	大田警察署	TEL:82-0110
	大田市消防署	TEL:82-0650

○大田市医師会班編成

(令和5年3月現在)

班	標識No.	氏名	病医院名	電話番号	所在地	床数	看護師数
1	000314	○中島秀嗣	大田呼吸循環クリニック	82-0036	大田	19	8
		中島博子	"	82-0036	大田	19	8
	000316	石田幸十郎	石田医院	82-1160	大田	0	4
	000317	渡邊隆栄 本田栄	本田皮膚科医院	82-5714 83-7788	大田	0	2
2	000313	上垣賢	上垣医院	82-0270	大田	16	6
	000318	○生越英二	生越整形外科	82-6161	大田	0	4
		和田昌弘	わだ耳鼻咽喉科	84-0800	大田	0	4
3	000321	合原大博	昭和医院	82-3492	大田	0	6
	000324	○安田英彰	石東病院	82-1035	大田	168	45
		藤原裕丈	ふじわら眼科クリニック	86-8131	大田	3	4
		滋野和志	大田姫野クリニック	84-0788	大田	0	11
4	000328	○木島良民	木島医院	82-8527	久手	0	7
	000329	合原儀行	合原医院	82-1737	大田	0	6
	000331	井上仁		84-5263	大田		
		石橋豊	仁寿診療所ながひさ	83-7166	長久	0	10
5	000335	○福田一雄	福田医院	85-8526	波根	19	19
		福田直樹	"	85-8526	波根	19	19
	000333	小野真一	小野医院	82-8328	久手	0	3
6	000337	○川上興一	川上医院	82-0296	川合	0	5
	000341	岡田和悟	大田シルバークリニック	83-7757	大田	0	3
7	000342	○山内克実	やまうち内科	84-0707	長久	0	5
		福田亮	郷原医院	82-0817	久利	10	3
		梅枝伸行	うめがえ内科クリニック	83-7800	大田	0	3
8	000348	○須田道雄	須田医院	88-2124	仁摩	0	3
	000350	泉司郎	仁摩診療所	88-9030	仁摩	0	3

○印は班長

○緊急時出動順序表

災害地区	出動班	第1予備班	第2予備班
大田橋南地区	1班	2班	3班
大田橋北地区	2班	3班	1班
大田昭和通地区	3班	1班	2班
五十猛・静間・長久・鳥井地区	4班	7班	5班
久手・波根・富山・朝山地区	5班	6班	7班
川合・三瓶地区	6班	5班	4班
久利・大森・水上・祖式・大代・大屋地区	7班	4班	6班
仁摩町仁万地区	8班	7班	6班
温泉津町温泉津地区			

## 3-14 消防部の災害対応資機材一覧表

(出典：大田市消防本部)

機 器 等	署 所 別			計
	大田	西部	三瓶	
救命索発射器	1			1
空気式ジャッキ(リフトバック)	1			1
油圧式ジャッキ	2			2
カッター	2			2
スプレッダー	2			2
マルチカッター	1	1	1	3
チェーンソー	8	3	2	14
エンジンカッター	3	1	1	5
削岩機(電動ドリル)	4			4
大ハンマー(鉄製)	12	1	1	14
大型テコバール	9	3	2	14
空気呼吸器	14	3	2	19
有毒ガス測定器	2	1	1	4
化学防護服(レベルA)	2			2
化学防護服(レベルB)	10	4		13
船外機付き救命ボート	1			1
手漕ぎ救命ボート	2	1		3
ウエットスーツ	8			8
胴付き長靴	10	5		15
救命胴衣	31	10		41



## 3-15 防災備蓄物資一覧

## (1)大田市備蓄食糧、生活必需品等一覧表

(令和5年12月現在)

区分	品目	数量	単位	保存場所
食料・水	乾燥米	8,500	食	旧富山小、旧大代小、旧池田小、大田一中、消防庁舎、温泉津支所、仁摩支所、北三瓶小
	乾燥米(おかゆ)	1,540	食	旧富山小、旧大代小、旧池田小、大田一中、消防庁舎、温泉津支所、仁摩支所、北三瓶小
	補助食(ビスコ、ようかん)	1,620	食	消防庁舎、温泉津支所、仁摩支所、
	サバイバルフーズ(25年保存、シチュー&クラッカー)	600	食	消防庁舎
	保存水(500ml)	8,716	本	旧富山小、旧大代小、旧池田小、大田一中、消防庁舎、温泉津支所、仁摩支所、北三瓶小
生活必需品等	毛布	2,180	枚	旧富山小、旧大代小、旧池田小、大田一中、消防庁舎、温泉津支所、仁摩支所、
	簡易トイレ薬剤	7,700	個	市役所本庁舎、旧富山小、旧大代小、大田一中、消防庁舎、仁摩支所、
	トイレ用パーソナルテント	197	基	市役所本庁舎、旧富山小、旧大代小、旧池田小、大田一中、消防庁舎、温泉津支所、仁摩支所、北三瓶小
	簡易トイレ	394	個	市役所本庁舎、旧富山小、旧大代小、旧池田小、大田一中、消防庁舎、温泉津支所、仁摩支所、北三瓶小
	簡易間仕切り	302	セット	旧富山小、旧大代小、旧池田小、大田一中、消防庁舎、温泉津支所、仁摩支所、北三瓶小、
	畳ロール	10	本	温泉津支所、仁摩支所
	手回し充電ラジオ	30	個	まちづくりセンター
	発電機(ガス、ガソリン)	31	台	旧富山小、旧大代小、旧池田小、大田一中、消防庁舎、温泉津支所、仁摩支所、北三瓶小
	紙おむつ(子ども用)	876	袋	消防庁舎、仁摩保健センター
	紙おむつ(大人用)	474	袋	消防庁舎
	女性用生理用品(昼用、夜用)	1,836	枚	消防庁舎
	飲料水運搬容器	800	個	消防庁舎、仁摩支所

(2)市管理水防倉庫並びに現有資材器具一覧表

(令和5年12月1日現在)

河川名	指定有無	水防倉庫所在地	倉庫面積	水防資材器具																					
				資 材							器 具														
				ビニール土嚢袋 (枚)	ビニール縄 (玉)	鉄線 (kg)	鉄杭 (本)	丸太杭 (本)	ビニールシート (枚)	竹 (本)	掛矢 (丁)	鉄掛矢 (丁)	鍬 (丁)	斧 (丁)	鎌(長鎌含む) (丁)	鉋(鉋鎌含む) (丁)	ノコ (丁)	ペンチ及びクリツパー (丁)	スコップ (丁)	ツルハシ (丁)	一輪車 (台)	手箕 (枚)	パール(大釘抜き・鉄棒) (丁)	クレモナロープ (m)	鎗樋(たこづち) (丁)
三瓶川	有	大田町日の出	28.12㎡	600	34	30	100	13	44	41	2	5	9	2	8	1	3	1	15	3	7	10	3	350	2
静間川	有	川合町出岡	21.60㎡	565	21	30	40	61	7		3	5	4	1	9	2	6	1	19	3	3	5	1	40	
	有	久利町市	19.87㎡	850	18	20	40	63	4	10	4	7	4	1	8	3	6	1	17	7	3	5	1	40	
	有	静間町平	33.12㎡	520	20	14	41	54	4		3	5	5	1	7	1	4		10	3	2	5	1	40	
潮川	有	仁摩町栄区	33.00㎡	1,275	10	26	20	57	30		5	1	2	1	12	2	3	3	19	3	1	3	1	1,200	2
福光川	有	温泉津町福光	17.70㎡	230	7	17	20	41	22		3	1	2	1	2	4	2	1	14	4	1	2	1	150	
湯里川	有	温泉津町湯里	16.00㎡	575	5	21	20	28	15		3	1	2	1	2	4	2	1	10	4	1	2	1	100	1
倉庫内(7棟)合計				4,615	115	158	281	317	126	51	23	25	28	8	48	17	26	8	104	27	18	32	9	1,920	5

3-16 島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書

様式第1号(救急)

防災ヘリコプター緊急運航要請書(救急用)

①要請機関名	消防本部名等		発信者名	
②要請内容	現場救急 <input type="checkbox"/>	例：患者引継の為のヘリ離着陸場を記入		
	転院搬送 <input type="checkbox"/>	例：○病院から□病院への転院搬送 ※具体的に記入する		
③傷病者情報	(ふりがな)			
	氏名	男 <input type="checkbox"/> 生年	年	月 日生
	住所	女 <input type="checkbox"/> 月日		歳
傷病名	重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/>			
④発病(負傷)の原因、経過等及び緊急搬送の必要性				
⑤感染症対策の必要性	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (病名： )			
⑥処置状況・搭載資器材等	酸素吸入→有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 点滴→有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ※その他の資器材があれば記入			
⑦傷病者の引継場所	要請側病院		⑧患者搬送車の要否	要請側病院
	受入側病院			受入側病院
⑨搭乗者	医師	(ふりがな)		
		氏名	男 <input type="checkbox"/> 生年	年 月 日生
	看護師	(ふりがな)		
氏名		男 <input type="checkbox"/> 生年	年 月 日生	
付添人	(ふりがな)			
	氏名	男 <input type="checkbox"/> 生年	年 月 日生	
住所	女 <input type="checkbox"/> 月日		歳	
⑩その他必要事項、調整事項等(あれば)	例：地上支援隊、使用無線、呼出名称等を記入			
要請先	島根県防災航空管理所 (島根県防災航空隊)	要請電話	0853(72)7666	防災行政無線 335-211~214 防災無線 FAX 335-230
		FAX	0853(72)7671	
		一般電話	0853(72)7661・7662	

防災ヘリコプター緊急運航要請書 (災害用)

①要請機関名	消防本部名等		発信者名	
②災害種別	(1)火災 <input type="checkbox"/> (2)救助 <input type="checkbox"/> (3)災害応急対策 <input type="checkbox"/> (4)その他 <input type="checkbox"/>			
③発生日時	年 月 日 ( 曜日)		時	分頃
④要請内容	(1)偵察 <input type="checkbox"/> (2)空中消火 <input type="checkbox"/> (3)救助 <input type="checkbox"/> (4)広報 <input type="checkbox"/> (5)輸送 <input type="checkbox"/> (大きさ、重量、数量を⑬に記載) (6)その他 <input type="checkbox"/> (具体的に⑬に記載)			
⑤発生 (要請) 場所	市・町・村			地内
	北 緯		東 経	
⑥災害の概要				
⑦119番 通報者情報	本人通報 <input type="checkbox"/> 関係者通報 <input type="checkbox"/> 多数通報有 <input type="checkbox"/>	氏名・ 電話番号		
⑧要請場所の 気象状況	天候 視程	風向 雲高等	風速 m/s	気温 ℃ 例：山頂が見えない、青空が見えない、雲が黒っぽい等、あれば
⑨要請場所付 近の場外離着 陸場等 (あれば)	※支援隊の有無、呼出名称等を記入 ※積雪の有無等、着陸面の状態を記入 ※北緯、東経等を記入 ※その他必要事項を記入			
⑩現場指揮者	職名	氏名	携帯	
⑪現場との 通信手段	無線種別 (主運用波 統制波 1・2・3 ) 呼出名称			
⑫広域航空消 防応援の準備	実施済 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/>			
⑬その他必要 事項、調整事項 等 (あれば)	例：現場活動隊、呼出名称、活動状況等を記入 救助後の搬送病院等を記入			
要請先 島根県防災航空管理所 (島根県防災航空隊)	要請電話 0853 (72) 7666 FAX 0853 (72) 7671 一般電話 0853 (72) 7661・7662	防災行政無線 335-211~214 防災無線 FAX 335-230		

3-17 避難所運営関連様式

(1) 避難所状況報告書

避難所状況報告書（第1報〔参集後すぐ〕）			
※第1報においては、分かるものだけで報告して構いません。			
		(報告先)	
避難所(施設)名	避難所班(まちづくり定住課)		
開設日時	月 日 時 分	【FAX】	0854-82-5885
避難種別	高齢者等避難・避難指示・自主避難	【TEL】	0854-83-8030
報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所 受信手段	FAX番号	電話番号	
	・ 伝 令 ・ その他 ( )		
避難人数	約 人	避難世帯数	約 世帯
周辺 の 状 況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険	
	人命救助	不要・必要(約 人)・不明	
	延焼	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	
	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	
	建物倒壊	ほとんどなし・あり(約 件)・不明	
	その他(特記すべきことがあれば)		
緊急を要する事項(具体的に箇条書き)			
参集した避難所担当職員(行政関係)			
[所属名・職名・氏名]			
参集した施設管理者			
[職名・氏名]			
※第2報以降は、対策本部の指示に従います。			



(3)避難者登録票

避難者登録票(安否確認用)						
避難場所名	※ 同居家族全員を記入してください。					
避難している箇所	住所	市 町 番地 (自治会名 )				
<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 教室( ) <input type="checkbox"/> その他( )	避難日時	年 月 日 時 分 ごろ			退所日	年 月 日
	退所後住所				退所後連絡先	
家屋の状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> ガス停止 <input type="checkbox"/> 電話不通 <input type="checkbox"/> その他( )					
姓 名	続柄	性別	年齢	避難の状況等	健康等	備考
ふりがな	世帯主	男・女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している。 <input type="checkbox"/> 自宅に残っている。 <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している。 (どこですか? ) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない。	<input type="checkbox"/> 軽 傷 <input type="checkbox"/> 重 傷 <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要配慮 <input type="checkbox"/> 死 亡	
ふりがな						
ふりがな	男・女	男・女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している。 <input type="checkbox"/> 自宅に残っている。 <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している。 (どこですか? ) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない。	<input type="checkbox"/> 軽 傷 <input type="checkbox"/> 重 傷 <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要配慮 <input type="checkbox"/> 死 亡	
ふりがな						
ふりがな	男・女	男・女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している。 <input type="checkbox"/> 自宅に残っている。 <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している。 (どこですか? ) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない。	<input type="checkbox"/> 軽 傷 <input type="checkbox"/> 重 傷 <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要配慮 <input type="checkbox"/> 死 亡	
ふりがな						
ふりがな	男・女	男・女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している。 <input type="checkbox"/> 自宅に残っている。 <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している。 (どこですか? ) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない。	<input type="checkbox"/> 軽 傷 <input type="checkbox"/> 重 傷 <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要配慮 <input type="checkbox"/> 死 亡	
ふりがな						
ふりがな	男・女	男・女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している。 <input type="checkbox"/> 自宅に残っている。 <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している。 (どこですか? ) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない。	<input type="checkbox"/> 軽 傷 <input type="checkbox"/> 重 傷 <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要配慮 <input type="checkbox"/> 死 亡	
ふりがな						
ふりがな	男・女	男・女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している。 <input type="checkbox"/> 自宅に残っている。 <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している。 (どこですか? ) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない。	<input type="checkbox"/> 軽 傷 <input type="checkbox"/> 重 傷 <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要配慮 <input type="checkbox"/> 死 亡	
ふりがな						
<input type="checkbox"/> 情報提供してもよい <input type="checkbox"/> 情報提供してほしくない						
<p>※ このカードは、親族、友人、知人などからの安否確認の問い合わせや避難者名簿の作成に使用するもので、記録のほか、災害対策(警戒)本部員や市役所職員が、問い合わせのあった際に検索し、外部回答に利用します。ただし、プライバシー保護の観点から、本人が提供を認めている情報に限りますので、外部に対してこのカードの情報提供を認めるか否かを下に記入してください。(どちらかに○をつけてください。)</p> <p>※ 特別な事情(DV、ストーキングの不安等)により、外部の問い合わせに対して特別な対応を望むことがある場合は、備考欄に記入ください(特定の人間には情報提供しない、一部の情報は開示しない、等)。</p> <p>※ 内容に変更がある場合は、速やかに避難所管理者に申し出て、修正してください。</p>						

(4)避難者名簿

避難者名簿						
避難場所名				記入日時	年 月 日 時 分	記入者
				報告日時	年 月 日 時 分	報告者
No	氏 名	住 所	性 別	避 難 日 時	備 考	
			年 齢	世 帯 主 等 の 氏 名	(けが・病気の状況等)	
1			男・女	年 月 日 時 分		
			歳		発熱	
		TEL			風邪症状	
2			男・女	年 月 日 時 分		
			歳		発熱	
		TEL			風邪症状	
3			男・女	年 月 日 時 分		
			歳		発熱	
		TEL			風邪症状	
4			男・女	年 月 日 時 分		
			歳		発熱	
		TEL			風邪症状	
5			男・女	年 月 日 時 分		
			歳		発熱	
		TEL			風邪症状	
6			男・女	年 月 日 時 分		
			歳		発熱	
		TEL			風邪症状	
7			男・女	年 月 日 時 分		
			歳		発熱	
		TEL			風邪症状	
8			男・女	年 月 日 時 分		
			歳		発熱	
		TEL			風邪症状	
9			男・女	年 月 日 時 分		
			歳		発熱	
		TEL			風邪症状	
10			男・女	年 月 日 時 分		
			歳		発熱	
		TEL			風邪症状	





(6)避難所で食事を要しない外出及び外泊届

避難所で食事を要しない外出及び外泊届

ふりがな				
氏 名				
外出期間		月 日( )		
食事の有無		朝食	昼食	夕食
外泊期間		出発日 月 日( )~帰る日 月 日( ) (計 日間)		
食事の有無		朝食	昼食	夕食
	出発日			
	帰る日			
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)				
備 考				

(7)郵便物等受取帳

郵便物等受取帳

No.

避難所

	受付月日	宛 名	居住組	郵便物等の種類	受取月日	受 取 人
1	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
2	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
3	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
4	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
5	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
6	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
7	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
8	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
9	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
10	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
11	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
12	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
13	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
14	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
15	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
16	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
17	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
18	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
19	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	
20	月 日		組	ハガキ・封書・小包・その他 ( )	月 日	

- ・被災者管理班の担当者は、「受付月日」から「郵便物等の種類」欄に記入します。
- ・受取は、原則として各居住組ごとに代表者を取りに来ることとし、受取の際は、代表者に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。
- ・本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、被災者管理班の担当者は受け取りに来た居住組の代表者にその旨を伝え、本人に受け取りに来てもらい、「受取日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

(8)食料処理票

## 食 料 処 理 票

避難場所  
で記入

避難場所名		依頼区分	月	日	分	<input type="checkbox"/> 朝食	<input type="checkbox"/> 昼食	<input type="checkbox"/> 夕食		
発信者	所属	職	氏名			発信	月	日	時	分
発信者 連絡先	電話				FAX					
<b>【依頼内容】</b>										
区 分	内 容 等									
食 事 内 訳	避難者用	食	備 考							
	特別食・その他( )用	食								
	計	食								
その他の 連絡事項										

↓ F A X

市災害対策本部  
で記入

受信者	所属	職	氏名			受信	月	日	時	分
受信者 連絡先	電話				FAX					
<b>【処理内容】</b>										
区 分	内 容 等									
食 事 内 訳	避難者用	食	備 考							
	特別食・その他( )用	食								
	計	食								
発注業者						電話	FAX			
配送業者						電話	FAX			
到着予定	時	分	処理者所属職氏名							
その他の 連絡事項										

↓ F A X

受け取り確認(避難場所  
で記入)

確認者	所属	職	氏名			確認	月	日	時	分
-----	----	---	----	--	--	----	---	---	---	---

(9) 物資処理票

# 物資処理票

①	依頼日時 月 日 時 分			②	発注先業者名			
	ふりがな 避難所名				TEL FAX			
	住 所				伝票No. 伝票枚数			
	担当者名				本部受付日時 月 日 時 分			
	TEL FAX				本部受信者名			
					TEL FAX			
		品 名	サイズなど		数 量	出荷数量	個 口	備 考
	1							
	2							
	3							
	4							
5								
6								
7								
8								
9								
10								
						個口合計		

- ・一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文してください。
- ・性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。
- ・食料物資班はこの伝票に記入し、災害(警戒)対策本部に原則としてFAXで配達・注文を依頼してください。
- ・FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。
- ・食料物資班は、受領時に「物資受払簿」に記入してください。

③	搬出日時 月 日 時 分			④	
	配達者名				
	TEL FAX				
到着日時 月 日 時 分			避難所 受領 サイン		

(10)飲料水及び飲料水容器処理票

## 飲 料 水 及 び 飲 料 水 容 器 処 理 票

避難場所  
で記入

避難場所名		依頼区分		月	日	分		
発信者	所属	職	氏名	発信	月	日	時	分
発信者 連絡先	電話		FAX					
<b>【依頼内容】</b>								
飲料水が必要な人数		人	必要な飲料水量			リットル		
必要な飲料水保存容器の種類			必要な容器数			個		
			必要な容器数			個		
その他の 連絡事項								

↓ F A X

市災害対策本部  
で記入

受信者	所属	職	氏名	受信	月	日	時	分
受信者 連絡先	電話		FAX					
<b>【処理内容】</b>								
飲料水が必要な人数		人	必要な飲料水量			リットル		
必要な飲料水保存容器の種類			必要な容器数			個		
			必要な容器数			個		
発注者						電話	FAX	
配送者						電話	FAX	
到着予定	時	分	処理者所属職氏名					
その他の 連絡事項								

↓ F A X

受け取り確認(避難場所で記入)

確認者	所属	職	氏名	確認	月	日	時	分
-----	----	---	----	----	---	---	---	---



3-18 食糧・物資供給関連様式

(1)調達物資管理集計表

調達物資管理集計表(品目ごとに作成)									
品目							単位		
No	月日	管理番号	搬入元	搬出先	搬入量	搬出量	在庫数	備考	
初期									
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									



(2)義援物資管理集計表

義援物資管理集計表(品目ごとに作成)								
品目							単位	
No	月日	管理番号	搬入元	搬出先	搬入量	搬出量	在庫数	備考
初期								
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

(3)食料処理票

## 食 料 処 理 票

避難場所  
で記入

避難場所名		依頼区分	月	日	分	<input type="checkbox"/> 朝食	<input type="checkbox"/> 昼食	<input type="checkbox"/> 夕食		
発信者	所属	職	氏名			発信	月	日	時	分
発信者 連絡先	電話				FAX					
<b>【依頼内容】</b>										
区 分	内 容 等									
食 事 内 訳	避難者用	食	備 考							
	特別食・その他( )用	食								
	計	食								
その他の 連絡事項										

↓ F A X

市災害  
対策本部  
で記入

受信者	所属	職	氏名			受信	月	日	時	分
受信者 連絡先	電話				FAX					
<b>【処理内容】</b>										
区 分	内 容 等									
食 事 内 訳	避難者用	食	備 考							
	特別食・その他( )用	食								
	計	食								
発注業者						電話	FAX			
配送業者						電話	FAX			
到着予定	時	分	処理者所属職氏名							
その他の 連絡事項										

↓ F A X

受け取り確認(避難場所  
で記入)

確認者	所属	職	氏名			確認	月	日	時	分
-----	----	---	----	--	--	----	---	---	---	---

(4) 飲料水及び飲料水容器処理票

## 飲料水及び飲料水容器処理票

避難場所  
で記入

避難場所名		依頼区分	月 日 分	
発信者	所属	職	氏名	発信 月 日 時 分
発信者 連絡先	電話		FAX	
<b>【依頼内容】</b>				
飲料水が必要な人数		人	必要な飲料水量	リットル
必要な飲料水保存容器の種類			必要な容器数	個
			必要な容器数	個
その他の 連絡事項				

↓ FAX

市災害対策本部  
で記入

受信者	所属	職	氏名	受信 月 日 時 分
受信者 連絡先	電話		FAX	
<b>【処理内容】</b>				
飲料水が必要な人数		人	必要な飲料水量	リットル
必要な飲料水保存容器の種類			必要な容器数	個
			必要な容器数	個
発注者				電話 FAX
配送者				電話 FAX
到着予定	時 分	処理者所属職氏名		
その他の 連絡事項				

↓ FAX

受け取り確認(避難場所で記入)

確認者	所属	職	氏名	確認 月 日 時 分
-----	----	---	----	------------

(5) 物資依頼伝票

# 物資処理票

①	依頼日時 月 日 時 分			②	発注先業者名			
	ふりがな 避難所名				TEL FAX			
	住 所				伝票No. 伝票枚数			
	担当者名				本部受付日時 月 日 時 分			
	TEL FAX				本部受信者名			
					TEL FAX			
		品 名	サイズなど		数 量	出荷数量	個 口	備 考
	1							
	2							
	3							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
						個口合計		

- ・一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文してください。
- ・性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。
- ・食料物資班はこの伝票に記入し、災害(警戒)対策本部に原則としてFAXで配達・注文を依頼してください。
- ・FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。
- ・食料物資班は、受領時に「物資受払簿」に記入してください。

③	搬出日時 月 日 時 分			④	
	配達者名			避難所 受領 サイン	
	TEL FAX				
到着日時 月 日 時 分					

(6)受入物資管理票

受入担当	搬入者	管理担当	

## 受入物資管理票

処理番号	
------	--

受入区分	費用区分		種別区分	
	<input type="checkbox"/> 調達物資	<input type="checkbox"/> 義援物資	<input type="checkbox"/> 物資	<input type="checkbox"/> 食糧

品目						
数量	情報					
	受入数					
発送元					連絡先	
搬入業者名 (=災対本部を含む)					連絡先	
搬入者名					連絡先	

**【処理欄】**

受入日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
受入担当者	

**証明欄**

上記のとおり受入れたので、これを証明します。

大田市災害対策(警戒)本部 物資・食料配給班長 (公印省略)

**【メモ】**

## (7)調達物資払出簿

調達物資払出簿							
No	月日	時刻	発送先	発送先住所	品目	数量	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

## (8)義援物資払出簿

## 義援物資払出簿

NO	月 日	時 刻	発 送 先	発送先住所	品 目	数 量	備 考
1		:					
2		:					
3		:					
4		:					
5		:					
6		:					
7		:					
8		:					
9		:					
10		:					
11		:					
12		:					
13		:					
14		:					
15		:					
16		:					
17		:					
18		:					
19		:					
20		:					





3-19 自衛隊災害派遣要請依頼書様式

島根県知事あて

文 書 番 号  
年 月 日  
発 信 者 名

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

(2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

(1) 連絡場所及び連絡責任者

5. 要請日時

年 月 日 時 分

3-20 自衛隊災害派遣撤収要請申請書様式

島根県知事あて

文 書 番 号  
年 月 日  
発 信 者 名

自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請をする事由

2. 任務完了(予定)日時

年 月 日 時 分

3. 撤収要請日時

年 月 日 時 分

4. その他必要な事項

3-21 緊急通行車両等事前届出様式

様式第1号(第2関係)

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  年 月 日  島根県公安委員会 様  届出者住所 (電話) 氏名		災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  島根県公安委員会 [印]	
番号標に表示 されている番号		注：1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所 ( ) 局 番		
	氏 名		
出 発 地			
注： この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

3-22 規制除外車両等事前届出様式

様式第5号（第3関係）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  規制除外車両事前届出書  年 月 日 島根県公安委員会 様  届出者住所 (電話) 氏名		災 害 第 号 原子力災害 応急対策用 国民保護措置用  規制除外車両事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日 島根県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号	注：1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
使用者			住 所	( ) 局 番
			氏 名	
出 発 地				
注： この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。				

備考：1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



(2)緊急通行車両等確認証明書様式

別記様式第4(第6条関係)

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知	事 印
		公 安 委 員 会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(3)規制除外車両確認証明書様式

様式第7号(第3関係)

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
		島根県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

(4) 車両標章様式



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



## 3-24 運送事業者名簿

## (1)一般乗合旅客自動車運送事業者

事業者名	営業所名	保有台数
石見交通(株)	大田	29
(有)峠建設	福光	※4

※は貸切バス又はタクシー事業との併用有り

## (2)一般貸切旅客自動車運送事業者

事業者名	営業所名	保有台数
石見交通(株)	大田	4
(株)イワミツアー	大田	3
(株)浜田交通	大田	2

## (3)一般乗用旅客運送事業

事業者名	営業所名	保有台数
富士第一交通(株)	本社	14
日本交通(株)	大田	18
(有)はあーと交通	久手	3
中家 孝之	志学	1
(有)温泉津タクシー	温泉津	5
(有)峠建設	福光	4
(有)仁摩タクシー	仁万	3
計		48

## (4)一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送限定事業者)

事業者名	保有台数
田中 治男	1
佐々木 悦朗	1
小川 誠	1
野木 正夫	1
温泉津運送(有)	2
島林 武	1
村上 方一	1
計	8

## (5)一般貨物自動車運送事業者

事業者名	車両数				概要
	普	小	特	被	
佐川急便(株)島根大田営業所	5	2			
日ノ丸西濃運輸(株)大田営業所	15	2			
山陰福山通運(株)大田営業所	13				
ヤマト運輸(株)石見支店	9		3		
竹下運送(有)	5	1	13		
松本キサヨ(大田急送)	3				
(株)東酪 大田営業所	7				
(有)祖式運送	31	1	1	1	
(有)大浦運送	15				
朝山運送(有)	15				
(有)水上運送	4				
(有)安井運送	3				
(有)波根運送	8				
(有)銀山運送	5				
稗田産業(有)	5		2	3	
(有)三瓶急送志学営業所	2				
(有)三瓶急送刺鹿営業所	2	4			
(有)江角建設運輸	5				
帯刀俊二(海辛運送)				1	条件付き
(有)大畑商店	7	1			
(有)新光産業	7				
(有)小川商店	16		1		
温泉津運送(有)	25			4	
(有)持田物産	4			1	
松本眞也(松本運送)	2				
計	213	11	20	10	

## 3-25 緊急輸送道路及び防災活動施設、集積・備蓄基地等

## (1) 緊急輸送道路

区分	名称
第1次緊急輸送道路	山陰道(国道9号 多伎朝山道路)、山陰道(国道9号 朝山大田道路)、山陰道(国道9号 仁摩温泉津道路)、国道9号線、国道375号線、主要地方道仁摩邑南線、主要地方道大田桜江線、一般県道池田久手停車場線
第2次緊急輸送道路	一般県道波根久手線、一般県道池田久手停車場線、一般県道静間久手停車場線、一般県道和江港大田市停車場線、主要地方道川本波多線、主要地方道仁摩邑南線、主要地方道温泉津川本線、主要地方道三瓶山公園線、市道鳴滝大沢線、上毛線、上毛寺床線、志学市街線、塩渕鳥越線、工業団地線、塩渕3号線
第3次緊急輸送道路	主要地方道三瓶山公園線、一般県道瓜坂川合線、市道鳴滝諏訪線、市道栄町諸友線、市道雪見宮崎線、市道山崎大正東線、市道温泉津港線、市道二中前線、市道市民球場横線、市道川合小学校線、市道運動公園線、市道高津線、市道福原高津線、市道水上小学校線、市道大家久具線、市道東ノ原女三瓶線、市道井田小学校線、市道福光国道取付線、市道三瓶高原線

※第1次緊急輸送道路…県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、および主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と第1次防災拠点を連絡する路線を設定する。

※第2次緊急輸送道路…県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。第1次緊急輸送道路及び第2次防災拠点を連絡する路線を設定する。

※第3次緊急輸送道路…第1次及び第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡する道路。

## (2) 防災活動施設、集積・備蓄基地等

番号	名称	住所	電話番号
1	道の駅 ロード銀山	大田市久手町刺鹿 1945-1	0854-82-1991
2	道の駅 ごいせ仁摩	大田市仁摩町大国 42-1	0854-88-9001
3	大田市役所	大田市大田町大田口 1111	0854-82-1600
4	大田市役所仁摩支所	大田市仁摩町仁万 562-3	0854-88-2111
5	大田市役所温泉津支所	大田市温泉津町小浜イ 486	0855-65-3111

## 3-26 廃棄物処理関係

(出典：衛生処理場)

## (1)し尿処理施設

事業主体名	施設名	所在地	処理能力
大田市	大田し尿処理場	静間町	80キロリットル/日

## (2)ごみ処理施設

事業主体名	施設名	所在地	処理能力	処理方法
大田市	大田可燃物中間処理施設	静間町	29 t/5 h	中継処理方式 破砕・選別処理方式

## (3)不燃物処理施設

事業主体名	施設名	所在地	処理能力
大田市	大田市不燃物処分場	仁摩町宅野	8 t/5 h

## (4)ごみ運搬車

事業主体名	特殊運搬車	ダンプ	計
大田市	準中型 5台 中型 1台 大型 2台	1台	9台

## (5)し尿運搬車

業者名	9,900ℓ	9,000ℓ	3,700ℓ	3,500ℓ	3,000ℓ	2,900ℓ	2,700ℓ
クリーン(株)	1	1			5		2
(有)ヒカリ衛環企業			2				3
(有)文化環境技術センター			2			1	2
計	1	1	4		5	1	7

## (6)汚泥収集車

業者名	ダンパー (9,200ℓ)	ダンパー (4,000ℓ以下)
クリーン(株)	2台	4台
(有)ヒカリ衛環企業		1台
(有)文化環境技術センター		2台

3-27 災害時被災者支援制度一覧

区分	チェック	支援制度	支援制度の内容	問合せ先
生活福祉	<input type="checkbox"/>	被災者生活再建支援金支給	住宅が全壊または全壊に準ずる被害を受けた世帯に対し、生活再建のための支援金を支給します。 【支給限度額及び対象経費】 生活関係経費100万円、住居関係経費200万円、合計300万円を上限とする。 【生活関係経費】 生活に必要な物品の購入費または修理費、住居移転費または交通費 【住居関係経費】 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費、住宅の解体(除去)・撤去・整地費、住宅の建設、購入のための借入金等の利息等 ※ 但し、被災者の年収・年齢等による制限や支給率の減額があります。	地域福祉課
	<input type="checkbox"/>	災害弔慰金の支給	災害により死亡した市民の遺族に対し弔慰金を支給します。 【対象となる災害の規模等】 ①県内に災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害 ②1つの市町村において5世帯以上の住宅が滅失した災害 ③上記と同等と認められ特別の事情がある場合で厚生労働大臣が認めたもの ※ 大田市で災害救助法が適用される災害の規模 ○大田市の住家滅失世帯数60世帯以上 ○住家滅失世帯数が市内で30世帯以上かつ県内で1,000世帯 ○その他特別な場合 【支給額等】 死亡者が主たる生計維持者 500万円 死亡者が上記以外の者 250万円	地域福祉課
	<input type="checkbox"/>	災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に見舞金を支給します。 【対象となる災害の規模等】 災害弔慰金の要件と同様 【支給額等】 当該障害者が主たる生計維持者 250万円 当該障害者が上記以外の者 125万円	地域福祉課
	<input type="checkbox"/>	災害援護資金の貸付け	災害により世帯主が負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯に対して災害援護資金の貸付けを行います。 【対象となる要件等】 災害救助法が適用された場合 【貸付け額等】 貸付け最高額 350万円 <償還期間>10年 <据置期間>3年間無利子 <据置期間経過後>年率3%	地域福祉課
	<input type="checkbox"/>	市税の徴収の猶予	財産が災害にあい、税金を納付することができないと認められる場合に、市税の徴収を猶予します。(1年以内) 但し、被害を受けた日以降に納期限が到来するものに限りです。	収納管理室 徴収係
	<input type="checkbox"/>	固定資産税の減免	①家屋:家屋価格の2/10以上の被害を受けた場合 ②土地:災害により土地の形状変化が著しいもの ③償却資産に被害を受けた場合 ①②の場合、被害程度に応じて4/10から全部の割合を減免します。③の場合、被害の程度によります。 但し、被害を受けた日以降に納期限が到来するものに限りです。	税務課 資産税係

区分	チェック	支援制度	支援制度の内容	問合せ先
生活福祉	<input type="checkbox"/>	市民税の減免	住宅または家財について受けた損害金額(保険金などにより補てんされる金額を除く)が、その住宅または家財の価格の3/10以上で、かつ前年中の合計所得が1,000万円以下の場合、被害程度・所得に応じて1/8～全部の割合を減免します。 但し、被害を受けた日以降に納期限が到来するもので当該年度分に限りします。	税務課 市民税係
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険料の減免・徴収猶予	世帯主及び世帯主と生計を一にしている方の前年の合計所得金額が1000万円以下の場合に、申請により、り災証明書の損害程度に応じて保険料を減免します。(保険料を滞納していない場合に限りします) 徴収猶予については、納付することができないと認められる金額を限度として、12ヶ月以内に限って適用します。	市民課 保険年金係
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険医療費の一部負担金の減免・支払猶予	申請により医療機関等に支払う一部負担金の減額等の証明を行います。 免除等の適用期間は申請のあった日から起算して3ヶ月以内。	市民課 保険年金係
	<input type="checkbox"/>	介護保険料の減免・徴収猶予	世帯主及び世帯主と生計を一にしている方の前年合計所得金額が1,000万円以下の場合に、申請により、り災証明書の損害程度に応じて保険料を減免します。(保険料を滞納していない場合に限りします) 徴収猶予については、納付することができないと認められる金額を限度として、12ヶ月以内に限って適用します。	介護保険課
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス	障害福祉サービスを受けている人、または世帯の生計を主として維持する人が、災害によって住宅・家財等に著しい損害を受け、利用者負担額の支払いが困難な場合には、負担額を減免する制度があります。	地域福祉課
	<input type="checkbox"/>	大田市特定教育・保育施設の利用者負担額の減免	災害等により児童の属する世帯が現に所有し居住する住宅が全焼又は全壊した場合や住宅が半焼、大規模半壊又は半壊の場合に、申請により利用者負担額の免除を受けることができます。	子ども保育課
	<input type="checkbox"/>	市立幼稚園の保育料減免	経済的事情に著しい変動があった場合に行います。	教育委員会学校教育課 学事・魅力化推進室
住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅の斡旋及び減免措置	土砂災害、豪雨災害等で住宅が使用できなくなった人に対して、市営住宅を提供します。 災害により著しい損害を受けたとき、家賃の減免または徴収の猶予をすることができます。	建築営繕課
教育	<input type="checkbox"/>	小・中学校就学援助制度	経済的に就学が困難になった児童・生徒に学用品費、給食費、学校病医療費などを援助します。	教育委員会学校教育課 学事・魅力化推進室
中小企業	<input type="checkbox"/>	災害復旧資金	<p>【融資対象者】 中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの ①災害により、直接被害を受けたもの ②災害によって売上の減少等の間接的な被害を受けたもの</p> <p>【資金用途】 設備資金及び運転資金 【融資限度額】 設備 5000万円 運転 3000万円 災害復旧のための経費の範囲内</p> <p>【融資年率】 年1.35% 【融資期間】 12年以内 【保証人】 法人：取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人：原則不要</p> <p>【担保の要否】 原則不要 【信用保証】 要(年0.4%以上1.7%以下) 【申込先】 各商工会議所・各商工会等</p>	産業企画課 産業支援係

4-1 大田市防災会議条例

平成17年10月1日

条例第14号

改正 平成24年6月25日条例第28号

平成24年10月1日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充て、その定数は35人以内とする。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 島根県の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 島根県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団のうちから市長が委嘱する者
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて委嘱する者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、必要な期間、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が指名し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議の事務を処理し、委員を補佐するため、幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、関係機関の職員のうちから市長が指名し、又は委嘱する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第28号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後に、大田市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により最初に委嘱する委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成25年9月30日までとする。

附 則(平成24年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。



## 4-2 大田市防災会議委員名簿

(令和5年12月1日現在)

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日（2年間）

No.	組織名	役職名	委員氏名
1	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	所長	近藤弘嗣
2	浜田海上保安部	部長	岡野敏彦
3	松江地方気象台	次長	熊谷達也
4	西部県民センター県央事務所	所長	曾田修
5	県央県土整備事務所大田事業所	所長	中本文志
6	県央保健所	部長	深崎美樹
7	西部農林水産振興センター県央事務所大田農業部	部長	山崎健治
8	大田警察署	大田警察署長	吾郷弘章
9	大田市消防団	団長	福間達雄
10	大田市消防団	副団長	松浦裕
11	大田市消防団	副団長	戸島英夫
12	大田市消防団	副団長	岡本孝実
13	大田市消防団	団員	白坏佳与子
14	日本郵便株式会社石見大田郵便局	局長	福場幸夫
15	西日本電信電話株式会社島根支店	支店長	小田晃弘
16	中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター	所長	柴田研司
17	西日本旅客鉄道株式会社大田市駅	駅長	佐藤篤司
18	石見銀山テレビ放送株式会社	音声告知担当リーダー	大塚真美
19	島根県立男女共同参画センターあすてらす	館長	多々納道子
20			三谷直子
21			山根満由美
22	大田市	副市長	船木三紀夫
23	大田市	政策企画部長	尾田英夫
24	大田市	総務部長	上西宏
25	大田市	健康福祉部 介護保険課 介護保険認定係長	松下望美
26	大田市	環境生活部 市民課長	松本朱美
27	大田市	産業振興部 農林水産課 農林水産振興係長	和田恵
28	大田市	建設部 建築営繕課 営繕係長	木村かおり
29	大田市	消防部長	幸村卓己
30	大田市	病院事務部 病院総務課 総務係長	坂本貴子
31	大田市	上下水道部 管理課 管理係長	石原亜紀子
32	大田市	議会事務局 庶務係長	北村裕子
33	大田市	教育部 石見銀山課 文化係長	伊藤美保
34	大田市	教育長	武田祐子

※委員は会長（大田市長）を除く

### 4-3 大田市災害対策本部条例

平成17年10月1日

条例第15号

改正 平成24年10月1日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、大田市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 4-4 災害時の応援協定

## (1) 県内各市町村

## 災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

## (応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、船艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

## (応援要請の手続等)

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
  - (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
  - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
  - (5) 応援の期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。  
この場合、前項の要請があったものとみなす。
- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。
- 4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

## (応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

## (連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

## (連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

## (その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書60通を作成し、各自が記名・押印をして、各1通を所持する。

平成8年2月1日

## (2) 笠岡市

## 災害時の相互応援に関する協定書

島根県大田市と岡山県笠岡市とは、一方の市に災害が発生し、独自で十分な応急措置が実施できない場合、迅速かつ円滑に応急措置等を遂行するため、次のとおり相互応援協定を締結する。

## (応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な事務職及び技術職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

## (応援要請の手続等)

第2条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
  - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職種別人員
  - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容を要する被災者の状況及び人数
  - (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
  - (6) 応援を必要とする期間
  - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 応援を行う市は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があつたものとみなす。

## (応援経費の負担等)

第3条 応援に要した経費の負担については、次の各号に定めるものを除き、原則として応援を受けた市の負担とする。

- (1) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った市の負担とする。
  - (2) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合で、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、応援を受けた市への往復の途中において生じたものについては応援を行った市が賠償の責めに任ずるものとする。
- 2 応援を受けた市は、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

## (連絡担当部局)

第4条 両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に伝達するものとする。

## (資料の交換)

第5条 両市は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画書その他参考資料を相互に交換するものとする。

## (その他)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

本協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、双方が署名、捺印し、各自その1通を保有するものとする。

平成9年9月1日

島根県大田市 大田市長 熊谷 國彦

岡山県笠岡市 笠岡市長 渡邊 嘉久

(3)山陰都市連絡協議会(鳥取県・島根県 12市)

山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定

(目的)

第1条 山陰都市連携協議会を構成する市(以下「構成市」という。)は、構成市の区域内において、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象が発生したとき(以下「危機事象発生時」という。)の相互の応援を円滑かつ迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第2条 応援の基本的な内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 重要な市役所業務の継続に必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(平常時における協力体制)

第3条 構成市は、危機事象発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築等、応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

2 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練への参加、助言、評価等を行うものとする。

(危機事象発生時における応援体制)

第4条 応援を実施する市(以下「応援市」という。)は、危機事象が発生した市(以下「危機事象発生市」という。)の災害応急対策及び災害復旧対策が効果的に実施できるよう支援するものとする。

2 応援市は、危機事象発生市の要請に応じて、第2条各号に掲げる応援を行うものとする。ただし、震度6弱以上の地震が観測された場合又は構成市間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生市の要請がなくても、応援市の判断により応援を行うものとする。

3 応援市は、第2条第3号に掲げる応援を行う際は、危機事象発生市と十分に協議を行うものとする。

(危機事象発生時における受入体制)

第5条 危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として危機事象発生市の負担とする。ただし、構成市の協議により別に定めることができる。

(事務局)

第7条 本協定に係る事務局を山陰都市連携協議会開催市に置く。

(連絡担当部局)

第8条 構成市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、危機事象発生時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(資料の交換)

第9条 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、構成市が締結する危機事象発生時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、山陰都市連携協議会開催市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成24年10月2日

鳥取県	鳥取市
鳥取県	米子市
鳥取県	倉吉市
鳥取県	境港市
島根県	松江市
島根県	浜田市
島根県	出雲市
島根県	益田市
島根県	大田市
島根県	安来市
島根県	江津市
島根県	雲南市

## (4) 島根県防災ヘリコプター応援協定

## 島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、または影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県防災部消防総務課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象条件を確認の上、派遣するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

(防災航空隊を派遣した場合の連携)

第6条 前条第1項の規定により派遣した場合において、防災航空隊は、発災市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費は、島根県の負担とする。ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

(適用)

附則

- 1 この協定は令和2年10月1日から適用する。
- 2 この協定の締結を証するために、本書24通を作成し、協定団体の長が記名押印の上、各自1通を所持する。
- 3 この協定の施行と同時に、島根県内市町村間で締結した「島根県防災ヘリコプター応援協定」（平成6年3月28日）は廃止する。

令和2年10月1日

## (5)協定一覧

協定名	相手方	締結年月日
災害時における大田市内郵便局、大田市間の相互協力に関する覚書	大田市内郵便局	平成9年6月3日
非常時における飲料供給に関する覚書	森田製菓株式会社・ダイードリンク株式会社	平成18年5月11日
大田市災害対応型自動販売機設置に関する協定書	コカ・コーラウエストジャパン株式会社	平成18年10月27日
災害時におけるさひめ野と大田市との協力に関する協定	有限会社松乃家さひめ野	平成19年4月23日
災害時応急対策業務に関する応援協定書	一般社団法人大田建設業協会	平成23年4月1日
災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局	平成23年7月19日
災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力株式会社出雲営業所・中国電力株式会社浜田営業所	平成23年12月15日
災害発生時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書	国立三瓶青少年交流の家	平成24年8月22日
災害時における応急生活物資配給など支援協力に関する協定	生活協同組合しまね	平成25年11月20日
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社島根支店	平成25年12月20日
災害情報放送に関する協定書	石見銀山テレビ株式会社	平成26年2月20日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	大田市介護サービス事業者協議会	平成26年2月24日
災害時における緊急用LPガスの調達に関する協定書	一般社団法人島根県LPガス協会、島根県LPガス協会大田支部	平成26年2月27日
災害時における石油燃料の供給に関する協定書	島根県石油協同組合大田支部	平成26年8月28日
災害時における復旧支援協力に関する協定	日本下水道事業団	平成30年1月17日
災害時における飲料水の供給など支援協力に関する協定	山陰クボタ水道用材株式会社	平成30年5月24日
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	平成30年11月13日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和3年5月31日
市内避難所の安全性調査に関する協定	県央地域型住宅供給協議会	令和3年6月25日
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	令和3年10月18日
災害時における物資（G72BOX）の保管等に関する協定	ミューチュアル・エイド・セオリー株式会社	令和4年11月1日
災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	石見銀山テレビ放送株式会社	令和4年11月18日
広域水災発生時の共同取り組みに関する覚書	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社	令和4年12月23日
災害時における給電車両を用いた電力供給の協力に関する協定	島根トヨペット株式会社	令和5年3月15日

## 4-5 島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、島根県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

（防災航空隊の設置）

第4条 業務を円滑に遂行するために、市町村消防本部、一部事務組合消防本部及び広域連合消防本部派遣の消防職員で防災航空隊を構成する。

- 2 防災航空隊は、隊長、副隊長及び隊員からなる。
- 3 防災航空隊は、直接航空消防活動に従事する。

（運航基準）

第12条 防災ヘリは、次の各号に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

（1）救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など

（2）救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など

（3）火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など

（4）災害応急対策活動

災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など

（5）災害予防活動

災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など

（6）技術習得訓練活動

上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練

（7）一般行政活動

一般行政及び啓発活動での活用

（8）その他総括管理者が必要と認める活動

2 防災ヘリの運航は、整備点検及び気象条件等により運航できない場合を除き、原則として、午前8時30分から午後5時15分（以下「運航時間」という。）までの間とする。ただし、第13条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

（緊急運航）

第13条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第4号に規定する運航をいう。

- 2 緊急運航は、前条第1項第5号から第8号に規定する運航及び前条第2項に規定する運航時間に優先する。
- 3 省略
- 4 省略

（使用手続）

第27条 防災ヘリの使用（緊急運航を除く。）を希望するものは、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）を総括管理者に提出するものとする。

（使用承認）

第28条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（様式第5号）を交付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年2月1日から施行する。ただし、第12条から第13条の規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年2月1日から同年3月31日までの間の運航については、運航管理責任者が定めた業務計画に基づき運航する。

附 則

（略）

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



#### 4-6 島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要領は、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、島根県防災ヘリコプターの緊急運航について必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第2条 緊急運航については、要綱及び島根県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の基準）

第3条 要綱第13条に規定する緊急運航は、別紙1に掲げる基準に該当する場合とする。

（緊急運航の要請）

第4条 緊急運航の要請は、島根県消防総務課防災航空管理所に直接行う。

2 前項の要請は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

（要請に対する回答）

第6条 所長は、前条の決定結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

（受入体制の整備）

第9条 要請者は、第6条により出動決定の回答を受けた場合、次の事柄について綿密な調整を行うとともに、結果を速やかに所長に連絡しなければならない。

- （1） 離着陸場の確保及び安全対策
- （2） 傷病者の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
- （3） その他必要な事項

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 4-7 島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

### 1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 県土及び県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することが目的である場合
- (2) 緊急にヘリコプターが運航を行わなければ、県民の生命、身体及び財産が重大な危険にさらされる恐れがあるほどの、差し迫った必要性がある場合
- (3) 防災ヘリコプター以外の手段では、十分な活動効果が期待できない場合

### 2 該当事由

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動

### 3 緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由の運航基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動
  - ア 被災状況等の情報収集・伝達活動
 

災害が発生する恐れ、又は発生した場合で、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合
  - イ 緊急輸送
 

災害が発生した場合で、被災地に救援物資、医薬品及び人員等を搬送する必要があると認められる場合
  - ウ その他
 

災害対策上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合
- (2) 火災防御活動
  - ア 被災状況等の情報収集・伝達活動
 

大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあり、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合
  - イ 空中消火活動
 

大規模林野火災が発生し、地上消火活動が地理的に困難であると認められる場合
  - ウ 消火資機材等の搬送
 

大規模林野火災等において、地理的に資機材等の搬送が困難な場合
  - エ その他
 

火災防御活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合
- (3) 救助活動
  - ア 事故等における捜索・救助活動
  - イ その他
 

救助活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合
- (4) 救急活動
  - ア 傷病者の救急搬送
 

離島、山村等の交通遠隔地並びに高速道路等の事故現場から、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合
  - イ 転院搬送
 

県内の中核医療機関等から県内遠隔地の高度・先進医療機関へ、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合
  - ウ 救急活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

## 4-8 避難情報等情報伝達に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、島根県避難情報等情報伝達連絡会規約第7条に基づき、災害時の避難情報等の情報伝達について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる情報)

第2条 対象となる情報(以下「情報」とする。)は下記のとおりとする。

(1) 避難指示、緊急安全確保及び高齢者等避難の発令

① 災害対策基本法(以下「法」という。)第60条第1項に基づき市町村長が行う避難指示及び法第60条第3項に基づき市長が行う緊急安全確保の発令

② 法第60条第6項に基づき島根県知事が行う避難指示及び緊急安全確保の発令

③ 市町村長が地域防災計画に基づき行う高齢者等避難の発令

(2) 避難指示、緊急安全確保及び高齢者等避難の解除

① 法第60条第5項に基づき市町村長が行う避難指示及び緊急安全確保の解除

② 法第60条第6項に基づき島根県知事が行う避難指示及び緊急安全確保の解除

③ 市町村長が地域防災計画に基づき高齢者等避難の解除

(情報の内容)

第3条 前条で定めた情報の内容は下記項目のとおりとする。

(1) 避難指示、緊急安全確保及び高齢者等避難の発令

(2) 避難指示、緊急安全確保及び高齢者等避難の解除

(3) 対象地区

(4) 発表時間

(5) 対象人数

(6) 対象世帯数

(7) 発表事由

(8) 必要であれば避難先

(9) それぞれの情報に対応した警戒レベルの付与

(伝達手段)

第4条 情報は別紙1で定めた様式で防災行政無線FAXにより伝達することを原則とし、必要な場合はFAX送信について電話で確認することとする。

(情報伝達系統)

第5条 情報伝達系統は別紙2のとおりとする。

(住民への伝達)

第6条 放送事業者は、市町村(場合によっては島根県消防防災課)から情報のFAXを受信した場合は住民に周知するため、自主的な判断により放送するよう努めることとする。

4-9 学用品の給与

学用品の給与状況(災害救助法様式18)												
											市町村名:大田市 No. /	
学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給 与 品 の 内 訳						実支出額	備考
					教 科 書			学 用 品				
					教科			品名				
				月 日							円	
				月 日							円	
				月 日							円	
				月 日							円	
				月 日							円	
				月 日							円	
				月 日							円	
				月 日							円	
				月 日							円	
				月 日							円	
小計	小学校 校		人					数量			円	
合計	中学校 校		人					数量			円	
学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。					(注)	1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した月日を記入すること。						
年 月 日						2 「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。						
給与責任者(学校長)氏名					印	3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。						

4-10 災害救助基準

(令和5年12月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期わたる場合等においては、避難所へ避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施、することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。また、原則として公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても、小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は、2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる		

大田市地域防災計画 資料編

		2 基本額 地域の実情に応じた額	借上げ、提供	保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班:使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所:国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者:協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1当り ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ② 半焼又は半焼に準ずる程度の傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する						

大田市地域防災計画 資料編

			非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たりの金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内  一時保存: ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1 体当たり 5,500円以内  検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条1項)	1 被災者の避難にかかる支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象と

				する。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



## 4-1-1 年別地区別火災発生状況（過去10年間）

（出典：大田市消防本部）

地区別 \ 年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
大田	1	2	2	1	2	6	1	4	1	3	22
川合	1		1					1	3		7
大屋			1		2					1	4
久利	2					1	1			3	4
富山	1	1		1			1	1		2	6
朝山		1		2		1		1		1	6
波根	1			1					1		4
久手	4	4		3	4	2	2	2	2	2	24
鳥井	1	6	2	3	1	2		1			17
長久		1	1		1		2	2	3		13
静間	1	1	1		1	1	2	1	1	1	10
五十猛	1	3		1	2		2		1	1	12
大森	1		2		1						4
水上			1	1		1	2	2		2	9
祖式	1	2				1		3	3		10
大代	2			1		1	3				7
池田		1			2	2	1	1	1		11
志学	3	3	1	1	1	2		1			12
多根	1	1			1						3
山口						1			1		2
湯里		3	2			1	1				9
温泉津	2	1	1		1		1				6
井田	2			1	1	1		1		1	8
福波						4			2		8
仁万		1	1	1	1	1	1	2	1		10
宅野					1	2	1	2		2	7
大国	1	1	1	1					1		5
馬路		1			1		1		1	1	7
合計	26	33	17	18	23	30	22	25	22	20	236